

荊冠

No. 3 1971・8



荊冠編集委員会

衡平社趣意書

公平は社会の根本で、愛情は人類の本領である。それが故我等は階級を打破し侮辱的称号を廃し教育を奨励し、以て我等も本当に人間として生きんことを期するのが本社的主旨だ。今我が朝鮮白丁は如何なる圧迫の下にいるか？ 過去を回想すれば終日痛哭の血涙を禁ずることが出来ない。

斯様な地位と条件問題等を提起する余暇もなく目前の圧迫を恐れ自由を絶叫するのが我等の急務であることは的確である。卑しく貧しく劣弱にして賤視せられ、自ら屈して来た者は誰ぞ。

噫、それ我等白丁ではなかった。

社会は我等に如何なる態度をとったか。所謂知識階級は我等に対して圧迫と蔑視と侮蔑とだけ与えて呉れた。

我等は決して侮辱的虐待を受けるものではない。職業に貴賤なし。況して獸類を屠殺する者は我等のみではない。

本社は時代と社会の実状に応じて創立するのみでなく甲午年六月の勅令に依つて我等も既に朝鮮民族の同格に加えられている。

愛情を以て相互扶助し、生活の安定を計り、共同の存栄を期するがために、ここに四十四万の全白丁階級を統合し本社の目的と主旨を徹底せしめんとするのである。

朝鮮衡平社發起人

(一九一三年四月二五日 晋州大安洞に於て)

荊 冠 No. 3

目 次

- ◎ 4 アジア侵略に抗し、日本帝国主義を打倒する部落解放運動
杉 進 也
- ◎ 19 部落解放運動は武装闘争である
- 28 狭山差別裁判徹底糾弾勝利のために
28 狭山差別裁判を糾弾し、石川一雄被告の即時釈放を求める請願書
- ◎ 30 狭山差別裁判の差別性とは何か
— 検事論告・判決文・弁護側控訴趣意書を糾弾する —
沢 山 保太郎
- 37 資料——浦和地方裁判所判決文
- 53 資料——弁護側控訴趣意書
- 97 五・三〇関係資料
六・五確認書
六・六確認書

表紙写真は、7・15東京高裁糾弾闘争に決起した、全国部落研連、解放同盟の隊列(日比谷小公園)

過ぎ去りし暴虐の跡、荒れはてて

顧みればすでに十有七星霜

恨みは胸に蘇みがえり已むことなく

愁いは浮雲の漂いと共に消えやらず

数縷の香烟、寂寞を添え

一雙の哀鷗、蒼空に哭いて行く

喟然^{あゝ} 涙をのんで我は空しく墓前に立ちて

凶徒に倒れし父母の寒碑を読みつくし

西の方 あかあかと沈む夕日を見送る

― 原作 辛務楠山 ―

アジア侵略に抗し 日本帝国主義を打倒する部落解放運動

杉 進 也

はじめに

大正十一年（一九二二年）全国水平社創立以来今年で五〇周年をむかえる。水平社運動は、しかし、実質的には、大正十一年三月三日創立から昭和十二年（一九三七）、第十四回全国大会後の九月十二日の拡大中央委まで、十五年間半であり、その拡大中央委以降、十五回、十六回（一九四〇）全国大会を経て、日本帝国主義のアジア侵略戦争体制に屈服、協力し、自来、五年間の空白。戦後、一九四六年二月十九日、部落解放全国委員会を結成し、一九五五年、部落解放第十回全国大会で部落解放同盟と名称を改め、今年三月、第二十六回全国大会を開くまで二十五年間、通算四十年間余の戦闘の歴史になる。

全国水平社十五年の闘いは、差別の一千年史を根底から覆えし、労働者、農民の人民解放と共に部落民の自由と平等への渴望を現実

の歴史に歩を進めた。屈辱の下に、泣き、あきらめ、忍従してきた人々に、決然一致して、苦難に当ることを教えた。その人間性は、差別支配の非人間性を圧倒した。

差別者はふるえあがり、または同情しつつも底にふみつけられた者の憤然とたちあがる人間の力に驚がくしたのである。戦後、飢餓と混乱の中でほうはいとまき起った解放運動二十五年もまたしかりであった。価値観の根本的転換なしには、この部落民の闘いは正當には写らない。それは、差別され迫害されてきた、民衆ではなく、差別支配をなす権力とその社会こそ腐敗し、粗暴であり、根本的改革が必要であることをはっきりと暴いた。

五〇年の中にある十年の空白は、これまでは誰も語ることはなかった。

戦後始めて刊行された解放運動史、『屈辱と解放の歴史』（昭和二十五年、北原泰作著）には、この十年間は、すっぱりと抜け落ち

一、解放運動史の革命的 継承の軸は何か

1、同 和 教 育

最近、「同和教育」関係の教材から驚くべき差別事象が続出している。一つは、鬼の話。鬼は暴れて田畑を荒す。だが、周囲がやさしくしてやれば暴れなくなった。節句の時の豆を鬼は恐ろしがっているが、食べたらいよいよ、という内容。これは明らかに、部落民を鬼に仕立てて融和的同情的態度で接すると部落民もおとなしくなるという露骨な差別教材であるが、ある中学校で同和教育に使われているという。また、蛇の話には、「助けられたへびは美しい女になって恩返しにと妻になり、子供まで生れます。大蛇の正体を見られると子供の乳がわりに目玉を残して去る。」部落民は蛇であるとか、狐であるとか、鶴であるとか、といって差別され離婚させられる。このような差別的民話を何の反論も加えずに教材に使っている。また、さらに、「男の子」の話では、むかし、ある山奥の村に「かみの毛はぼうぼう、顔は黒いし、ぼろの着物を着た」男の子がやってきた。村人は「きのどくがってこの子を村においてやり、みんなでめんどろみであげることにした。ちょうど村はずれに空いている小屋があったのでこの子はそこに住むようになった。」この子は村人の手つだいをし、子供のよい遊び相手となった。特に外敵が来た時この子は率先して何度も撃退した。この内容は常識では理解できない

て何も分らない。この著者は、軍隊内差別に抗議して、名古屋練兵場で天皇に直訴を敢行し、また、戦後、日共第四回大会（昭和二十年）で「被圧部落の解放問題」の提議を行ない、部落解放委員長でもあった。水平社十五年の闘いは、日帝のアジア侵略に対決して、部落厚生皇民運動や「大和報国会」に指導部は転向し、大衆を裏切ったのである。人間は環境の客体であるといつて、時局に便乗した事実を居直ることは、すぎ去った過去の罪悪ではない。

昭和十二年九月、全国水平社は、労働者、農民の組合に続いて日本帝国主義のアジア侵略の前に屈服した。その内部から誰もこれを批判する勢力は生れなかった。われわれはこのことを今、重視せねばならない。日の丸の旗の下でも差別をなくすることはできる。否日の丸の旗、天皇の赤子一如のスローガンでこそ部落解放は達成できる、という考えは、過去のことではない。今、実質上、政府の出した同和対策の下で部落解放を達成しようという考えが、解放運動の全般に一大勢力となって動いている。

水平社創立五十周年において、過去の闘いから何を学ぶかは、直接、現在と将来の闘いの質が何であるかを問う重大な布石である。日帝のアジア侵略に抗する部落解放運動の質を七〇年代の初頭において再び明らかに打ち固めねばならない。いうまでもなく、帝国主義者らの部落の「近代化」解消路線に惑わされ、また、「部落人」を「琉球人」「朝鮮人」と一緒にしてプロレタリアの下層に解消して部落問題を見失ったり（青解）部落民の差別に対する自己意識を「部落第一主義」と批難して「プロレタリア意識」の注入を図ったり（革マル派）等々の錯乱は、結局部落民の苦闘に対して帝国主義者と同様の働きをしないだろう。

い。部落解放の教育者が、何故このような差別を美化するのか。部落民は多く右のような男の子としてつくられた。何処からともなく流入した者を村のはずれに住まし、村の雑用、清掃や、屍牛馬の処理、死体焼きや、村の警固番をやらせてこき使いながら、忌み嫌う。特に村の難事の時には人身御供にする。これが部落の形成の論理である。この教材はむしろこの男の子を村の役に立ったものとして評価しているのだ。

また、学内における極端な差別学級である「特殊学級」が様々な美名の下に積極的に設置され、意義あるものとして教育せられるに至った。かつて「同和教育」は、学内における差別(糾弾)事件に対する事件処理的な火消しの役をはたした。だが、それが恒常化して学内の差別(糾弾)事件をあらかじめ封殺し、もみ消すための予防革命的な制度に発展し、同じクラスの中にはつきりした貧富と結合した社会的身分の差異があるにもかかわらず、「職業に貴賤はない」「皆んな平等」「差別に負けない」とかいって同和懐柔の教育を施してきた。だが今や「同和教育」者共は、権力と一体となつて、学内において能力別という偽装の下に、社会的身分、差別に基づく「特殊学級」制度を、そして、右にあげた「男の子」のような存在や、また、ある同和教育の基礎資料には、「ごみとり」について親の意見としながらも、「みんな大学を出てスツとつとめている人ばかりだったら世の中まわりません。人のいやがる仕事をしてくれる人もいなければ」という風に職業における社会的身分差別を意義あるものとして積極的に子や親に認めさせ強要している。部落民を鬼にたとえ蛇や狐に似せて差別をあおるに至ったのだ。一体これが

たことである。即ち、「この時期の糾弾は、差別を觀念としてとらえ」ていたと前置して、大正十二年の奈良で起った水平社の国粹会に対する武装闘争や、大正十四年、群馬県の世良田村事件、大正十五年の福岡連隊事件等を取りあげ「これらの糾弾闘争が示すようにこの時期における差別糾弾闘争の決定的な弱点は、解決主義偏向に陥っていたことであつた。これが支配階級の弾圧を容易に許す結果となつた」と。

「解決主義」とは、解放運動の方針上に幾度か出てくるが、権力とそれにあおられた差別者達の迫害に敢然と反撃し、非妥協的に、従つて非解決主義的に権力の中枢部をゆさぶり、部落民の大きな政治的地歩を進めた闘いの意義を軽んじ、否定しようとしているのは明白である。確かに、一九五一年の第七回全国大会の方針書にも、解決主義が批判されている。しかしそれは、次のようなものであつた。

「最も注意すべきことは『解決主義』であり、これこそボスを発生せしめる基盤となる。

差別は社会的政治的問題として生起しており、当然政治的解決の方向をとることなしには大衆闘争をまき起しその自覚をうながし、全人民の民主的統一戦線をつくり出すことはできない。差別糾弾闘争が部落解放への一つの里程碑として前進的にとりあげられず、その闘争を通じてもろもろのカムフラリアが付随的に提起せられず、権力闘争へのなんらの転化が生れなかつたならば、それらの差別糾

解放教育といえるであろうか。日共系の教師達はこれに劣らない。かつて東上高志(日共系の同和教育のリーダー)が雑誌「部落」六年四月号の中で「東北の部落」と題する露骨な差別記事(一般民の差別言辭「部落民は、犬やネコを食う」などを「平素の生活の知恵」などと肯定して宣伝)を擁護したり、また、矢田の差別事件、差別映画「橋のない川」の上映運動、また、最近の大阪市教組役員での差別ピラ(解同をけもの手で表現)等、彼らは融和主義者と一体となつて差別教育をばらまいている。

2、第二十六回全国大会

狭山差別裁判をはじめ国家権力による差別事件は続発し、部落民の糾弾闘争の否定、部落の存在そのものが融和主義者と一体となつた行政権力の無慈悲な近代化の「地区整理」、ブルドーザーで四分五裂に破壊され、部落の農漁業、部落の伝統産業の切り捨て「転廃業」促進の答申が現実に進展している中で、水平社五十周年を記念する第二十六回全国大会がもたれたが、一方では部落民の主体的危機は高まつている。

一九七一年三月三日、四日の部落解放同盟第二十六回大会は、帝国主義の同和政策の集大成Ⅱ同対審答申に対する何らの批判も依然としてなされず、差別糾弾闘争も、すべて、この帝国主義同和策推進の行政闘争のテコとしてしか位置づけられなかった。

そして驚くべく悲しむべきは、その伏線として水平社の主要な戦いが、「解決主義偏向」「觀念的」という名をもつて大きく否定され

弾闘争は全く無意味なものとして終るであろう」ということである。

解決主義批判が融和的に使用され出したのは、解同内の日共の支配が強まる同盟十五回大会以降であり、とくに行政闘争方式との対比として使われている。一九六三年十月の「解放新聞」紙上にのせられた「行政闘争」の解説の中で「行政闘争は部落解放運動の基本的な闘争形態であり、差別糾弾闘争の最高の発展形態である」として「差別糾弾闘争は、戦前の闘争形態からあまり発展させられていないし、今日ではこのことが解放運動の発展の障害ともなっている」とし、「すなわち、事件中心の偏向、解決主義的偏向は克服されていない」と。

戦前の水平社の闘いは、不十分だという批判はあつても、やりすぎだというのは差別者以外には誰もいない。それを日共と融和主義者は、水平社の闘いは、個人糾弾に偏したとか、觀念的とかと批難して、戦後の解放運動を経済主義的要求闘争—行政闘争の枠内にとじ込め、自治体との交渉運動に局限してきたのである。

内務省直属の私設右翼暴力団国粹会の総裁は、部落融和運動の中央組織「帝国公道会」の会長大木連吉伯その人であつた。部落民へのアメとムチの張本人の攻撃との闘いの評価は、三島の屍をあさる現今の右翼の抬頭を見る時、われわれは大いに教訓とし青年に語り伝えねばならない。権力と一体となつた差別民衆の部落襲撃の事実、関東大震災時の朝鮮人中国人大虐殺とともに、まさにアジア侵略体制から必然的に到来する事実として警戒せねばならない。帝国主義軍隊として公然と登場した自衛隊内に、一層、部落差別や排外思想がふき込まれることは明らかであり、徴兵制下には、部落民の

兵営内の死闘が展開されるに違いない。水平社の軍隊内差別撤廃闘争はわれわれを勇気づけ、小西三曹ら現代の労農兵士の反軍闘争と結びつき一層発展させるだろう。福連事件や高松差別裁判糾弾闘争は、多くの労、農、兵の共感の下に展開された。

これらの闘いは、水平運動の核心的な闘いである。水平社は、政府、軍隊、右翼、本願寺ら宗教権力、裁判所、地主、町村役場、学校、資本家、マスコミ、警察、融和団体、華族制度、差別的諸個人等、あらゆる帝国主義の権力機構に対し、差別撤廃と生活を防衛して糾弾した。決して個人的でも観念的でもない。

われわれは水平社に何も誤りがなかったというのではない。部落解放の根本的理論において、帝国主義段階の資本主義の性格がはっきり把握されず、様々な試行錯誤をくり返し、結局、二段階革命論的にブルジョア革命によって解決できるかの如く論を立て、帝国主義打倒（プロレタリア革命）の立場からは、一切の闘争が指導されなかったこと。そこから結局、日帝のアジア侵略体制と対決できず屈服し戦争に協力したこと。

にもかかわらず、われわれは、水平社が反封建的な立場ではあったも、現実のその闘いが日本帝国主義の融和差別政策と社会体制に打撃を与え、多くの部落大衆を権力の差別から目覚めさせ、自主解放の旗を立てて猛然と進撃した事実、差別徹底糾弾闘争と生活擁護闘争がありなす反帝国主義の部落解放運動として、はつきりとならえ返し、われわれのものにしなければならぬと考えている。

戦前の水平社運動のこの反権力闘争を否定せんとするのは、現代の要求―行政闘争、答申完全実施運動をより押しださんとするため

の問題だけに局限するのは大きな誤りである。

しかも就職の問題でも、単に「行政的」に解決できるものではない。何よりも個別資本の工場での差別労務支配、帝国主義ブルジョア―総体の労働者政策、失業対策と対決し勝利しなければ基本的な解決せず、行政は、労基局や職案を介して帝国主義ブルジョアの差別労働政策の補完、救済しかしようとしていないのである。

中央、地方の行政機構は今日肥大化し、膨大な権力をもって人民を直接地域的に支配、収奪しているが、しかし、資本家は、自分の私有する財産による労働者の搾取、価値の増殖は基本的に自分が握り、そのためにこそ、国家権力と行政機構を独占しているのである。産業予備軍を必要としつくり出し、部落民を必要とし、部落民から土地や仕事をうばい、または極くわずかな、みじめなばかりに制限して与えている日本の資本家的生産様式を廃止しなければ、部落民は依然として自分ではなくても誰かが産業予備軍に、生れた時から、または、失業して転落せざるを得ない。これは、その資本家ににぎられている行政によつては解決しえないのである。したがって行政闘争は、最高の糾弾闘争ではない。行政は、失業対策事業を設けたり廃止したりすること位しかやらないのである。行政的に失業そのものをなくすることは出来ない。

われわれにとつて最高の糾弾闘争とはそれでは何か。解答。社会の革命、これである。帝国主義打倒とプロレタリア革命以外に部落問題の解決はない。これは、極く単純な認識である。

現代の行政闘争方式は、一九五八年、第十二回大会（昭和三十年）によつて確定した。部落民の市民的権利を保障させるためにあらゆる要求、差別事件を行政闘争に組織し、「行政のあり方を変

である。

即ち、第二十六回大会議案は「差別の本質」として「部落民に市民的権利、就職の機会均等、教育の機会均等、居住の自由の権利が行政的に不完全にしか保障されていない」こと、とくに、「就職の機会均等の権利が行政的に不完全にしか保障されていない」ことが強調されている。この差別の「本質」というのは、極めて部分的表面的であり、部落民の仕事、あるいは生業の問題は、単に就職の機会均等だけではなく、海や土地、山林の解放と差別撤廃問題など、土地の私有制における差別制度と極端小農漁民の温存策、部落の零細皮革産業等いわゆる部落産業への社会的差別偏見と大企業の圧迫搾取、臨時工、社外工、日雇いなど就職後の身分差別と低賃金の資本家的搾取制度、そして、産業予備軍としての大量の失業者群の温存、仕事の問題だけに限っても、就職の機会均等に限られない。教育の機会均等の問題も差別同和教育の全般の個別的差別であり、教育内容、教育条件における差別政策は今とはとくに重視せねばならぬ。

「差別の本質」は、何よりも、政治的無権利（無権力）、法的身分差別（差別裁判のみならず憲法第十四条も教育基本法第二条、労基法第三条も「社会的身分による差別」は禁じてあるが「社会的身分」そのものは認めている）、環境整備、災害対策などを含む行政施策上の差別、個別資本家による工場や職場における差別労務策、軍隊、裁判所、マスコミ、商店、諸個人の差別等々、総じて、帝国主義の政治的社會体制―人民の分断支配にこそあり、姿意的に部分

えるという方向をめざすもの」にした。

これまでの路線、反封建・権力闘争―「民族解放民主革命の一路線」と大きく変り、日共の「反帝反独占、反封建」コースへの政治的転身と一体となって要求―行政―国策樹立方式に転換した。これまでは、たとえば、第九回部落解放全国大会方針（一九五四年）には、「差別糾弾闘争は、最近では差別事件をきっかけにして、差別支配にむかつて闘いをすすめるということがようやくかなり徹底した。われわれはこの闘いをますます発展させねばならぬ。差別支配との闘いは、市町村の差別行政について改善費を獲得するというところに固定せられるなら、それは融和主義につうずる」「部落民のどの一つの要求をとつても、それは必然的にほかの要求とむすびつき、それらの全体が差別支配の廃止、したがって、民族解放・民主革命という政治闘争に結晶してゆくことの出来るものである」。また一九五一年の第七回全国大会でも、「部落解放委員会の当面の任務」として、生活擁護闘争と共に、「差別徹底撤廃闘争」をかけた、「あらゆる地方の差別問題はつねにだちに中央に報告され、全部落民の問題としてたたかれ、差別的根底へ向けての闘争に発展させられなければならない」「全部落大衆の憤激をたかめ」「あらゆる日常問題のための闘争をおこし」「政治闘争に計画的にもり上げてゆかねばならない」「その闘争を通じて、もろもろのカンパニアが付随時に提起されず権力闘争へのなんらかの転化が生れなかつたならばそれらの差別糾弾闘争は全く無意味なものとして終るであらう」と。

「アメリカ帝国主義とその支柱である天皇制、独占資本主義、封建的大地主制の支配と搾取が差別を残している」として「民族解放

民主革命」という二段階革命論の誤りにもかかわらず、すべての要求、差別糾弾事件を政治的権力闘争として発展させてきたことは重視せねばならない。ただ、その闘争が、基本的に、部落大衆の独自の政治闘争としてではなく、労働者、人民の一般的「民主統一戦線」に解消されて組織されたことは誤りであつたであろう。そして、われわれは、この二段階革命論にもとづく政治闘争が基本的に部落問題そのものを、帝国主義にたいする政治闘争としてではなく部落解放闘争を一般政治闘争より低次の、したがってそれに発展（解消）するという民主主義闘争を防衛、要求闘争としてしか位置づけていないという事実において現代の融和主義路線と基本的に変わらないということをおさねばならない。

かくて、第十一回大会で激しい論争の末、第十二回大会で確定した行政闘争（差別行政反対闘争）は、一九五五年、第十回大会の綱領を破棄し、第十五回大会（一九六〇年）の現綱領に結実したのである。

現綱領は、その前文に、「資本主義発展の過程において、支配階級が人民を搾取し支配するために封建的遺制を温存し利用した」とし、アメリカ帝国主義に従属する日本独占資本によって「身分差別と階級的搾取」を部落民は受けているとしてあらゆる「要求」「市民的権利」を大衆闘争に組織せよ、としている。そして、「要求と活動の基準」として「生活の向上と環境改善、社会保障獲得」「土地と仕事と産業振興」「教育と文化」「平和と独立と民主主義」という要求が示されているが、政治権力と法的地位と、団結と糾弾権の獲得目標なしには、ブルジョア的要求は元より窮極の完全解放の

地步でさえ獲得できないだろう。

第十二回大会以来日共的政治色の強い時期（特に十七回・一九六二年、十八回・一九六三年、十九回・一九六四年）、第二十回大会一九六五年以降現代までの違いはあるが、基本的に、要求「行政・国策路線は変っていない。われわれは、部落問題のプロレタリア的解決は帝国主義打倒という政治的経済的社会的変革と思想的文化大革命を経ずには何ら解決しないことをはっきりと表明し、そのためのプロレタリア独裁とその樹立のための武装蜂起を大衆に呼びかけねばならない。

第二十六回全国大会議案書は、第二十回大会以来の同対策答申完全実施路線が基本に貫かれている。

昭和四十年に内閣に出された同対策審議会答申については、われわれはすでに基本的に批判してきた。この答申の評価をめぐって第二十回全国大会は日共と無党派間が対立した。日共はこの答申の評価には極めて消極的であつたが、しかし基本的には支持した。答申完全実施路線は、これまでの十二回大会以来の「部落解放国策樹立要求運動」にとつてかわつた。

内閣に設けられた同対策審議会（会長、木村忠二郎全国社会福祉協議会副会長）は、昭和三十五年、総理府や、大蔵、法務、文部厚生、農林、通産、労働、建設、自治省の副長官、事務次官と姫路市長、解同、同和会、社会福祉協議会、新生活運動協議会、朝日新聞論説委員、東大、都立大教授、東京家裁調停委員らによる、過半

めに、部落差別が残ったという。しかも差別には「心理的差別と実態的差別」とがあるとしている。

の官側と融和団体及びブルジョアの学者、ジャーナリスト、そして解同一名によって構成され、当初から、極めてギマン的に、即ち、全国部落の過少の算定、部落民の生活実態の浅薄なる調査など、部落問題の社会的存在意義を軽視する政府の意向が貫かれていたが、出された答申（四つの部会報告付属）の内容は、極めてギマン的な代物だった。それは、①差別的予断と偏見に基き、差別を助長しながら調査をなし、それによって得た一般民の差別偏見を肯定した調査部会の報告を基礎として②部落を悪の巢の如く描き、部落共同体そのものの解体破壊を基調とする環境改善部会報告、③部落の農、漁民、部落の零細企業の転業、廃業を促進する産業職業部会の報告④乞食の子供も富豪の子供も、人間として平等という教育部会報告を総括して要約している。答申はまず、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題にあり……基本的人権にかかわる課題である」とし「その早急な解決こそ国の責務であり同時に国民的課題である」としている。部落問題の解決を「国の責務」として認めたことは重大であるが、しかし、「国の恥」とか「恥ずべき社会悪」という部落の存在を日本の恥部と考える態度に見るように、差別的な「責務」の設定、即ち、部落の一般化、近代的「解消」を意図するものである。戦前の融和事業の国の方針と変らない。第一部の「同和問題の認識」において「同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているということが出来る」と全く逆の偽りを前提として同和地区は「封建社会の政治的経済的社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落」といって現代の経済の「二重構造」を反映した社会面には、近代的市民社会と前近代的身分社会の二側面があり、そのた

幕藩体制下で全国的にばらまかれ、固定されてつくり出されたエタ・非人の身分差別制度を日本帝国主義が解消せず、温存し拡大して差別分断支配と「国民融和」の犠牲にして来たことは何ら明かにせず近代と前近代、心理、実態の問題にすりかえ、階級的な支配、被支配の関係による差別を完全にインペイして、「同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入」することが「同和問題解決の中心的課題」などといっている。部落民の苦しみから、近代的プロレタリアの苦しみへ発展、移行することが部落解放なのではない。第一そのような転身は不可能である。

答申の部落対策の具体案は、部落民の存在条件そのものの破壊（部落改善とか、地区住宅整備とかの名によって、部落に巨大な幹線道路が縦横に導入されて四分五裂にされかかっている）、部落民の農漁業、伝統産業の剝奪が「近代化」の内実であり、臨時工、社外工身分の「常用化」固定化、失対事業の全廃方針が主要産業の導入の具体策である。

第二部の「同和对策の経過」では米騒動に参加した、部落民の闘いや水平社の糾弾闘争を「反社会的エネルギー」「反社会的現象」と呼び、部落民の歴史的闘いを改善運動的に至少化し、反権力闘争の質を換骨奪胎している。昭和十年、水平社に対抗し、部落大衆を眠り込ませるために官民合同して作定せられた「融和事業完成十ヶ年計画」を大いに賛美して同和会や、同対協など反動的融和団体を

大いに持上げている。

一九六五年、第二十回全国大会は、この「答申」完全実施を要求闘争—行政闘争の基本軸にすえ、「階級闘争主義」を否定し「民主主義の運動」として解放運動を規定した。

部落解放運動は日本人の階級闘争の一環であり、部落民への封建的身分差別撤廃の運動である。この闘争は、基本的に政治闘争であり、部落の生活と生命を防御し、政治的、法的、社会的、身分差別糾弾の闘いであり、差別と搾取のない社会を建設するまで完了しないである。就中、ひん発する権力による差別に対する部落民の糾弾闘争は、部落大衆の憤激を広範に呼び起し、非妥協的な権力闘争に発展するものであり、解放運動の本領ともいうべく、これを軸にして次々と資本家や地主、家主、行政当局、宗教、マスコミの差別支配の現実があばき出され、様々な生活防御の諸要求が、政治的にわき起ってくる。

二十回大会、二十一回大会、二十二回大会と同じような傾向が続き、一九六八年の二十四回大会では、壬申戸籍や文部省の差別指導要領問題が出て、また第二十五回大会、今年第二十六回大会で狭山差別裁判や興信所の差別調査などで差別糾弾がとりあげられているが、それはあくまでも「日常要求闘争のテコ」としてしか位置づけられていないのである。

最後に第二十六回大会の方針中には「行政闘争における要求闘争の形態について」の所で、「大衆動員でおしかけるのもよいが粗暴

二、部落大衆の居住と生活を 防衛し、狭山差別裁判、 新宿騒乱差別事件糾弾闘 争を爆発させよ

さてわれわれは、単なる批判家であってはならない。われわれはわれわれの闘争の方針を示し、その実現を期さねば、いかに融和的といえども、現実要求闘争をしている者に及ばないのである。部落大衆から大いに学び、これまでの闘いを受けつがねばならない。

われわれは権力による差別を特に重視し、徹底的な糾弾闘争を政治的社会的によび起し、そこから、部落のあらゆる不平不満、要求を組織し、支配階級へ大衆闘争をぶつけなければならぬ。われわれは部落の解放運動と一般政治闘争というふうには考えない。われわれは部落問題を政治闘争に転化し、爆発させる。行政的解決のワクを突破し、階級闘争の一分野として部落大衆の差別への闘いを解放せねばならない。

狭山差別裁判糾弾闘争は、事件から九年目になるというのに、部落に大衆化されず、国民的世論もわずかしかがつていない。一番の検事論告と判決文と、弁護人の控訴趣意書は、東京高裁において石川青年の死刑を迫っている。次々と現れる証人達も、差別偏見のもとに「石川有罪」の偽証を続けている。社会を震憾させる事件が起れば「部落民がやった」とデッチあげる権力の意図は差別的世論

な行為や野卑な言葉をつつしむべきである。……いたずらに感情をたたらせ、相手の人格を傷つけるような言葉をおこなうことはきびしく戒めなければならない」といつているが、これは第二十回大会の方針書をそっくりそのままくり返したものであり、部落大衆が直接差別行政に対する糾弾と要求闘争に参加し、怒りをぶちまけ権力者の差別性を暴露する闘いを侮蔑するものである。直接の大衆団交は差別行政糾弾闘争の命であり、決定的な武器であるのだ。

「粗暴な行為」「野卑な言葉」の中にこそ、糾弾する者の力と怒りがこもっている。権力に卑屈にされていた者の自立の叫びがある。われわれは部落大衆に暴動を呼びかける。われわれは武器をとり血潮を流して権力者を行政官庁や工場、地域からたたき出すように大衆を組織する。われわれはブルジョア的な上品さや、階級社会の敬語を破棄せねばならない。権力や差別者を公然と面罵せねばならない。われわれは「反社会的」である。われわれは内乱の野望を持っているのだ。行政の予算の多寡を争っているのではない。権力に向ってわれわれは、山よこせ！海よこせ！土地よこせ！工場をよこせ！差別をなくせ！命をかえせ！部落や町をとりもどせ！権力を力をよこせ！労働と生活を！自由と平和と自然をよこせ！お前らは出ていけ！という闘いをやっているのである。これのどの一つも、「粗暴」であり「野卑」であり、きつと支配者とその官僚どもの「人格」を傷つけるものとなるだろう。

に包まれて、未だ、十分暴露されてはいない。

昭和四十二年十一月二十一日新宿騒乱闘争の折、部落青年半沢君が逮捕された。彼には騒乱罪、現住建造物放火が何の証拠もないのに適用され、重刑が課せられようとしている。人民の歴史的な内乱的闘争の時、権力は米騒動に使った闘う人民への部落民を犠牲とした、差別分断策動をぶち込むことによって、乱を鎮め、人民に逆襲し、部落民を一層差別の深沼に陥れようとするのだ。それは、国民一体、君臣一如をかかげて来た日本支配階級の危機における伝統的な起死回生の寝わざである。

新宿騒乱差別事件の真相は、七〇年代から二〇世紀後半の日本階級闘争に、よりひんばんに、より大がかりに出現するにちがいない。われわれは部落民の主体的全力量をかけ、闘う労働、学、市民と合体して、この差別攻撃を粉砕し乱世を革命でもって勝利的に生きぬかねばならない。

半沢青年にかけられた新宿騒乱差別事件は、狭山差別裁判の政治的意味を鮮明に照した。

狭山事件と新宿事件は、支配階級の意図を互に補充し合った。即ち、前者は一般的凶悪犯罪において、適当な「真犯人」をつくり出すことが出来ない場合、周辺一般民の差別偏見を利用して、事件周辺の「特殊部落」に差別の目をつけ（一）その住人を犠牲にすることによって、（二）つぎには、司法当局の無能と責任をのがれ、（三）次に、人民内部に「部落民は恐ろしい」という一層の差別偏

見を助長拡大し、分裂支配を深め(四)そして、部落民を一層の差別の苦しみの中に就職結婚等あらゆる面での社会的進出・交流を閉じ込め、(五)自主解放への目覚め、動きに恫喝を加え、おびえさせ絶望させようとしたものであり、これによって支配階級の公権力の威厳と、部落差別による人民分断支配という二重の政治的目的を貫徹するものであり、従って、これに対する闘いは部落差別撤廃、人民の階級的団結を軸として必然的に司法権力への反権力的な力として政治的に爆発せざるを得ない。さらにこれが後者の場合には、米騒動と本質的に同じく、部落民が人民とともに帝国主義権力に公然と反乱した時に、これまで人民分断の「好餌」として来、彼ら支配者自身「特殊なもの」「反社会的なもの」として常日頃嫌忌して来た部落民に対して特別な憎しみをもつとともに、累卵の体制危機において、破防法など狂暴な大弾圧を全般的に加えてくることと伴用して、この反乱民衆の中の部落民を特に指さし、民衆の日常的な差別意識を利用して「特殊部落民の挑発だ」「彼らに利用されている」と逆宣伝することによって、(一)差別を決定的に高め、(二)人民軍の分裂と混乱を図り、(三)さらに反権力を反部落民「エタ狩り」に転化させて乱を鎮圧するという伝統的な日本型反革命の陰謀の構図を新宿事件は如実に示すものである。日本人民の闘いを治安維持法、破防法でもって大弾圧を加えながら部落民や、在日朝鮮人・中国人への民族排外主義と差別キャンペーンを補完的に併用し、天皇を頂点とする反動体制を逆転的に強化するのである。幕末の農民一揆においても、また、明治初期の農民闘争においても、帝国主義下の米騒動においても、関東大震災時においても戦後革命の動乱期においても、そして今日の入管体制、狭山、新宿差別攻撃におい

うに部落が悪いのが差別であり、だから一般民に差別されるという差別偏見ではない。従って差別への闘いは予算獲得や担い手のない「イデオロギー闘争」などではないのである。

部落民への差別はあらゆる生活の面に貫かれ現われているが、前に反論した通り政治的無権利、法的地位における封建的社会的差別身分の不撤廃、生産手段の完全な剝奪と経済的地位の極端な不平等部落差別をある権力、中央、地方の行政当局、学校、マスコミなどの差別宣伝と政策、部落民の団結・糾弾権の不当なる不承認等による権力と民衆が一体となった部落民への蔑視と人権じゅうりんと生活・人命の破壊、あらゆる生産、社会的進出と交流からの疎外と屈辱的な身分の強要、これである。

従ってわれわれの闘いの領域は封建的身分差別撤廃の闘いを基軸として、あらゆる面に発展させられねばならない。

われわれは全国六千の部落の解体を許さず、此処を根城としてうちかため、ブルジョア民主主義の政治においても、正当なる政治権力の分与を、立法、司法、行政の三権に要求しかちとらねばならない。その民主的権利を確保するためにも、われわれは要求を部分的に代行してくれる革新政府や、革命権力ではなく、直接われわれは権力を掌中にして、プロレタリア人民とともに、プロレタリア独裁をかちとり部落民の運命を自ら決定せねばならない。

インドでは「不可触賤民」は独立後一定期間、国会議員の一定数を保障されていた。「社会的身分による差別」を禁ずるだけではなく、われわれの即ち、封建的差別身分、「エタ、非人」の制度そのものの「社会的身分」そのものの廃止をかちとり、法廷における部落民を理由とした差別判決を断固一掃し、契約や、所有等、あらゆる

て、われわれはそれを見ることが出来る。これに対する闘いはしたがって「政治闘争と関係のない」部落解放運動ではなくて、部落差別撤廃の独自闘争が全人民反乱との直接的結合をかちとることなしには、勝利しえないものである。自己自身の部署における闘いとは帝国主義段階の今、常に全体性を現実性としているのである。部落問題を欠落させ、帝国主義を打倒しさえすればよいのだという空論はいうまでもない。さらに日共は次のように述べているが、それは「一揆の要求として年貢減免、免除等をスローガンとして掲げはしたが、それだけでは全農民をたちあがらせる直接的要因なりえないと見たのであろうか。部落差別を利用することによって、全農民の蜂起をかちとっているのである」という風に、幕末の農民一揆の際の「エタ狩り」を現代的に「研究」し直し、差別映画「橋のない川」や、矢田教育差別事件の理論的うらづけにしているのは、もはや帝国主義そのものと一体となった積極的な差別主義以外の何ものでもない。

三、帝国主義を打倒する われわれの闘いの内 容を発展させよ

われわれは差別を部分的表面的に捉えたり、「空気を吸うかのよう」に無意識に漂うものとしては語らないし、支配階級の単なる「政策」(日共)とは考えない。まして、同対審答申や融和主義者のよ

法的関係の差別を撤廃すること、土地や、山や、海から追い出され伝統的産業を独占資本にとりあげられ資本家階級に、過重労働と低賃金と、不安定な身分のままそして、人のいやがる「賤業」に雇用され、または解雇されて来たのである。行政各当局による差別施策と「差別はない」などという差別放置の居直りによって、部落住民への一層の差別の促進と、周辺一般民への差別のせん動、固定化は公教育の場における、公然たる差別(教育の機会、教育内容、教育条件等)や、マスコミ、宗教団、右翼民間団体、個人による差別宣伝、言動によって増幅されて、部落民を一層苦しめるのである権力はむろん部落民の人権と生活を守るところか、部落民の差別への抗議や、生活防衛の自主的闘いを妨害し、懐柔し、さらには治安問題として、監獄に放り込むのである。われわれは部落民全体の各階層をそれぞれ組織し、生活と人権と人命を防衛する闘いを組織し個別資本家―独占資本総体と闘い、地主や家主、行政当局と闘い、学校当局、軍隊、裁判所、宗教権力、右翼マスコミ等々との闘いをすすめる「行政闘争」に全てを矮小化するのではなく闘いを差別の起る全地点、生産点、職場、権力機関、学校、地域、教団、団体等の支配者を糾弾し、帝国主義打倒の大路線に突き進まねばならない。その際、われわれは、部落民自身の闘いは、全て、解放同盟に集約し、または、その大衆的要求、糾弾、組織に集約して闘い、決して、一般民の組織に解消したり、部落民の極く一部の闘いに局限してはならない。

部落民が一般労組や農民、組合、学生、市民団体にむろん積極的に加わってその闘いを闘うことは推進せねばならないが、そのため

にも、部落民自身の組織をより強化することを忘れてはならない。同対審答申を頂点とする国の同和差別政策をわれわれは断固として阻止し、自主解放の旗を守らねばならない。答申は机上の構想ではなくすで、「先進地区」においては、現実にはブルドーザーの音となつて進行している。今日の部落の拡大と破壊攻撃は、歴史的な規模であり、明治四年の新しい戸籍編成に伴う部落の近代的再編から今日迄の拡大（各部落数戸から数百戸への）を一挙に総括し、さらに無数に拡散（一村に数部落）させようとするものであり、差別を差別と思わせない、差別を当り前だと思わせる民衆の意識改革を同時に伴っている。われわれはこれを決死的に阻止せねばならない。この政策を推進し、擁護する融和主義者日共をせん滅せねばならない。われわれは、同和对策審議会答申を基本的に支持しないからといって、部落民の生活における要求闘争を軽んじたり予算獲得に不熱心であつてはいけない。現在の生活保護、失対等の福祉の諸法律を大いに批判的に活用、防衛しまた、部落民自身の充全なる社会保障法を実現する闘いを、われわれの闘いの方針の下に展開せねばならない。

さらにわれわれは、われわれの居住地域に共に生活する在日朝鮮人の生活と人権、民族的権利を守る闘いに共に起ち上がらなければならない。彼らに対してわれわれ部落民は、共に働き、住み、生きていく中で日常的に差別迫害の加害者であるということを、戦前のアジア侵略へ加担していった責任とともに、今こそはっきりと自己批判し、彼らの生活と闘いから学び、われわれの責務を導き出さねばならない。

め、部落民の独自の政治的登場を鮮明にせねばならない。

四、部落民の糾弾権への弾圧をはねかえせ

われわれの闘いは、あらゆるブルジョアの権利が奪われており、一切のブルジョア法的救済の道が保障されていない部落大衆の闘いであるが、国家権力は無慈悲にもこうした闘いそのものを許そうとせず弾圧している。それは部落民の闘いが勢力として強力であるというだけではない。ゲワルトを正面に出せず、「民のかまどの煙」を心配する慈愛を幻想的看板にして統治してきた支配階級によつて最底辺の部落民の反乱は、その国家の幻想性を鋭く暴き、慈愛の仮面を打割つて暴力の本性と階級性をひっぱり出すが故に、厳しいヒステリーにかられて、部落民を聞うちにしようとするのである。狹山事件の石川青年がそうであり、新宿の半沢青年がそうであった。

差別映画「橋のない川」糾弾闘争では、日共と合体した県警が、高知のある部落を包囲し、青年を強奪した。三重県の白山ではナイキ基地に反対する部落住民が不当逮捕され、矢田の差別教育糾弾闘争にも日共とグルになった権力は監禁罪等の名で解同幹部を起訴した。また愛媛大、日大の闘争においては、警察で部落出身の学生を「アイツはあれや」「部落民や」といつて差別をあおっている。部落の青年は、日大、東大、京大闘争、六八年新宿騒乱闘争、六九年十・二一闘争、十一月闘争等日本人の先鋭な闘いに参加しているが厳しい罪過を問われている。狹山差別裁判糾弾をかけた浦和地

部落民だけでなく、部落に居住する全ての人特に在日アジア民衆の生活と人権を守る闘いを起さねばならない。住宅や奨学資金、保育所、生活保護、失対、企業連合等への民主的参加と運営の共同をかちとり、日帝の韓国籍への書換えの強要、日常的な監視体制、強制連行等入管体制の排外主義的弾圧をわれわれは許してはならない。部落を在日アジア民衆の自由と平和の砦にすることこそ、われわれの任務である。また、「部落民は朝鮮人と同じだ」という差別に対しては、大國主義的排外主義的に「部落民は朝鮮人ではない」「日本人だ」と反論するのではなく、在日朝鮮人中国人への民族的差別と蔑視を糾弾し、自らはアジアの民衆への侵略者、抑圧者としての日本人の反省と責務をはつきり部落大衆に訴えねばならない。本庄で起つた道路のど真中に不法駐車中の自衛隊車との交通事故にからむ部落青年への一方的差別的な起訴など、生活と人権をふみにじられ、加えて監獄へぶち込まれようとする事実は無数にあるがひとつひとつ防衛し、差別を訴え、闘わねばならない。

また、広島の高島さん、大阪の中村さんら次々と差別のために抗議自殺をするものが絶えないがわれわれはこれらを差別者本人の糾弾を厳しくし、反省を迫り、人権擁護局、裁判所、法務省、教養行政当局への糾弾に発展させるとともに、解同内部に、救援（糾弾）対策部を常設し、部落青年を差別から防衛し、自己解放への道を示し、そして死に追いやられない緊急体制をつくり、差別から青年を防衛し、敗北主義を戒しめて解放運動へ共に参加させねばならない。差別徹底糾弾闘争を政治闘争化するのみならず日常のアジア侵略に対決する入管闘争や沖縄奪還・安保粉砕の政治闘争に直接われわれは登場し、部落民を政治的に教育し、全人民との統一の経験を深

裁占拠闘争（六九年十一月）に対する報復的な裁判は、部落問題の国家責任と差別の糾弾の場に転化している。これらの弾圧と裁判の攻撃に対する闘いは、単に個別糾弾闘争の勝利と司法権力の糾弾にとどまらず、われわれ部落民の団結と糾弾権の確立をめぐる闘いであることを重視せねばならない。

部落民の糾弾権に対する最大の攻撃は、日常不斷の権力と民衆特に国粋会のような右翼団体による差別迫害にあることはもちろんだが、就中破防法（治安維持法）や騒乱罪等の官憲による弾圧である。同対審答申で「反社会的」と評価された大正七年の米騒動に対して、大正十一年の奈良櫛羅小の差別糾弾に対して、とりわけ水平社創立直後の大正十二年には、奈良における国粋会との武装闘争、高崎区裁判糾弾、福岡県の安永町長糾弾、岡山県の弓削町長糾弾、兵庫県別府村の小学校糾弾、栃木県県会議員選挙の差別糾弾闘争に対して、全国一斉に騒乱罪を乱発して水平社運動の激しい蜂起を鎮圧しようとした。その後官憲は、主に闘争指導者を、傷害、恐喝、公務執行妨害、暴力監禁等で無数にねらいうちし、組織的弾圧として治安維持法、治安警法で弾圧して来た。大正十三年京都で治安維持法、昭和三年に治安維持法で十二名、昭和七年に岡山県倉敷、また同県富田村に騒乱罪をかけ、昭和八年に治安維持法で四名、昭和九年に治安維持法で二十五名、昭和十年に同法で三人、昭和十二年に一人、という風に、水平社運動をアジア侵略体制に解消するために治安維持法と騒乱罪で徹底的に弾圧して来た。

戦後の解放運動においても、六二年高知の興津の闘いや六三年の山口県周東町の糾弾闘争に武装警官隊が大弾圧をかけた事件にみる

ように、警察権力は常に解放同盟の闘いを犯罪として取締りの対象にし、同対審答申にも「社会的緊張をかますおそれがある」と批難している。部落民の日常の闘いはもとより、とくに六九年十一月の浦和地裁占拠闘争や、極く最近に起った福岡稲築町役場襲撃闘争等は、こうした弾圧に対する鉄の回答として、部落民の武装した反乱―糾弾権を公然と敢行したものであり、これを一層大衆的に実現せねばならない。

浦和地裁占拠闘争の公判（大阪地裁）は、特にこの糾弾権をめぐる、豊中高糾弾事件、矢田差別事件糾弾、「橋のない川」糾弾事件と共に最も緊張した法廷闘争が展開されねばならず、権力の糾弾権も認めず部落問題の責務も承認せず、差別者を一方的に擁護し、被告に差別的罪科を与えようとのみする意図をくじき、狭山差別裁判などの部落差別の張本人として権力を弾劾し陳謝させ、賠償を負担させ、糾弾権を確立し無罪を勝ちとらねばならない。

五、日共分裂主義を砕き 全国に闘う青年部を 打ちたてよ

東京高裁における五月初旬の狭山差別裁判と毎月行なわれている東京地裁における新宿騒乱差別裁判に対して、徹底した大衆的糾弾闘争を軸として、全国各府県の地域における諸々の糾弾闘争や要求

闘争を組織して、戦闘的な部落青年の大隊列を結集せねばならない。帝国主義と手を結ぶ融和主義の指導部を放逐しそれと基本的に同じことをやっているが「革命団体」の欺瞞をふりまき、差別的な部落の利用を公然と主張し実践する日共の解同「正常化委」を粉砕せよ！

もはやわれわれは既成の指導者にいかなる期待も幻想も持つことなく、われわれ自身が直接部落大衆を組織し、解放同盟を断固分裂と腐敗堕落から防衛し、部落大衆の生活と生命と人権を守り、帝国主義打倒の部落民の怒りを爆発させねばならない。

われわれは部落大衆に、とりわけ青年に、単純率直に、部落解放は革命による他に道のないことを訴え、「行政」にではなく、自主的に解放をかちとることをはっきりさせねばならない。そして現在の闘いの環が狭山差別裁判と新宿騒乱差別裁判糾弾闘争であり、あらゆる部落の闘いを、この闘いの質で発展させることを強調することである。

各地区の青年部と支部の闘いに積極的に参加し、全ての職場、地域、学園に全国部落研究会の組織の網をはりめぐらし、あらゆる個人的誹謗中傷、反トロッキスト策謀にかかわらず、忍耐強く進撃せよ！劉道昌君や在日朝鮮青年の闘いに学び、部落解放運動内に入管闘争を広げ、民族解放闘争のアジアの民衆のいぶきを導入せよ！われわれは権力にも、融和主義者、日共スターリン主義にも不屈であり、部落大衆の闘いから深く学び、アジアの民衆には、「不可侵」の闘いの質を築いて、内乱・革命の時代に負負い起ち、闘いの児の大道を歩め！昼は雲の柱、夜は火の柱となって、苦悩する部落大衆の、暗黒の世にきらめく荊冠旗の星となって輝け！

部落解放運動は武装闘争である

一 はじめに

杉進也論文に於て歴史的に展開された部落解放運動の積極的要点は、①部落差別に関する全体的把握と②帝国主義に対する解放運動の武装闘争の発展、帝国主義を打倒しプロレタリア革命の立場、③独自のにして全人民的な政治闘争としての部落解放運動の位置づけであった。

就職差別、教育の機会不均等、結婚差別、居住の差別等に最も痛切に現われる差別の現象を、部落民の政治的無権力、法的不平等、経済的地位の極的な不平等、社会的、文化的交流からの疎外に於いて、杉論文は包括的全体的に明らかにすべき事を主張し、民主主義闘争から階級闘争へという風に部落解放運動を二段階的に低めて位置づけるのではなく、それ自身他の階級闘争と同じく極めて重大な政治闘争の一分野として明らかにし、融和政策を画策し、糾弾闘争を圧迫する帝国主義への断固たる武装闘争を大衆的に組織し日帝のアジア侵略戦争を内乱へ転化する中で、プロレタリア人民と共に新しい世界をつくることによって部落完全解放を勝ちとることを基本的に主張した。

これらは全て各論的に展開され又地域に於て実践化されねばならない。

二 同和对策審議会答申を批判する

昭和四十年八月十一日、内閣の諮問を受けて同和对策審議会（会長木村忠二郎）は、答申を内閣に提出した。長い間、部落解放同盟を中心にした部落大衆の同和对策の根本的方策を要求した闘いの結果、この答申は出されたものであり、部分的には、部落民の要求を容れざるを得ず、その点では解放運動の成果として確認しなければならぬが、しかしそれら全て以下のように日本帝国主義は「アジア侵略体制下に一層差別拡大、部落民懐柔の手段に使うとしているのである。」

答申は、四つの部会報告から成り立っている。

先ず調査部会総会報告書は、極めて表面的、部分的であるが、(1)地区概況調査(2)地区世帯調査(3)地区外住民調査の三つを調査対象にしているように、一方的に地区内外の住民に部落差別の責任があるかの如く、何ら権力機構の差別的体制や差別政策を問題にしていないのである。又「差別意識」の調査と称して「差別の原因」を一般住民に解答させる項目に部落民が「人種が違ふ」とか「生れがちがう」「職業が違ふ」「住むところが違ふ」「けがれている」「言動が粗暴である」等の差別的偏見のみを選択させ、統計をとり、その結果を評価して、「差別の原因には、一方では、生まれ、身分、地域などの伝統的かつ個人帰属的なもの、および言動などの

現実の行動、文化が指摘されるとともに、他方では、生活程度の低さにみる経済的条件もまた無視できない。」と肯定している。又いたる所で、部落民が、「教育に対する無関心、消極的な生活態度」「一方には無気力、無口、他方では、粗暴、我儘」であるという風に極めて差別的な「調査」を報告しているのである。即ち部落民が差別されるのは、部落民の「生れ」「身分」「地域」「無気力」「粗暴な言動」が原因なのだと、国家が一般住民の偏見にみちた（その調査自身によって偏見をあおられた可能性の強い）「調査」を根拠として肯定しているのである。

部落差別は明らかに封建的身分差別という支配階級によってつくられた政治的社会制度、差別意識のもたらしたものであり、今日、日本帝国主義が温存拡大し、支配階級はもとより、その政策や宣伝にのせられている一般市民の中にこそ原因があり、部落の環境の悪さも、明らかに、行政の悪さ、差別性が現わされているのである。部落民は、王政と辺境の中で、人間として最も苦闘して来たのだ。本末転倒し、罪を部落になすりつける差別暴論以外の何ものでもない。その「調査」の前提には、「(1)神社や寺などの宗教的な伝統、行事に対する態度(2)地元の冠婚葬祭に対する伝統に対しての態度(3)食富の原因としての生れや身分についての態度(4)義理人情に関する態度、などについてみた。その場合農村部落にはもとより、中小都市の地区、あるいは大都市の地区でも、地域的封鎖性が強く、社会階層において低位に所属する住民のうちには、依然として前近代的不合理的な価値態度を示すものが、一般地区と較べて多いと仮定した。」というように、何の根拠もなく差別的予断を設定し、ことさらに部落民の劣等性を導き出そうと露骨に仮定し

ているのである。

このような調査に基いて各部会の報告書が作成せられているが、環境改善部会の報告では、部落を「原始社会の粗野と文明社会の悲惨をかねそなえた地区の実態」「ことに都市の地区では、公的扶助を受ける世帯が対象地区に集中している場合が多く、社会福祉の対象としての『問題地区』を形成している。また都市化の進展した対象地区は、失業、疾病、犯罪、非行、売春など各種の社会病理現象が集中的にあらわれ、その意味で『問題地区』として指摘される場合もしばしばある。」という一般世俗の差別意識、即ち部落は、「悪の巣である」という偏見を積極的に主張し、又一方では、戦前の極めてギマン的で、ささやかな融和事業を「かなり徹底した施策であった」などと過大に評価し、そのために答申の調査報告よりも部落の環境の劣悪さは「はるかに下回るものと解すべきである」とペテン的に強弁しているのである。それに基づいて「地区整理」による環境改善は「住宅地区改良事業、土地区画整理事業」などによって「地区の実態を根本的に解消するという目的」でしかも「端的に言えば改善された部落をつくってはならないということである。」とか「環境を改善するか、あるいはまた移住転居を奨励するか」という風に、極めて部落解消＝破壊的な方策の傾向を強く持っているものである。一つの部落に地区整理と称して幹線道路が意図的に縦横に導入され、新幹線と真二つにされて、部落共同体の生活、労働、交流の互助的、闘争的団結の破壊が現実に行進しているが、それはかくの如く部落をバラバラに解体し、部落民を孤立に追い込む近代主義的な解消＝地区整理事業の中に展開されつつあるのである。だが現在の帝国主義行政によって決して部落を解消することが出来

ないばかりか、ますます、部落を拡散し、その都度、一般住民の差別意識をかきたてつつ行なうのである。部落解放運動が立てる「総合計画」の実現闘争によってこの意図をくじかねばならない。部落は改革され、闘いの砦として打ち固められねばならないのである。

産業職業部会の報告は、例えば農業に関して「経営規模がきわめて零細であること、生産的立地条件がわるく基盤整備が困難であること、多角経営発表の条件が乏しいことなどいろいろ問題があり、全体として近代的農業経営への発展は期待出来ない。ごくわずかではあるが専業農家として自立し、近代的経営に移行する可能性を有するものもあるが、大部分の零細農家は農業構造および農村社会の変化にともない農業からの離脱を免れないと推測される。」又、

漁業に対して「その後進性と零細性のゆえに、そして沿岸漁業そのものの衰退のゆえに、近代的な経営として成長する可能性は乏しいしたがって『部落』漁民の大部分は将来、おそかれ早かれ転廃業を余儀なくされるであろう。それが沿岸漁業構造改善政策の推進によって一層促進されることはまちがいない。」零細な部落産業のほとんどが「衰退没落を免れない」部落民が営々として築いてきた生業を独占資本の「高度成長と近代化の発展」政策が抹殺するというのであり、さらに「衰退産業部門に属する過少零細企業で早晚没落の運命を免れないものに対しては、職業の転換を円滑に推進する等の施策を行ない、そうすることによって『部落』の社会経済構造の近代的变化を促進しなければならない。この場合とくに注意を要することは、零細農民や中小零細企業者の切り捨て政策のごとく誤解されないように万全の措置を講ずることである。すなわち、経済発展の法則に支配され、好むと好まざるとにかかわらず不可避免的に転

廃業を余儀なくされる零細経営農家や生産的な零細過小経営の業者および従業者等に対する転業転職対策を積極的に行なうとともに、一般政策としての社会保障制度や最低賃金制の整備確立を実現し、生活の安定を保障し福祉の向上をはかることが肝要である。」と。部落民の「転業転職」即ち部落民の生業の破壊によって「部落の社会経済構造の近代的变化を促進」即ちルン・プロ、失業者を大量につくり出し、「社会保障制度」の対象＝被救恤的窮民に転落させるというのが彼らの明白な意図なのである。部落解放運動は、同和地区の零細業者の「企業連合会」の闘いによって大きく部落農漁業、中小企業者の生活と経営を防衛し、解放同盟の戦列の強化で以てこれに込められているのである。

最後に教育部会の報告には、戦前の融和主義＝差別教育が公然と評価されている。即ち「乞食の子供も、富豪の子供も勅任官の子供も、小使の子供も、人間としては平等であるという徹底した理論」明らかに社会的身分差別の存在を差別はない平等だと思えという徹底したギマン、同和意識の強要である。また昭和十七年に文部省が発行した「国民同和への道」が評価されているが、これこそ実に全国水平社運動を完全に封殺した上で日本人民全体とともに、部落民をもアジア侵略戦争に動員させた日本帝国主義文部省の全教師への手引書に他ならない。即ちこの本には「この部落の人々も時局に処する責務の自覚を深め差別の苦悩に堪え……戦線に出て護国の神となつて散華した……」という恐るべき内容のものである。このように差別を容認し、差別の苦悩に堪え、戦争のなかで散華すれば同和されるという教育は、教育基本法等のブルジョワ法規でさえ否定し去る悪魔的教育であり、天人共に許されないものである。

所で以上のような同対審答申で以て日本帝国主義が意図する部落

の融和的近代化策に対して部落解放同盟の各市町村・中央政府への行政闘争がくり広げる「同対審答申完全実施特別措置法具体化」要求の闘い、帝国主義に対して「同和」対策を求める闘いは、先ず第一に答申の中に於て、「わが国産業経済の成長に対応して近代的企業として存立しうる条件を持つもの、あるいはその可能性を有するもの」というふざけた限定があるにかかわらず、農漁業、中小部落産業等へのさまざまな「特別の助成および融資」を認めさせ、その具体的方策はともかく、住宅、上下水道、隣保館などの環境改善の諸対策の必要を一定程度認めさせ、内容はともかく教育の機会均等差別からの人権擁護の強化等々について国が責務を負っていることを認めさせた点を積極的にとり出し獲得しようとしていることと第二に、帝国主義の人民分断支配の現在に於て、帝国主義は、部落民を一般民及び権力とを果して、「同和」させることが出来るかどうかを考えた時、人民の階級的人間的再統一を求める具体的日常的諸要求、「同対審答申完全実施、特別措置法具体化」要求の全国的部落解放運動に、日本帝国主義は、はつきりと敵対してこざるを得ないという点に於て、徹底的に革命的に推進され、公然たる帝国主義打倒・部落解放・プロレタリア革命の大衆的叫びに發展させられねばならない。これを中央地方の帝国主義行政官僚と手を結び大衆の荒々しい武装闘争を抑圧する融和運動に転落させてはならないのである。「民間団体に救済活動を期待する事例が多いが、その取扱いいいかんによつては、社会的緊張をかもすおそれがあることに注意しなければならぬ。」などといった部落民の自主的団体による正当な抗議活動をかえつて妨害物であるかの如く描き抑圧しよ

うとしている事実を許してはならないのである。

三 失業対策問題調査研究会中間報告を粉碎せよ

日本の「左翼」的労働問題の權威が主導する政府から依頼されたこの研究会の報告内容は、失対就労者を国家、公共団体のやっかいもの扱いにし、彼らの人格を愚弄し十九万失対労働者を無慈悲に失業させ、独占資本の要請に見合った労働力政策をのみ強調するという超反動的非人間的な驚くべき内容で満載されている。西日本では特に部落民や在日朝鮮人の就労者が非常に多く中間報告も一応「今後における失業対策は中高年齢者および特定地域の失業者に重点を置き、これらの者について特別の対策を講ずることとすべきである」となっているが、全体としては例えば、第一章の「失業対策事業の問題点」として就労者の個定化、高齢化とか、失対事業が清掃や、道路補修など事業の「輕易化」「事業効果の減退」などを極めて冷淡かつ差別的に問題にしているが特に「臨時の賃金」「地方単独措置による手当」の支給をくり返しとりあげ「就労日数や作業内容等を反映せず、一律に支給されている」とか「高額になっている」と云つて非難し、あたかも「この二種の手当てが支給されることが失対事業の大きな魅力となつて就労者の民間雇用への復帰と自立を阻害しているだけでなく、失対事業への流入の誘因ともなっている。」かの如く不当に論じ、さらに「地方公共団体が施行主体であることは、経済原則と著しく離れた安易な事業運営を行なう傾向をもたら

し、責任の所在もとかく不明確となり、管理監督体制の不備を生み

出している。すなわち作業計画、労務管理、就労者団体との交渉においてとかく安易になりがちとなり……不適切な労務管理が行なわれている。」といつてこうした失対事業の問題の起因するのは、地方公共団体が失業対策として失対事業をやっているからであると暴論し失対打ち切りを合理化するのである。失対全廃の基本原則の「第一は、失業対策を実施する側においても、また失業者の側においても「自立の精神」を第一義とすべきであるという点である。失業対策は……安易に財政支出に依存する風潮は厳にいましめなければならぬ。それは、単に財政負担の問題からだけでなく、失業者本人にとつても望ましいことだからである」と。

これは国家や地方公共団体が帝国主義的な行政再編の中で、国民福祉的な財政を削りとり、軍事的侵略的支出に向けようとして、十九万失対労働者を「自立」し切り捨てようとい意図しているのである。「第二は、失業対策は、あくまで労働力政策としての性格を貫徹すべきであるという点である。労働市場に対する適応性をもたない者を対象としたり、失業対策に社会福祉・社会保障的な役割を期待することは、制度の混乱や運用上の弊害を生じ、ひいては、失業対策そのものの機能を損う」国家の失業対策は独占資本の労働力政策として資本家の前に労働者は投げ出され「労働市場に対する適応性をもたない」とされては、労働をうばわれ、社会福祉制度の対象におとされるのである。「第三は失業対策として臨時的に雇用の機会を提供する場合においても、国や地方公共団体の直接雇用によらず、民間雇用に組み入れることによつて行なうべきである」これらは総じて、帝国主義の非人間的な労働者酷使、使い捨て、合理化による

失業者、農山漁村に滞留させられている伝統的な失業者や無職者、

一層厳しくなりつつある部落差別や民族差別による疎外され就職を拒まれた部落民、在日朝鮮人の問題など一切の責任を国家、地方自治体は放棄し、労働の権利をうばい、みじめな被救済的窮民にいまより以上におとし込もうというのである。「現行の失対事業の制度は廃止せよ」と日本帝国主義の悪らつなちようちん持ち大河内一男らの願ひに災あれ！これら帝国主義社員を一人残らずタタキつぶさねばならない。「地区住民の生活態度の消極性、自律意識の喪失などの点で問題がみられる。従つてこうした点に関する限り、同和地区は他のスラム地域の場合と共通した問題をかかえている。そのことは、これらの地区の失対労働者や生活保護世帯をはじめ低所得者層が高率を占めていることによつて明らかである。」という同対審答申の主張を、部落解放運動は闘いの現実によつて逆転して示している。資本主義社会に於ては必然的につくり出される失業者が失対につき生保を獲得して来たのは、正に部落民を中心とした底辺の人民の自主的にしてねばり強い闘いがあつたからに他ならない。全日自労に結集する十九万労働者と共に一大求職闘争の主軸にすえて、我々は、この失対全廃の攻撃に反抗せねばならない。

四 部落解放運動は武装闘争である

一切の階級闘争がそうであるように部落解放運動も又あらゆる武器で武装された武装闘争である。合法的な大衆闘争を徹底的に駆使し広めなければならないが、強力な常備軍と恣大な官僚機構を擁す

る帝國主義權力を打倒するためには、人民の強力な武力が絶対に不可欠であり、全国の山野に散在する六千部落三百万の武装軍団の登場がなければ、部落解放も空語でしかない。

その際我々はあく迄もプロレタリア、農民、学生、市民と結合して勝利せねばならないけれども、最悪の場合（必ずしも最悪ではない）は、単独でも帝國主義權力を打倒し奪取する力と思想を準備せねばならないのだ。我々の地域闘争は、帝國主義末端行政を相手にした単なる部落改善運動ではなく、部落民革命家が都市の部落、山の部落、海辺の部落、川や谷の部落、日本列島のあらゆる辺境をまたにかけ、数百年の眠りの中に圧政にいたげられて来た部落に入り、部落解放をせん動し、その各地であらゆる武器をつくり訓練し、学習し、幾百千の「梁山泊」を構築せねばならない。我々は青年に独立不羈の精神を喚起し、部落解放の赤軍義勇兵を組織し、各地の農山村に軍官学校を創設し、荒地を拓き山羊を飼ひ芋をつくり兵糧を貯えて、漁村部落を軸に海軍の船舟をかまえ、四海を縦横し、足と車と船とで、都市と農山村をしっかりと結びつけて、千載一遇の内乱の蜂起のときを準備せねばならない。

ブルジョア的諸權利を奪われて来た民の原則は、独力で武装して敵階級を打倒する他に道はない。ロシア革命に於てはもちろん、毛沢東の引きいる中国革命軍が、数千年の封建の眠りにあつた中国のあらゆる農村に突如赤旗をひるがえて大軍団を登場させ、一気に旧勢力土豪劣紳を粉砕し大陸から帝國主義列強とその手先を一掃した長征から我々は深く学ばねばならない。我々は偉大な精神と偉大な行動を一人一人が歴史の要請に応答してつくりあげねばならない。我々はヴェトナム人民の闘いが、あのアメリカ帝國主義の最強の部

る。何故か。それは明治維新以来の日本のブルジョア的發展、とりわけ戦後の民主主義的發展の中にありながら、第一に前述した通り部落民には従来民主的權利が完全に剝奪されており、憲法第十四条（全て國民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的關係において差別されない）、教育基本法第三条、労基法第三条の公然たる官民による蹂躪が何の法的規制も違反の罰条も加えられず横行しているのである。部落民の生活と生命に関する如何なる問題にも、憲法第十四条が適用された例は全くないのであり、多くは差別者の不条理が押し通り、糾弾闘争が起らぬ限り、部落民の一方的犠牲が強いられるのである。部落への差別的行政施策を、訴えても、行政官僚は門前払いを食らわせ、議会のボスにも聞き流し、差別的な周辺住民は、迷惑顔に非難さえする中では、行政当局や議会へ衆をなして強訴する以外に手はないのである。市町村役場を武力で占拠し機能マヒさせ、威力で以て要求を貫徹する。権力の弾圧には肉弾で撃破する。それでもなお、切実な生活要求や差別への抗議をふみにじられるならば部落民衆は武器をとって権力を押し倒し、民主的な住民の自治を実現することは、当然許された最後の民主的權利「政府が人民の權利を侵害する時は、反乱は、人民および人民の各部分のため權利の最も神聖なものでかつ義務の最も不可欠なものである」（フランス・山嶽黨憲法に於ける權利宣言第三十五条、一七九三年）即ち反乱權の行使を敢行しなければならぬのであり、部落民は生れながら反乱權の絶えざる行使をすることなしには最低限度の生活と生命をすら維持出来ない状況に追いやられているのだ。武装闘争は、部落民の根源的事態である。そのことは云う迄もなく次のことによりさら

隊と最高の兵器を撃退し、歴史的勝利に向いつつある教訓を文字通り、部落解放運動に於て體現せねばならないのだ。困難は人の精神を鍛え、逆境は青年に理想を燃えさせた。我々の地域闘争論の原則は、日本帝國主義との武装闘争の拠点づくり以外にない。民主主義的權利を獲得する闘いは、決して穩健なものではないのである。確かに部落解放運動の直接的闘争課題は、「自由、平等、安全、所有權、社会的保障および圧制への抵抗」という「市民的および政治的自然權」（一七九三年フランス・ジロンド憲法案の權利宣言第一条）の獲得防衛闘争であり、それは部落民が立法、司法、行政の三

政治權力からしめ出され、政治的に無權利状態にせられ、中央地方の權力による差別宣伝、差別行政、差別教育、不当逮捕、デッチ上げ、軍隊内の差別待遇等をほしきままにしていることや、法律的地位に於ても、「エタ・非人」の封建的身分差別は撤廃されず、それどころか、部落民というただそれだけで、法廷で罪科を問われ続けて来た。土地や山や海、近代の工場等の生産手段を完全に剝奪されるか、又は、都市農村などの「雑業」など極く劣悪な条件を押しつけられ、経済的生活に於ける極端な差別は貧困に陥し入れられ、市民社会の、マスコミ、宗教団体、右翼団体等の民間団体や、諸個人の權力と一体となつた差別キャンペーンによる、結婚などにみる部落民への文化的、社会的交流からの村八分のしめ出し、それら一切に対する部落民の個人的、大衆的抗議糾弾行動への司法權力の大弾圧、全国水平社―解放同盟への不当な組織干渉等々の問題を直接的闘争課題とするものであるが、しかしこれら民主的權利の獲得闘争は、今日の帝國主義段階に於ては、そもその民主主義闘争の原初的形態以上に、激烈な（権力的）武装闘争たらざるを得ないのであ

に厳しい現実となつてゐる。それは日本帝國主義のアジア侵略体制を再構築し日米共同声明「沖縄返還政策」という戦争と圧政の時代への突入の中でアジアの民衆への侵略軍に仕立てられる日本人人民總体が社会的矛盾、生活の危機、政治的不平不満の一切の民主的合法的解決策を奪いつくされ、ささいな当然の要求さえふみにじられ、沈黙させられ、国家、天皇への犠牲的忠誠を強要されアジア民衆への排外主義を一層あらわれるという帝國主義の強固な反動、第三に日本帝國主義は同対審答申に示された部落の「近代化」に名を藉る零細漁民農民、中小業者等への切り捨て策や「失対問題調査研究会」の中間報告（一九七〇年十二月）に見る失対就労者の全廢攻撃、狭山差別裁判等權力やその手先のろこつな差別迫害を一層強化し部落民の人權をふみにじり生活を破壊し生命をもうばつて人民の分裂を允進しようとしている時部落民の差別糾弾、差別に基く様々な要求闘争は暴力で武装された權力に直接衝突し人民の中の差別的蔑視と組織された右翼や日共スターリン主義、社民らの武力を伴う差別キャンペーンに遭遇せざるを得ないのである。部落民はこれに対しては断固としてキャンツラに打ち勝てる武装闘争であるより他にない所で我々は武装闘争を淺薄に理解し何ごとにも「暴力」で以て解決し勝利するんだという風に安易に了解して走るのではない。我々は徹底的に合法的かつ「民主的」にふるまいあらゆる既得權を広く力強く行使し、部落民の諸權利を防衛拡大することを当面最も重視し大衆を広範に組織せねばならない。不十分であり、そのままでは極めて行政的融和的に使われ、部落民の自主解放運動を解消しようとする帝國主義が意図している「同和事業特別措置法」は、部落解放運動の成果として、部落民大衆の直接行動を軸として徹底的に利用し中央

地方の立法、行政、司法機関に要求を迫り実現する合法的テコに政治的地位、法的地位を法文化させ糾弾権を確立させてこの特措法を完全にしなければならぬ。例えば我々は現実と法律は全くかけ離れているが、インド憲法（一九四九年）の中で法文化されている条項は日本に於ても重要視せねばならない。即ちインド憲法第三編基本的人権に於て第十五条「国家は公民に対し宗教、人権、姓階、性、出生地又はそれらのいずれかの理由のみによる差別を附さないものとする」第十六条「公民は宗教、人権、姓階、性、家系、出生地、居住地又はそれらのいずれかの理由のみにより国家の官職への雇用若しくは任命を拒否され、又は雇用若しくは任命に関する差別待遇を受けることはない」第十七条「不可触賤民制」は廃止されいかなる形式におけるその慣行も禁止される。「不可触賤民制」より生ずる無資格を強制することは法律により処罰する犯罪となる」又第十六条第三百三十条には指定姓階及び指定種族に対する衆議院の議席の留保に関する法、第三百三十八条には指定姓階、種族のための特別行政官の任命に関する法が明文化されている。政治的法的行政的地位が確保されるためにブルジョア法社会に於て、勝るとれるもの全てを確保せねばならない。生活保護法、身体障害者福祉法、母子家庭福祉法等々の福祉の諸法律をそれぞれ具体的要求団体として組織し部落解放同盟の系列のものに一体化させ中小企業貧農貧漁民、失業者、患者、部落内の全ての労働者を組織し、民主的医療や部落生協をつくり、隣保館、保育所を建設し、山林、海を自由に解放し借地借家制を一扫し小作地を解放し部落防衛青年隊を先頭に壮年、少年、老人、婦人等全員総武装して、日々差別者敵階級との闘いで以て奮闘せねばならない。地域は常に貧しくはあつても清

を媒介として部落民は全人民と結合しなければならぬ。第四に、部落の完全解放がもはや帝国主義的ブルジョア社会に於ては何らなく、唯一共産主義の建設による搾取と階級制度のない、国家権力の消滅した社会以外に部落差別を根絶することが出来ないという思想の同一性の故に部落民は、帝国主義打倒—プロレタリア革命、そのためのプロレタリア独裁をプロレタリアートと共にアジアの諸民族の解放闘争と連帯して、プロレタリアートの指導下実践しなければならぬのである。その一切のために部落民は革命党建設の最先頭に立たねばならない。

このことは仮に、帝国主義侵略戦争の折に日本プロレタリアートが腐敗し敗北したとしても、部落民はあく迄も断固として革命党を防衛しプロレタリアートの戦闘力を回復させ勝利に向つて最前戦に立つ決意がなければならない。

杜青同解放派の5・30差別襲撃に対する部落民の解答は、これである。

潔にし衛生的にし、住宅は必しも鉄筋でなくても自ら木を切り丸太を組んで家をたて溝渠をほり、さんごうをめぐらす精神をもち、行政と手を結ぶ融和的腐敗分子や昔からのボスの権威を糾弾し解放同盟の指導する部落民総会で全てを決定し実行し、青少年は独立した力以て、闘いと生活と自然の中で力強い確信ある行動で大衆を牽引しなければならぬ。如何に合法的「民主的」と云えども我々は常に武装闘争の具体的組織的準備と構えを鮮明にして支配階級の決定的危機に迫り武装蜂起の機をまたねばならない。

五 革命党を部落民は必要とする

部落解放運動の直接的闘争課題が民主主義的であるからといって何も解放運動が「階級闘争主義」と対置せられた「民主主義闘争」であるというのではない。解放運動は、今日では、アジア侵略に向う日本帝国主義打倒—プロレタリア革命の重要な一環としてある。それは第一にすでに述べたように部落民の民主的権利を獲得すること、今日に於ては、帝国主義権力と正面衝突し、それを打倒することなしには獲得の展望が開けないのであり部落民がプロレタリア独裁権力の樹立に参加せねばならず、第二に如何なる部分的要求を獲得するためにも現代革命の主体プロレタリアートとの戦術的軍事的共同が不可欠であり、帝国主義を打倒し尽すためには、部落民はプロレタリアの帝国主義打倒の決起する軍団と全人民への強固な指導力を獲得しなければならないし又、部落問題が直接、人民の分裂支配の揚棄人間の再統一をかかげる以上プロレタリアートとの結合

部落解放のために

全学連中央書記局発行 定価 250円

第一部 部落問題とわれわれ

—全学連の自己批判—

第二部 部落解放・日帝打倒にむけて

■ 荊の道 杉進也

■ 部落は告発する

—新たな階級組織論へ—帝国主義段階における任務

■ 狭山差別裁判実力糾弾への道

■ 日本帝国主義と七〇年代部落解放闘争の革命的展望

■ 部落解放運動への連帯とは何か

第三部 闘いの記録—「前進」から

総理府包囲闘争68・8／浦和地裁占拠闘争69・11／70

・7・4人民連帯集会／「橋のない川」上映阻止闘争

70・11等

第四部 資料

—水平宣言、解同第15回大会決議（狭山差別糾弾）—

狭山差別裁判を糾弾し 石川一雄被告の即時釈放を求める請願書

●全国部落解放研究会連合 ●狭山差別裁判糾弾浦和地 裁占拠闘争支持共闘会議

法務大臣

植木庚子郎殿

東京高等裁判所
第四刑事部裁判長裁判官 井波七郎殿

私達は狭山差別裁判を以下の理由に基き徹底糾弾し、貴職が責任ある処置を直に取られることを強く請願します。

昭和三八年埼玉県狭山市に発生した「善枝ちゃん殺し事件」において何ら証拠のないまま罪過を問われ、一審浦和地裁で死刑判決を受け、現在厚い獄壁を突き破り二審公判闘争を怒りを込めて闘い抜い

ている石川被告は疑いもなく無実であります。許し難いことはこの事件が単なる冤罪事件ではなく、以下の事実から明らかなように、正しく部落差別に基づく差別裁判であることであります。

それは第一に、事件発生翌日五月二日、「誘拐」身代金を取りに来た犯人を大捜査陣をしきながら取り逃した警察当局の大失態に世論の非難が集中した時、埼玉県警ら当局は部落差別の予断と偏見の下、周辺部落に集中見込捜査をし、部落に重大な容疑をかけたのであります。

第二に、これを受けたマス・コミも「善枝ちゃん殺し／容疑者石川を逮捕／確証続々とあがる／自供は時間の問題／筆跡鑑定はクロ／環境のゆがみが生んだ犯罪」（埼玉新聞）と差別的な宣伝をあたり、石川被告を「犯人」に仕立てあげる警察を大いに激励し、差別的世論を大いにかきたてたのであります。

第三に、令状のないまま「善枝ちゃん殺し」を調べるため、石川被告を「別件」逮捕し、長期勾留し、筆跡や唾液を調べた事実とは明らかに憲法違反であつて、全く許すことのできないものであります。

第四に、「証拠」物件といわれるカバン、万年筆、時計などは、すべて石川氏への警察での拷問による「自白」に合わせて捜査当局

によってあらかじめ作成された事実が判明しており、石川被告の無実を雄弁に立証しているものであります。

第五に、検事論告はこの不当な警察の捜査に全面的に依拠した上で、石川被告が非道な部落差別の故に学校へ十分に行けず、職を転々と変えた、という苦闘の生活歴を「情状酌量」にするどころか「犯行」への積極的な裏付けとして強調しているが、これこそは部落民大衆への国家的責任を何等省みない重大な差別的暴論であります。

第六に、内田武文浦和地裁裁判長は「集中審理で年内に判決を」といって、憲法違反の「別件」逮捕や拷問を敢えて「適法」となし石川被告の家族の決定的なアリバイ証言を何ら取り上げず無視し、弁護側反対尋問を一方的にしりぞけるという全く不当、不法な訴訟指揮をとり、判決もたった半年で下したのであります。

獄窓九年、石川被告独力の闘いはついに部落青年の怒りの魂に達し、昭和四四年一月一四日狭山差別裁判糾弾、浦和地裁占拠闘争として爆発し、更に部落解放同盟大衆、総評や全日自労、大阪市議会等広範な人々の怒りと抗議の渦をつくり出して来ました。

現在他に、新宿騒乱差別事件等の差別事件が後を断たず、政府の「同和対策」も極めてギマン的で不熱心であり、部落大衆の自主解放の闘いは常に権力の不当な弾圧を受けてきているのであります。

私達は狭山差別裁判を絶対に許すことができません。私達は部落民への不当な差別について国家責任を厳しく問うものであります。つきましては貴職の公正なる判断により、責任ある処置を次の様に下されんことを強く要請するものであります。

- (1) 石川被告を即時釈放すること。
- (2) 「善枝ちゃん殺し」事件被告石川一雄氏にかかる一審判決を

破棄し、無罪判決を二審東京高裁公判において下すこと。

- (3) 一番関係の裁判官、検察官、警察官の罪責を明らかにし、石川被告とその家族、部落大衆に謝罪し、最大限の償いをする。
- (4) それまでの被告人の人権を守るために、石川被告を今、直に保釈すること。
- (5) 今後かかる差別裁判を行なわない旨、国家と裁判所の名をもつて宣言すること。

以上連署をもって請願するものであります。

昭和四十六年六月六日

狭山差別裁判の差別性とは何か

— 検事論告・判決文を糾弾する —

全国部落解放研究会連合

沢山保太郎

本日の集會に結集された関東の先進的な労働者、学生、市民の皆さんに、私達六千部落三百万人の今なお差別され屈辱のもとに泣いてきた、或は又そのような中で人間の血は涸れずにあつたという叫びを發して五十年間闘いつづけてきたその青年の一人として、本日の集會に對する基調報告を行ないたい。

私達は一昨年の十一月に、「狭山差別裁判徹底糾弾」「全国の部落青年は総決起せよ」という二つのスローガンを以て、私達の兄弟である石川一雄青年に死刑の判決をくわえた浦和地裁、同地検の頭上において、私達の怒りと告発をこめて、さらにこの狭山差別裁判によつて象徴される現代の、および過去の、私達に加えられてきた差別と迫害に對する断固たる糾弾の行動を敢行した。(中略) 日本帝國主義の社会政策を徹底的に批判し糾弾し帝國主義の体制そのものの、階級的な分裂支配そのものを根本から解体していく、という闘いなしには我々の解放はありえないのだ、ということをも、我々はあの浦和地裁の占拠闘争において明らかにしたのであり、狭山差別裁判を徹底的に糾弾するという闘いのみならず、現代の解放運動を根

本的に変革して戦闘的な、帝國主義を打倒する部落解放運動を我々は推し進めようとして立ちあがった。この点で、我々に對して支持しているという側からの賛美もすくなくないが、その内容は結局、現代の部落解放運動の社会民主主義的な立場から、我々青年のエネルギーを単に吸収するというにすぎないものであり、このような賛美を我々は断固拒否して、我々自身の自主的な解放、部落民の特に青年の共產主義的な團結による部落大衆を指導し帝國主義を打倒する闘いを推進しなくてはならないのだということを、我々は十一月の闘争で社会的に明らかにしたのである。

狭山差別裁判については、いろいろなパンフも出され、特に部落解放同盟の「狭山差別裁判」という本も出ているが、狭山事件といわれるものについて簡単に要約すると、昭和三八年五月、埼玉県狭山市において、「善枝ちゃん殺し」という事件がおこる。この事件の中で警察が大捜査網を張つて犯人を捜査するが、仲々探し出せないのみならず身代金を要求して取りにあらわれた犯人を取り逃がしてしまつた。この時に警察当局がどういう工作をなしたかというところ。

善枝ちゃん周辺の洗う、善枝ちゃんに近い人間關係を洗う、というのではなくて、現場近くにある「特殊部落」とよばれている部落に對して差別的な捜査の目を向けていく。そして、警察当局のみならずその周辺の民衆をも組織して、犯人はこの部落の中にいるのではないかという差別的な捜査の網を張り、次々と容疑者をデッチ上げていくわけだが、そのほとんどが我々部落民の青年であり、その容疑者の中に石川一雄青年が入つていた。石川青年は、この数年前に同地で起つた列車転覆事件の際にも、何ら物的証拠もないのに犯人扱いをされて取調べを受ける、ということがあつた。さいわいこの時はアリバイを証明する人がいたので彼はあやうくのがれたのだが、こういう形で、凶悪な事件が起ると、すべて、あそこの特殊部落の者がやつたのではないか、という風に一般の人でもいい、警察当局が率先してこういう差別的な捜査の目を向けるということが從來からあつたのだ。そして、この善枝ちゃんの事件において、犯人をつかまえることができないことから、警察当局は、石川青年の住んでいる部落の青年を次々に、理由にもならない名目をつけて、例えば友達を勝手に借りていったことを服を盗んだとかいう風にこじつけて、「別件」でもって逮捕し、しかも調べるときには、逮捕した時の理由でなく「善枝ちゃん殺し」のことで攻めまくる、そして石川青年に非常な精神的あるいは肉体的拷問をかけてついに「自白」に追いこんだ。その時に警察は、石川青年の法律についての知識に欠けているという弱みにつけこんで、十年で出してやるのか、ここで殺してしまつても誰にもわからないんだぞとか、脅迫とか泣きおとし工作をかけてニセの「自白」に追いこみ、すぐさま起訴し、六ヵ月もたたないうちに浦和地裁で死刑の判決をしたのである。

る。その判決にあたつて、不平等な差別裁判を強行し、弁護側の要請する証人や証拠物件をすべて棄却しものすごいスピードで結審し、しかも獄中の石川青年に對して十年で出してやるといった心理的詐術を信じこませて死刑囚の汚名をきせてしまつた。ここで石川青年が同じ獄中の人に事實關係を知らされ、自分がだまされていたことに気がついて、彼は控訴審において、はじめの通り、自分がやつていないんだということを、東京高裁ではつきりさせた。控訴審においては、被告に發言する資格はないのだそうで、特に日共系の弁護士はその發言を何度かおしとめようとした事實があるのだが、裁判長が「言いたいことがあれば話せ」と發言を許したので初めて石川青年は自分の無実を公けの前に示すことができた。

こういう経過の中ではじめて彼が無実であるという事實が我々部落の大衆に明らかとなつたのだが、それ以後、我々が行動を起すまでの間に約七年の期間があつた。この間、解放同盟とその埼玉県連、および日共系の国民救援会等が、問題にし、とくに埼玉県連は、ブルジョア新聞の差別的キャンペーンに對して糾弾をおこなつてきたが、全国的な問題になつたのは去年の一年間においてであつた。それも最初に、我々が一昨年の十一月闘争ではつきりとこの問題を全国的な闘争によつてとり上げるべきであると実践的に提起してからはじめて、部落解放同盟の闘いが全国的な規模に転化したのだと我々は考へている。このような経過をたどつて、狭山差別裁判の問題が、現在、部落解放同盟のみならず民主的な諸団体のあいだにおいても全国的に、ヌレグヌの裁判、部落民に對する封建的な差別裁判として大きな問題となるにいたつた。このような闘いを勝利させることが解放運動にとつていかに重要な役割を果たすか、ということ

に關し、私達はさらに問題を明らかにしていきたいと考える。

この差別裁判の差別といわれるところが一体どこにあるのか、という問題について、証拠がない、物証がデッチあげであるというだけでなく、積極的に、差別にもとづく裁判である、ということをはつきりさせなければならぬ。そのばあい特に、国家権力の我々の兄弟石川君に対する差別の積極的なそして決定的な証拠物件として、検察官の検事論告と第一審の判決文をとりあげて、彼らがこの二つの公文書の中で我々をどのように差別的に扱って判決を下したか、ということに焦点をあてて明らかにし糾弾する必要があると考える。

また、この狭山差別裁判のような重大な差別裁判が、単に狭山だけでなく、過去においてあるいは現在においてもいかに多く部落の大衆に対してかけられてきたかということを経史的に明らかにしたいと思う。——中略——(資料次号に収録)

まず第一に、検事論告において、検察官は第一に、犯罪事実が被告人の自由によって明らかになったこと、つぎに、その自供を得るための別件逮捕と長期拘留は適法であること、を強弁し、そのあとで、酌量すべき情状について五つの項目にわたる論告をしている。五つの項目にわたって酌量すべき情状がない、だから死刑にすべきだ、というのであるが、その五項目の第一は、被告人の生活環境、第二に犯行の動機、第三に犯行の手段、第四に被害者側の事情、第五に社会に与えた影響である。

第一の被告人の生活環境については、「被告人が本件のような極悪非道な犯行を敢てするに到った直接の動機は、金銭に窮した結果の所謂金欲しさからであった。だがその根源を追究してみると矢張り被告人の生い立ち、環境が影響していることは否めない」という

い生活と仕事の状況があったことを特にとりあげて「犯行」の動機としている。これも、部落民の仕事が保証されていない、生活そのものが保証されていない、ということが「犯行」の動機としてあげられている点も、差別的論告として糾弾しなければならない。

第三に、犯行の手段についても、「吉展ちゃん事件をみて計画した被告人の犯行は常識をこえた非道な行為で全く悪魔の所業と断じて過言ではない。すなわち中流以上の家庭に不自由なく育つて人を疑うことも知らない純真な善枝を残忍さまりない性格の石川一雄が誘拐し、縛りつけ強姦し殺害して死体を逆吊りにし、最後に農道に埋め、二〇万円を家族から喝取しようとした」などと書いているが、この中に、善枝ちゃんというものを「中流以上の家庭に不自由なく育つて人を疑うことも知らない純真な善枝」、という風にたてまつっているがたわらにおいて、我々の部落の兄弟石川一雄君に対しては、「残忍さまりない性格である」とか「鬼畜の所業」をするような人間として描いている。ことさらに、我々の兄弟が「特殊部落」の悪い環境の中で仕事も転々とし「犯行」の手段も残忍で、獸欲を満たすような形でやってきた、という書きかたの中にも、我々部落民というものは恐ろしいものであるという考えかたをまき散らしながら検事が自分の論告に正当性があるように見せかけようとしているということ指摘しなければならない。

そして第四に、被害者側の事情として「中田善枝は成績優秀、性格は明るく、責任感がつよく、すべての者に愛され、云々」のことや、本人の家族の境涯と資産についてが書かれてあるが、これに対しても我々は、こういうことをことさらに情状酌量の項目に入れて、情状酌量は到底できないという被害者の側に検事がなりすましてい

形でもって、石川君が、なぜ「犯行」するにいたったかをデッチ上げるときにまずその生活環境をあげて注目にしなければならない。そして、次のように言っている。「被告人は家が貧困であつたため、小学校へも満足に行くことができず、十一・二才の時、父母のもとを離れて農家の子守り奉公に行くようになったが、その後被告人が十八才になるまで二・三の農家を転々とし、家庭の愛情に育ちまわつた小年時代を過ごすというわけにはいかなかった。このような環境は被告人に対して社会の秩序に対する遵法精神を稀薄ならしめる余地を与え、それが被告人の人格形成に影響をおよぼしたであろうことは想像にかたくない」というような形で部落民の差別されてきた生い立ち、小学校も満足に行くことができなかった小さい時から子守奉公とか農家の奉公に出され、家から離れていような苦しい生い立ちをしてきたことを特にとりあげて、これが社会に対する遵法精神を稀薄ならしめる余地を与えた、或は人格形成に悪影響を及ぼした、ということ、特殊部落民ということ、文章には表現してなくても、生い立ちや生活環境というその内容において、特殊部落民であるからこういう悪いことをしたのだ、ということを検察官が第一に挙げている、この点において、たとえ「特殊部落」という言葉を使わなくても、内容において差別であるとして、この検事論告を糾弾しなければならない。

第二に、「犯行」の動機として、「本件犯行の動機は、被告人が製革工場をやめ、土工をしたり養豚業の手伝いをしたりしている間、放漫にも借金をしてオートバイを買つた、その債務を返済する金欲しさのためである、云々」としているが、石川君が差別の中で転々と製革工場とか土工、養豚業と職をかね、或は失業して何もできな

るかのごとき立場に立つて、被害者の側に非常に美化することにより、一方において我々部落民を差別的対象にして悪虐無道なものと描こうとする考え方がつよく、聞くものへの心理的操作をおこっている。

最後の五番目の社会に与えた影響にいたっては、「新聞、テレビ等で報道され、全国の民心に極度の不安と恐怖を与えた」と書いているが、この新聞とテレビの問題に関しては、解放同盟の埼玉県連などが最初から糾弾対象としてとりあげているように、新聞、テレビ等がむしろ部落民に対する差別的なキャンペーン、あのあたりは、犯罪の巢窟であるというような書き方でもって、ブルジョア新聞が警察当局に媚びへつらい、部落に対する差別心を埼玉県下の民衆に對してまき散らすということをやってきた、そういうことを理由にしてこの検事論告がまとめられている。腐敗したブルジョア新聞の作為したことを情状酌量の項に入れることは全く不当であり、全く差別に満ちていることを、我々は特に糾弾しなければならないと考える。

総じてこの検事論告は全般にわたって確かな証拠物件を何ら論証し得ていないのであり、第一項目において、自白、あるいは自白によつて明らかになったと称する物証しかあげないのみならず、我々部落民に対する徹底した差別的偏見を書き立ててこの検事論告がなされている、ということ、そして、このような公文書で以て現代の部落大衆に対して、凶悪犯罪は部落民がその犯人としての責めをおうべきであるというきめつけをしている、ということに対して、徹底的に糾弾しなければならないと考える。

つぎに、浦和地裁における第一審の判決文を見よう。主文は被告

人を死刑に処するとしたあと、五項目に分けられ、第一に、被告人の経歴、「犯行」にいたる経緯をのべ、第二に、罪となるべき事実の認定をし、第三に証拠の標目をあげ、第四に、弁護人による自由の信憑力についての主張人の反論、最後に、法令の適用をのべている。

この中においても、第一に、検事のとりあげた被告人の経歴、生い立ちと生活環境を再び冒頭にとりあげていることに關して、我々は検事論告に対すると同じく批判しなければならぬ。すなわち、「被告人は小農を営むかたわら駅の貨舎の砂利積み人夫をしていた父と母との間に十人兄弟の中の四男として生まれ、小学校五年を修了したのみで勉強を嫌い、農家の子守り奉公に行き、その後靴屋店員見習い、農家傭い人、製革会社工員、土工、等、転々と職をかえ」と書いてあるが、このような部落民のいろんな生活環境、職業を転々としている事実を特に冒頭にかかげることによって、その後の判決文の内容をすべて差別的な偏見によって逆転させてしまうのだ、ということをおさえておかねばならない。

第二に、罪となるべき事実の認定に關しては、全く、警察、検事のいうがままの「犯罪事実」をそのまま採用し、第三には、客観的証拠は何ひとつなく、弁護側の請求する証拠、証人の大半が却下され、証拠としては被告人の供述、司法警察官、証人の供述、或は警察技師らの鑑定書等々が殆んどである。このような証拠面での欺瞞に對しても糾弾しなければならぬ。そして、第四に、弁護人の反論の中で、特に別件逮捕の問題に重点が置かれているわけだが、別件逮捕の中で自白の強要、脅迫状の筆跡鑑定、タバコの吸殻について唾液による血液型の鑑定などがおこなわれたことが確認されている。

らためて述べるが、我々は、以上のような差別公文書を以て石川青年に死刑を科した検事と裁判官を徹底的に糾弾しなくてはならない。われら部落民は、日本帝国主義の差別政策によってのみ弾圧されているばかりではなくして、日帝に加担する民衆によってもいろいろ具体的に直接的に差別されているのだ。その最悪の組織的表現としてあらわれてきているのが日本共産党の連中なのだが、この連中は、部落解放運動を分裂させるために、解放同盟正常化全国連絡会議なる組織をつくって介入している。彼らは、狭山差別裁判糾弾闘争についてもわれらを妨害している。すなわち、狭山差別裁判が差別裁判である、この事件がデッチ上げである、といって我々が糾弾すると、彼らは反対する。たとえば、日共の部落問題研究所の機関誌「部落」七〇年一月号のなかで、国民救済会の齋藤という事務局長がいうには、狭山差別裁判だとかデッチ上げだとかいうべきではない、この問題は公正裁判要求あるいは裁判批判の運動として発展させねばならない、と主張し、我々の糾弾闘争に真向から敵対するキャンペーンを、救済会や民青組織に指令しているのだ。こういった妨害の元凶というか、その理論的支柱になっているのが、狭山に關する日共系弁護団にはかならない。

主任弁護士中田直人はじめ日共系弁護団の書いた東京高裁に対する弁護団控訴趣意書は、第二審の現在なお有効であり、審理全体につよい影響をあたえている。これは、まさに我々が糾弾した差別公文書としての検事論告および第一審判決文よりもさらに悪らつな差別的文章に満ちあふれたひどいものである。

まず最初に、かれらは、石川一男君が犯人であることを認めてしまっている。いわく、「勿論私も、被告人がこの公判廷におい

るのであるが、このような違法行為を裁判官は合法的に「有効」とみなし、公然と憲法違反をおかしていることを糾弾しなければならぬ。さらに自白によって得られた証拠物と称する筆跡、血液型、足跡、時計、靴、万年筆、手拭、スコップについては、弁護人がいろいろな形で批判をしており、すべて疑惑につつまれるか、あるいは万年筆のようにはっきり警察官がデッチ上げ工作をした事実が浮かびあがってくるのである。判決文の最後において、再び被告人とされる石川君の生い立ちをことさら差別的にとりあげ、「小学校卒業せずして少年時代他家で奉公人として過ごし父母のもとで家庭的な愛情に育まれることができなかったことはその教養と人格形成に強い影響を及ぼしたであろうこと」を強調して、死刑の判決を下した。

このように、判決文、検事論告は、我々部落民の生い立ちや生活環境をことさらに強調して強烈な差別的偏見を何回も繰り返している。こうした部落民に対する差別の内容をもつ公文書は、戦前の高松差別裁判のばあいのように直接に特殊部落民ということとは明記していないのだが、にもかかわらず、その内容において部落差別が前提となつて、その内容を理由として、死刑の判決を受けなければならないことをこの判決文が積極的に主張しているものであり、こういう公文書に關して、關して、我々は、狭山差別裁判の差別性として、その重大な証拠物件として、この検事論告と判決文という二つの公文書を徹底的に糾弾しなければならない。

ところが、このような我々の主張は、狭山差別裁判糾弾闘争の中で必ずしも充分にとり入れられていないわけではなく、特に、日共系の弁護士による弁護活動には糾弾すべき問題があることについてはあ

て自から犯行を認めていたことまで否定しようとするものではない。まず、この事実を弁護人としても当然尊重しております。と。石川一男君が強制的な「自白」に追いこまれていたことを彼らは尊重するのだということを冒頭にかかげて、そのつぎに、本件捜査の違法性と自白の問題に關して、彼らは、別件逮捕について次のようなことを言っている。「二つの罪について容疑があるならば、二つの罪について逮捕し、拘留状を請求し、そして許される期間内に、二つの罪について取調べるべきである」という。二つの罪とは、逮捕のときの口実となった別件と、もう一件の「善枝ちゃん殺し」のことをさすのだが、この二つの罪について最初から逮捕状、拘留状を請求すればよいなどというのは、弁護士の立場というよりはむしろ検察官の立場に立ったものとして糾弾しなければならない。

さらに、自白の信憑性の問題に關して、裁判官に対する弁護士の反論の中で、弁護団としては、単独犯については疑問をもつが、最初、被告が自白をさせられた時には、三人共犯説をのべており、石川君を含めての三人共犯説の方が合理性があるということをも、その控訴趣意書の中で再三再四展開している。たとえば、被害者の靴と本についていうには「被告人以外の誰かが靴を埋めた後、本を別な所に埋めたと見るのがむしろ自然ではなからうか」とあるいは「被告人と被害者の出会い、脅迫文の書き直し、死体発見現場の状況等について、弁護人は、当初の自白の三人説の方が常識に合致する」といって反論しているが、これは反論どころか、あらたに部落の青年を石川一雄君にプラスするに二人を加えて裁判せよと主張しているものであり、これは検察官よりも一層悪らつな立場に立った弁護団であり、その差別性を糾弾せねばならない。

さらに、おどろくべきことには、法令適用の誤りとか、量刑不当というところなどで「被告人は姦淫に夢中のあまり誤まって殺害した」といい、又、とくに量刑不当のところでは長文をついやして被告人が異常な人間であることを強調し、精神病患者であるとして何度も精神鑑定を要求し、それによって被告人を「救済」しようとしている。すなわち「第一に、本件犯行が異常なまでに大胆であり特異である。すでに被告人の精神的偏奇を感じざるをえない」と。あるいは第二番目に「被告人の日常生活にあらわれた性格と本件犯行は大きな矛盾を感じさせる」といい、その矛盾を、デッチ上げの方向ではなく、精神異常の方向においてとらえている。第三番目に「被告人が父に対する借財や兄との単なるいさかい程度のことでは本件犯行のような大罪を犯そうと決意したのだとすれば、そこにはやはり精神的な偏りを感じざるをえない」。第四番目に、「被告人には次のような異常性向が見られる。きわめて無口である。学校も極端に嫌悪したこと。他人と一緒に食事することを非常に嫌ったこと。あるいは夢遊病者の行動のあったこと」と。

こういふように、石川一男君は精神病患者である、とし、しかも、その精神病に彼がなった理由として、この検事論告や判決文と同じように、弁護団控訴趣意書のさいごの方で、「また被告人が小さい時から父母の手もとを離れて他家に奉公に出て働いていたこと、家庭愛の不足や苦しい労働が被告人の精神に何らかの影響を与えているにちがいない」と。このように、部落民の生活環境、生い立ち、といったものが精神異常をきたす原因であり、そうして精神異常の結果、彼が犯行したのだ、とみなす。このような控訴趣意書は、第一審判決文と同じく、現になお有効なものとして、今、東京高裁第

二審に影響を与えつづけているのである。我々は、この差別に満ちあふれた弁護団控訴趣意書の破却を断固要求する。

また、このような論法に立つならば、現在、権力が暗黒の中ですすめている刑法改正の策動、とりわけ、共産主義者に向けられる保安処分を、部落に先行的に適用することを主張するにひとしくなるのであって、このような恐るべき侮辱的な弁護団控訴趣意書は、部落民のみならず全人民の名において破却されねならないことを、我々はこの際、はっきり確認し、糾弾せねばならない。

(一九七一年一月二日狭山差別裁判徹底糾弾、部落解放、人民連帯集会に於て)

差別公文書

浦和地方裁判所 内田判決文

昭和三十八年(わ)第二七四号 第三〇四号

判決

本籍 埼玉県狭山市入間川二千九百八番地の一
住居 右 同

鳶職手伝

一夫ごと石川一雄

昭和十四年一月十四日生

右の者に対する強盗強姦、強盗殺人、死体遺棄、恐喝未遂、窃盗、森林窃盗、傷害、暴行、横領被告事件について、当裁判所は、檢察官鈴木寿一、同原正、同河本仁之出席のうえ審理して、次のとおり判決する。

主 文

被告人を死刑に処する。

押収に係る身分証明書一通、万年筆一本、腕時計一個(昭和三十八年押第一一五号の二、四二、六一)は、いずれも被害者中田善枝の相続人に還付する。

理 由

(被告人の経歴、本件第一乃至第三の各犯行に至る経緯)

被告人は、小農を営む傍ら駅の貨車の砂利積入夫をしていた父富蔵と、母リイとの間に、十人きょうだい中の四男として生れ、小学校五年を修了したのみで勉強を嫌い、農家の子守奉公に行き、その後靴店店員見習、農家雇人、製菓会社工員、土工、養豚業雇人等転々と職をかね、昭和三十八年三月頃肩書自宅に帰って、兄六造の鳶職の手伝いをしていたものであるが、埼玉県入間郡武蔵町高倉の、土建業西川正雄ごと鄭王茁方の土工をしていた当時の昭和三十七年四月頃から同年六月頃までの間に、軽自動車二輪車二台を、代金合計十八万五千円で、月賦で買い入れ、その修理費、ガソリン代の支払を滞らせたり、月賦金を返済しない中に右軽自動車二輪車を売却また

は入質したことによる後始末のための負債がかさんだため、右西川

方の土工をやめた後の同年九月頃、父富蔵から約十三万円を出して貰ってその内金の支払いをした。そのようなことから被告人は家に居づらくなり、翌十月末頃から狭山大字堀兼七百四十五番地の二養豚業石田一義方に住み込みで雇われ働いたが、長続きせずに約四ヶ月でやめ、昭和三十八年三月初頃自宅に戻ったのであるが、前記の如く父に迷惑をかけたことや、被告人の生活態度などが原因で、兄六造との間がうまく行かず、同人から家を出て行けといわれ、父富蔵も被告人をかばって六造と仲たがいのするなどとかく家庭内に風波を生ずるにいたつたので、被告人は、いっそのこと東京へ出て働くかと思ひ立つた。しかしそれについては、父に迷惑をかけた前記十三万円を返さなければならぬと思つていたところ、その頃たまたま同都内で起つたいわゆる吉展ちゃん事件の誘拐犯人が、身代金五十万円を奪って逃げ失せたことをテレビ放送等を見て知るに及び、自分も同様の手段で他家の幼児を誘拐し、身の代金として現金二十万円を喝取したうえ、内十三万円を父富蔵に渡し、残りの金を持って東京に逃げようと思はるに至り、その際使用する目的で、同年四月二十八日頃、自宅玄関先四畳半の部屋で、大学ノートを買った紙を使用して、ボールペンで、「子供の命がほしかったら四月二十八日夜十二時に、女の人が前の門のところに現金二十万円を持って来い、金を持って来れば子供は無事に返すが、時が一分でもおくれれば、警察に知らせたりしたら子供は殺す」旨記載した脅迫状一通を作成し、これを封筒に入れ、該封筒の宛名を「少時様」と記載して準備し、機会があれば右計画を実行しようと考え、ズボンの後ポケットに入れて持ち歩いてゐた。

に対し「騒ぐと殺すぞ」と申し向けながら立たせたまま附近の直径約十厘の松の立木を背負わせるようにして、所持の手拭(同押号の一)は右手拭を三つに分断したもの)で同女を該立木に後手に縛りつけ、所持のタオル(同押号の一〇)で目隠しを施し、その反抗を抑圧したうえ、まず同女が身につけていた同女所有の腕時計一個(同押号の六一)及び身分証明書(同押号の二)挿入の手帳一冊(被告人はこれを三つ折財布という)を強取した際、俄かに劣情を催し、後手に縛つた手拭をとり同女を松の木からはずした後、再び右手拭で後手に縛り直し、次いで数米離れた四本杉の中の北端にある直径四十厘の杉の立木の根元附近まで歩かせ、同所でいきなり足払いをかけ、仰向けに転倒させて押えつけズロースを引き下げて同女の上のりかかり姦淫しようとしたところ、同女が救いを求めて大声を出したため、右手親指と人差し指の間で喉頭部を押えつけたが、なおも大声で騒ぎたてようとしたので、遂に同女を死に致すかも知れないことを認識しつつあえて右手に一層力をこめて同女の喉頭部を強圧しながら強いて姦淫を遂げ、よって同女を窒息させて殺害したすえ、同女が自転車につけていた鞆(同押号の三〇)の中にあった同女所有の万年筆一本(同押号の四二)など在中の筆入れ一個を強取した。

第二前記のとおり中田善枝を殺害した後、同女の死体を一時芋穴に隠し、後でこれを農道に埋めて前記犯跡を隠蔽しようと考え、同日夕刻、右死体を両腕でかかえて、同所より新井千吉所有に係る同市入間川二千九百六十二番地畑内の、入口の大きな縦約七十七厘、横約六十二厘、深さ約二米七十厘の芋貯蔵穴の側に運んだうえ、附

(罪となるべき事実)

被告人は、

第一 昭和三十八年五月一日午前七時三十分頃、家人には仕事に行くと称して弁当持参で家を出たが、怠けて西武園の山中や、所沢市内のパチンコ店で遊んで時を過した後、同日午後三時頃、西武鉄道新宿線入間川駅に帰着し、同駅前の店で買った牛乳二本を飲みながら、あてもなく、恰も同日祭礼のあった右入間川駅附近の荒神様の方へ向つて歩き、同所を通り過ぎて通称加佐志街道を狭山市入間川千七百七十四番地高橋一男方通称「山学校」附近まで行つたが、同所から引き返し、再び右荒神様の方へ歩いて来た際、同日午後三時五十分頃、同市入間川千七百五十番地先の加佐志街道のエクス型十字路において、自転車にのつて通りかかった下校途上の埼玉県立川越高等学校入間川分校別科一年生中田善枝(当時十六才)に出会ふや、とつさに同女を山中に連れ込み人質にして、家人から身代金名下に金員を喝取しようと思ひ、同女ののつていた自転車の荷台をおさえて下車させたうえ、「ちよつと来い。用があるんだ。」と申し向け、同女を南方の同市入間川字東里二千九百六十三番地の雑木林(通称「四本杉」)に連れこんだが、この途中で逃げられないため同女の自転車を取り上げて自ら押して歩き、なお同女からその氏名が中田善枝で、父は中田栄作であること及び住所は同所堀兼方面にある落合ガーデンの手前のたばこ屋附近であることなどを聞いただし、右雑木林内では同女の手をつかんで奥の「四本杉」の立木附近まで連れて行き、同所で同女を附近の松の立木に縛りつけ、そのままにしておいて脅迫状を同女の父中田栄作方にとどけて同人から身代金を喝取し、かつ善枝所持の金品をも強取しようと思ひ同女

近の家屋新築現場にあつた荒縄、木綿細引紐(同押号の六乃至九)を使用し、死体の足首を右細引き紐で縛り、その一端を右荒縄で連結して同死体を右芋穴に逆吊りにし、荒縄の端を芋穴近くの桑の木に結びつけたあけく、コンクリート製の蓋をして一旦死体を隠し、後記判第二三のように脅迫状を中田栄作方にとどけた後、再び右芋穴のところに引き返し、同夜九時頃、その途中にある同市堀兼九百五十一番地所在の前記石田一義所有の豚小屋から持ってきたスコップ(同押号の四一)で右芋穴の北側にある同市入間川二千九百五十番地の農道に、縦約一米六十六厘、横約八十八厘、深さ約八十六厘の穴を掘り、その中に前記芋穴から引き上げて運んだ善枝の死体を前記の如き両手を後手に縛り、目隠しを施し、足首を縛り、荒縄をつけたままの姿で俯伏せにして入れ、土をかけて埋没し、もつてこれを遺棄した。

第三 前記のように中田善枝を殺害した後前記雑木林内において、かねて用意の前記脅迫状を取り出し、脅迫文中の現金二十万円を持つて来るよう命じた日時「4月28日」を「5月2日」に、場所「前の門」を「さのやの門」に、それぞれ所持のボールペンで書き直しもつて五月二日夜十二時に女の人が佐野屋の門の前に現金二十万円を持参すべき旨及び金を持つて来れば子供は無事に帰すが、もし金を持つて来るのが一分でも遅れたり、警察に知らせたりしたら子供は殺す旨の脅迫状に訂正し、なお封筒の宛名「少時様」を斜線で消し、その下方に「中田江さく」と記載して中田善枝の父の名宛にしたうえ、これを中田善枝から強奪した手帳の中に挿入してあつた前記身分証明書と共に右封筒に入れ(同押号の一は脅迫文と封筒)、

前記のように善枝の死体を一時芋穴に隠した後、同女の自転車を利用して同日午後七時三十分頃狹山市大字上赤坂百番地の中田栄作の居宅に赴き表出入口の二枚の硝子戸の合せ目隙間から右脅迫状を差し入れ、間もなく同人をしてこれを閲読するに至らしめてその旨畏怖させ、よって同人から前記金員を喝取しようとしたが、同人において直ちに警察にとり出したことから、被告人の指示した翌五月二日午後十二時前頃より、同市堀兼七百九十三番地の二酒類雜貨商佐野屋こと佐野良二の店舗附近に警察官が張りこみをなすにいたり、翌三日午前零時十分過ぎ頃、同所に金員を受け取るべく出向いた被告人において、前記指示に基いてそこに来た善枝の姉登美恵と問答中、同女以外にも附近に人のいる気配を感じて逃走したため右金員喝取の目的を遂げなかった。

第四(1) 石田一義、東島明、石田義男と共謀のうえ昭和三十七年十一月十九日頃、狹山市北入曾六百十三番地東亜電波工業株式会社現場において、光陽建設株式会社取締役江草光太郎管理に係る杉柱材十六本(十・五種角、長さ三米、時価合計二万三千二百円相当)を窃取した。

(2) 荻野清と共謀のうえ、昭和三十八年一月下旬頃同市大字堀兼七百五番地横山庄平方において、同人所有の成鶏三羽(時価合計約九百円相当)を窃取した。

(3) 東島明と共謀のうえ、同年三月六日頃、同市柏原千百十番地吉田利方において、同人所有の成鶏二羽(時価合計約千円相当)を窃取した。

(4) 同年三月七日頃、同市大字堀兼千三百八十七番地高橋良平方前

道路上において、同所に停車中の貨物自動車内より、同人所有の作業衣一着(時価約千五百円相当)を窃取した。

第五 石田一義、石田義男と共謀のうえ、同年一月七日頃、同市入間川字下平野地内薬研坂南側雑木林内において、田口勝男所有の茅約百二十束(時価合計約二千四百円相当)を窃取した。

第六 石田義男、東島明と共謀のうえ、昭和三十七年十一月二十三日頃、同市南入曾五百四十六番地入間小学校校庭において、関口健一(当十九年)に対し、ささいなことから因ねんをつけ、同人の顔面を手拳で数回殴打し、更に足蹴りをするなどの暴行を加え、よって同人に対し加療約五日間を要する顔面、頭部打撲症等の傷害を負わしめた。

第七(1) 高橋良平、石田義男と共謀のうえ、昭和三十八年一月七日頃、同市大字堀兼千九百七十番地松本留蔵方南側道路上において、前記被害事実を種に金品を要求する目的で押しかけた右関口健一に対し同人の顔面を手拳で数回殴打し、更に足蹴りをする等の暴行を加えた。

(2) 同年二月十九日頃、同市入間川三千四百四十番地先路上において竹内賢(当二十二年)に対し、些細なことから因ねんをつけ、同人の顔面を手拳で二回位殴打して暴行を加えた。

第八 昭和三十七年四月九日頃、所沢小型自動車販売有限会社狹山営業所長大野稔より代金完済まで所有権を留保する特約のもとに同

会社所有の軽自動車二輪車ヤマハ号二百五十cc一台を代金六万五千円で月賦購入をする契約をなし、右軽自動車二輪車を受け取り保管中、代金完済に至らない同年六月中旬頃、同市入間川三千四百七番地石川寅男方において、右軽自動車二輪車を壇に同人に代金二万五千円で売却し横領したものである。

(証拠の標目)

被告人の経歴につき
一、被告人の司法警察員に対する昭和三十八年六月十八日付供述調書

一、埼玉県狹山市長認証の戸籍謄本

判示第一乃至第三の各犯行に至る経緯及び該各犯罪事実につき

一、被告人の当公判廷の供述

一、被告人の司法警察員に対する昭和三十八年六月二十日付、同月二十一日付三通、同月二十二日付二通、同月二十三付二通、同月二十四日付三通、同月二十五日、同月二十六日付二通、同月二十七日付二通、同月二十八日付、同月二十九日付、同年七月二日付、同月三日付、同月六日付(以上合計二十一通は記録第七冊中一、九八六丁乃至一、一六五丁編綴)及び同月七日付(記録第八冊中一、四八八丁以下編綴)各供述調書

一、被告人の検察官に対する同年六月二十五日付三通、同月二十七日付、同年七月一日付三通、同月二日付二通、同月三日付二通、同月四日付一通、同月五日付、同月六日付、同月七日付三通、同月八日付三通(以上合計十九通は記録第七冊中二、一八八丁乃至一、三七三丁編綴)各供述調書

一、証人の中田健治(第二、七回)、同中田登美恵(第一、七回)、

同塚本昌三、同佐野良二、同増田秀雄、同山下了一、同飯野源治、同橋本喜一郎、同鈴木要之助、同新井千吉、同大野喜平、同星野正彦、同阿倍孟郎、同五十嵐勝爾、同高橋乙彦、同長野勝弘、同岸田政司、同関根政一、同吉田一雄、同小島朝政、同佐藤祐一、同須田ギン、同石田一義、同宮岡貞男、同内田幸吉、同清水利一、同関源三、(第五回)、同今泉久之助、同大沢徳太郎、同吉沢栄、同山下富子、同中根敏子、同西川正雄、こと鄭王苗、同水村成子、同渡辺宇の当判廷の各供述

一、中田栄作の司法調査並び司法警察員に対する各供述調書

一、小川松五郎の検察官に対する供述調書

一、警察主事塚本昌三作成の脅迫状の撮影についてと題する報告書

一、司法調査三沢弘作成の現場写真撮影報告書

一、警察技師星野正彦作成の土壌の採取についてと題する報告書

一、司法警察員関口邦造、同大野喜平、同野本定雄、同福島英次、同小島朝政、同伊藤藤操、同清水利一作成の実況見分調書へ関口邦造作成のものは二通、伊藤藤操作成のものは昭和三十八年五月二十五日付のもの一通、なお大野喜平作成のものについては「二、現場模様の項中「更に機動隊員は」(調書四枚目表三行目)以下その項終まで及び添付の写真一六号を除く)

一、警察技師星野正彦、同阿部孟郎兩名共同作成、同関根政一、同岸田政司兩名共同作成、同関根政一、同吉田一雄兩名共同作成、警察技官渡辺宇、同渡辺壮一、同地本卯典、同坂井友吉四名共同作成の各鑑定書(渡辺宇外三名共同作成の鑑定書中、五項本文第一行一目「被害者」とあるは「被疑者」の誤記と認める)

一、警察技師星野正彦、同五十嵐勝爾、警察庁技官長野勝弘作成の

各鑑定書

一、司法警察員小島朝政作成の搜索差押調査一通

一、押収脅迫状、封筒共一通（昭和三十八年押第一一五号の一）、身分証明書一通（同押号は二）、石膏三個（同押号の五）、木綿細引紐二本（同押号の六、七）、荒縄二本（同押号の八、九）、タオル一本（同押号の一〇）、手拭一本（但し一本分が三つに分断されているもの、同押号の一）、地下足袋一足（同押号の二八の一）ビニール風呂敷一枚（同押号の二九）、ダレス靴一個（同押号の三〇）、牛乳ビン一個（同押号の三一）、ハンカチ一枚（同押号の三二）、白三角布様のもの一枚（同押号の三三）、糸二巻（同押号の三四）、真鍮編棒一本（同押号の三五）、紙片四枚（同押号の三六乃至三八）、女物クシ一個（同押号二九）、チリ紙若干（同押号の四〇）、スコップ一丁（同押号の四一）、万年筆一本（同押号の四二）早退届四枚（同押号の五八）、上申書一枚（同押号の六〇）、腕時計一個（同押号の六一）、万年筆の保証書一枚（同押号の六二）、洋裁帳一冊（同押号の六三）、洋裁ノート一冊（同押号の六四）

判示第四乃至第八の各事実につき

一、被告人当公判廷の供述

判示第四の(1)乃至(4)の各事実につき

一、細田貞夫作成の被害上申書及び同人の司法警察員に対する供述調書（第四の(1)）

一、石田一義の検察官に対する供述調書（第四の(1)）

一、横山庄平作成の被害上申書及び同人の司法警察員に対する供述調書（第四の(2)）

一、荻野清の司法警察員に対する昭和三十八年六月五日付（贄本）

一、東島明の司法警察員に対する供述調書

判示第七の(1)の事実につき

一、関口健一の司法警察員に対する昭和三十八年六月七日付供述調書（一、七六一丁以下の分）

一、岩田稔雄の司法巡査に対する供述調書

一、荻野清の司法警察員に対する昭和三十八年六月八日付供述調書

一、石田義男の司法警察員に対する昭和三十八年六月九日付供述調書

一、荻野清の検察官に対する昭和三十八年六月十日付供述調書（一八五四丁以下の分）

一、高橋良平の検察官に対する昭和三十八年六月十一日付供述調書

抄本

判示第六、第七の(1)の各事実につき

一、被告人の司法警察員に対する昭和三十八年六月七日付供述調書（一、九六三丁以下の分）

判示第七の(1)の事実につき

一、竹内賢作成の被害上申書及び同人の司法警察員に対する供述調書

一、大沢里雄の司法巡査に対する供述調書

一、石田義男の司法警察員に対する昭和三十八年五月二十二日付供述調書

一、被告人の司法警察員に対する昭和三十八年五月二十四日付供述調書

一、被告人の検察官に対する昭和三十八年六月九日付供述調書

判示第八の事実につき

検察官に対する同月十日（一、七二〇丁以下の分）各供述調書（第四の(2)）

一、吉田利の司法警察員に対する供述調書（第四の(3)）

一、東島明の検察官に対する供述調書（第四の(3)）

一、高橋良平作成の被害上申書、事実上申書及び同人の検察官に対する昭和三十八年六月十一日付供述調書（第四の(4)）

一、被告人の司法警察員に対する昭和三十八年五月三十一日付（第四の(1)、一九四二丁以下の分）、同年六月七日付（第四の(2)、一九七三丁以下の分）、同月一日付（第四の(3)）、同年五月二十四日付（第四の(4)）各供述調書

一、被告人の検察官に対する昭和三十八年六月八日付（第一の(1)）

同月九日付（第一の(2)及至(4)）各供述調書

判示第五の事実につき

一、田口藤男作成の被害上申書

一、石田一義の司法警察員に対する供述調書

一、被告人の司法警察員に対する昭和三十八年五月三十一日付供述調書（一、九四八丁以下の分）

一、被告人の検察官に対する昭和三十八年六月八日付供述調書

判示第六の事実につき

一、関口健一作成の被害届及同人の司法警察員に対する昭和三十八年六月二日付供述調書

一、島田昌治作成の診断書

一、司法警察員柳金三郎作成の実況見分調書

一、石田義男の司法警察員に対する昭和三十八年六月四日付供述調書

書贄本

一、大野稔の司法警察員に対する供述調書

一、斉藤貞功、石川寅夫の司法巡査に対する各供述調書

一、被告人の司法警察員に対する昭和三十八年六月三日付供述調書

一通

一、被告人の検察官に対する昭和三十八年六月十日付供述調書

（弁護人等の主張に対する判断）

一、自白調書の証拠能力について

弁護人の中田直人、同石田享は、本件昭和三十八年七月九日起訴にかかる強盗強姦、強盗殺人、死体遺棄、恐喝未遂の事実についての被告人の司法警察員及び検察官に対する各供述調書は、いわゆる別件逮捕、再逮捕に逮捕勾留のむしかえしによる違法、不当の拘禁中の取り調べによって得られた供述に基くものであるから、違法な証拠であり、証拠能力を否定するべきものであると主張する。

よってまずこの点につき考察するに、記録によれば被告人は昭和三十八年五月二十三日窃盗、暴行の他、本件恐喝未遂の被疑事実に基づく逮捕状により逮捕され、同月二十五日右被疑事実に基づく勾留状により勾留され、同年六月十三日まで右勾留が延長されたうえ、同日窃盗、森林窃盗、傷害、暴行、横領被告事件につき、浦和地裁判所川越支部に起訴され（同被告事件は、同年七月十七日、浦和地方法裁判所第一刑事部において、本件同庁昭和三十八年わ第二七四号強盗強姦、強盗殺人、死体遺棄、恐喝未遂被告事件に併合審判の決定がなされた）、右六月十三日右起訴事実中、前記勾留の基礎となつた事実以外の窃盗、森林窃盗、傷害、暴行、横領の事実についても勾留状が発付されたが、弁護人石田享、橋本紀徳からの請求によ

り、同月十七日前記川越支部裁判官により保釈許可決定がなされたところ、右保釈許可決定の執行後まもなく、強盗強姦殺人、死体遺棄の被疑事実に基づく逮捕状により即日再び逮捕され、同月二十日右被疑事実に基づく勾留状により勾留され、更に同年七月九日まで右勾留が延長されたうえ、同日本件強盗強姦、強盗殺人、死体遺棄、恐喝未遂被告事件につき浦和地方裁判所に起訴されるに至ったことが明らかである。

ところで、捜査機関において、当初の逮捕状及び勾留状に記載されている被疑事実について取り調べの意図がなく、専ら本来の目的とする事件の捜査の必要上該逮捕、勾留を利用するため、名を別件にかりてこれを請求したのであれば、それはまさに別件逮捕及び勾留としての違法であり、第二次の逮捕勾留もまた違法、不当なものといわなければならない。しかしながら本件においては、記録を検討すれば当初の窃盗、暴行、恐喝未遂事件についてなされた前記逮捕及び勾留は、捜査機関が主として該逮捕勾留の基礎となつた窃盗、暴行、恐喝未遂事実及びその頃発覚するに至つた前記六月十三日起訴に係る事実中同勾留状の発せられた各項についての取り調べに利用したものであることが認められるのであって、決して前記中田、石田両弁護人主張の如く当初から専らこれを当時未だ逮捕、勾留をなし得る程度の資料を具備していなかつた前記強盗強姦殺人死体遺棄被疑事件を取調べる目的で請求し、かつ右取り調べに利用したものとは認められない。もつとも第一次の逮捕、勾留の期間中において、右脅迫未遂に使用された脅迫状の筆跡を調べた結果、それが被告人の作成したものと認められたため、その文面から中田善枝の殺害にも関係あるものとして、被告人から煙草の吸いがらとど

液の任意提出を求めて血液型の鑑定を嘱託する等、右殺害等事件についても取調べをしたことが窺われるが、たとえ逮捕、勾留の基礎となつていない事実であっても、たやすく発覚するに至つた前記余罪についてはもちろん、いやしくも恐喝未遂に関連する右殺害等について、右程度の取り調べをすることは何等法の禁ずるところではないと思料されるから、これが取り調べをしたからといって、直ちに前記窃盗等についてなされた第一次の逮捕、勾留が当初から前記強盗強姦殺人等事件の捜査に利用されたものとなすことはできず従つて右逮捕、勾留を目して違法、不当なものとなすことはできない。果してしければ、その後において、前記強盗強姦殺人、死体遺棄事件につき発せられた第二次逮捕状及び勾留状にもとずく逮捕、勾留は何等逮捕、勾留のむしかえしということとはできないからこれまた違法、不当なものということはできず、その期間中に作成せられた本件強盗強姦、強盗殺人、死体遺棄、恐喝未遂の事実についての被告人の司法警察員及び検察官に対する各供述調書の証拠能力もその故をもつてこれを否定することはできないのである。しかも、本件において強制、拷問、脅迫その他供述の任意性を疑わしむべき事情は毫も存しないのであるから前記両弁護人の主張は採用できない。

二、自白の信憑力について

前記中田、石田両弁護人は、本件強盗強姦、強盗殺人、死体遺棄、恐喝未遂事件に関する被告人の自白（捜査機関に対する各自白調書のみならず当公判廷の自白をも含む。以下これを単に本件自白と略称する。）につき、幾多の疑問点ありとして、或は他に共犯者がおるが如き、或は自白に基づく物証の発見經過に捜査機関その他の作為

が存するが如き口吻でその信憑力を争ひ、結局各犯行は証明されていない旨主張する。しかしながら、被告人は捜査の当初全面的に各犯行を否認していたが、昭和三十八年六月二十日頃から一部自己の犯行（三人共犯説）を認めるようになり、次いで同月二十三日夜頃、捜査機関に対し全面的に自己の犯行である旨自白するに至るや、その後は捜査機関の取り調べだけでなく起訴後の当公判廷においても一貫してその犯行を認めているところであり、しかもそれが死刑になるかもしれない重大犯罪であることを認識しながら自白していることが窺われ、特段の事情なき限り措置し得るものというべきところ、これを補強するものとして、前掲各筆示の証拠によれば、(1)中田、田、柴作方に届けられた封筒入り脅迫状一通（前記押号の一）は、明らかに被告人の筆跡になるものであること。(2)被告人は、右脅迫状が中田方へ届けられた前後の頃、中田方東方約百二十米の内田幸吉方を訪れ、中田、柴作方を尋ねていること、(3)五月三日佐野屋附近の畑地から採取された足跡三個（同押号の五）は、被告人方から押収された地下足袋中の一足（同押号の二八の一）によって印象されたものと認められること、(4)五月三日午前零時過ぎ佐野屋附近で、中田登美恵が聞いた犯人の音声は、被告人のそれに極めてよく似ていること、(5)被告人の血液型は、B型で、被害者善枝の腹内に存した精液の血液型と一致すること、(6)死体埋没に使われたスコップ一丁（同押号の四一）は、狭山市大字堀兼の養豚業石田一義方豚小屋から盗まれたものであるが、被告人はかつて同入方に雇われていたことがあって、右小屋にスコップが置かれていることを知っており容易にこれを盗み得たこと、(7)被害者善枝を目隠しするのに使われたタオル一枚（同押号の一〇）につき、被告人は入手可能な地位にあ

つたこと、(8)後記する如く被告人の自白に基づき被害者善枝の所持品であつた万年筆一本（同押号の四二）が、被告人の自宅から発見された外、被告人の自白した地点の近くから鞆類（同押号の三〇乃至四〇）、腕時計一個（同押号の六一）も発見されていること、(9)前記各事件は、明らかに土地感を有するものの犯行と認められるが、被告人は強盗強姦、強盗殺人の現場である「四本杉」、死体を一時吊しておいた芋穴、身代金授受の場所と指定した佐野屋、前記石田一義方豚小屋の所在等をよく知っている外、その附近の地理にも明るい（もつとも、中田、柴作方は、以前から知っておらなかったの(2)記載のとおり内田幸吉方尋ねた）こと、(10)被告人は、判示認定のとおり軽自動車二輪の購入費、修理費等で相当額の負債をつくり、父富蔵に内十三万円の出費をさせており、当時家庭内の不和もあって、幼児を誘拐して身代金として現金二十万円を喝取したうえ、内十三万円を父親に渡し、残りの金を持って東京に逃げることを考えていたものであって、被告人は身代金喝取の動機と計画を有していたこと、(11)被告人は、セメント袋二個（合計約二十六貫相当）を一度にさげる程の腕力を有し、一人で死体を運搬することも可能であつたこと、(12)被告人は、捜査段階で全面的な自白に移る過程において、他に二人の共犯者がいる旨供述しているが、これは共犯者一人の氏名、年令、人相、服装等全く明らかにしておらず、後に自白するところと対比しても、内容は極めて不自然で前記(3)の事実と抵触すると共犯者の所為に帰せしめることにより自己の刑責を軽からしめようとする意図が看取されるものであって、被告人の右供述は虚偽のものと認められる（その他、本件において共犯者の存在を疑わし

める事情はない)こと等の諸状況が明らかとされているのであつて被告人の前記各犯行を認むるに十分であるが、本件の認定を補足する趣旨で、以下必要限度において、本件自白の信憑力、或は自白に基く各物証の発見経過について説明することとする。

まず、被告人の本件自白の信憑力を考察する場合、たとえば右認定の諸状況の中全く自白をはなれても認めることのできる前記(1)乃至(7)の各事実(8)については別に後記する)を取りあげてみて、これらはいずれもこれに副う被告人の自供部分(すべて各犯行の重要部分に当る)を概ね端的かつ強力に裏付けているとい得るのみならず、相互に相関連しその信憑力を補強し合うことによつて、被告人の本件自白全体の真实性をかなり高度に担保しているものと見て差支えなく(その外本件において、自白の真实性を担保するに足る状況は数多く有し、枚挙にいとまもないところである)、その具體性、状況の裏付けなどの点から見て大局においていずれも肯首し措信しうるところのものであり、まして弁護士等主張の如く根底からその真实性をおびやかす或は疑わしめるような状況は存在しない。もつとも、本件自白の細部において、くい違ひや不明確な点等があり、或は状況の一部に触れていない箇所もあるにはあるが、これとも前各犯行の模様、即ち五月一日午後三時五十分頃被害者善枝と出会つた後、「四本杉」附近に連れこんでの強盗強姦、強盗殺人の犯行、死体を芋穴附近に運搬、縄をさがして死体を芋穴に逆吊りにする、教科書類、鞆類の処置、中田榮作方への脅迫状差し入れ、豚小屋からのスコップの持ち出し、芋穴附近に引き返しての死体の埋没次いで帰宅等々の行動を、僅か六時間たらずの間に、しかも薄暗く降雨もある状況の下でやり遂げ、更に同月三日午前零時過ぎ頃、身

及び同年六月十八日の二回に亘り被告方の捜索が行われており、その時発見し得なかつたものが前記第三回目の捜索で発見されることは如何にも不自然である旨主張するが、前掲証人小島朝政の当公判延の供述及び同人作成の同年五月二十二日付捜索差押調書によれば、第一回目及び第二回目のときは捜査に手抜きがあつたこと及びそのためこれを発見し得ずに終つたことが窺われるのであつて、前記発見の経過に作為が介在する余地も形跡も見出し難い(前掲当裁判所の検証調書及び小島朝政作成の同年六月二十六日付捜索差押調書によれば、右隠匿場所は、勝手場出入口上方の鴨居で、人目に触れるところであり、その長さ、二方の空間及び奥行きいずれも僅かしがなく、もし手を伸ばして捜せば簡単に発見し得るところではあるけれども、そのためかえつて捜査の盲点となり看過されたのではないかと考えられる節もあり、現に家人ですら気付いていなかった模様である)のである。しかし、いづれにしても捜査に手抜きがあつたからといって、もとより被告人の前記自供内容の真实性は、何等滅殺されるものではなく、むしろ、この点に関する被告人の捜査機関に対する自供内容の概略は、「鞆から教科書類を取り出して溝に埋める際、万年筆等在中の筆入れに気付いてこれを自宅に持ち帰り腕時計と共に前記鴨居の上にかくしておいたが、その後筆入れは万年筆だけ残して燃してしまつた」というのであるから、これは鞆類教科書類の各発見現場から普通ならそれらと共に出るべき万年筆、筆入れが発見されておらないこと、或は前記隠匿場所が筆入れを燃したという風呂場に近いこと等の状況にも符合しており、却つてこれを措信し得ることである。

また弁護士中田直人は、捜査当局は、被告人の自白を得てかけつ

代金受け取りのため佐野屋附近に赴く等その行動は極めて活ばつて関係地点も多岐に亘る外、被告人自身にも犯行に伴う精神的興奮、緊張状態が存在したと考えられ、被告人の供述の細部にくい違ひや不明確な点等があり、或は被告人自身一部の細かい点を見落したり記憶してなくても、何等不自然ではなく、ましてやこれをとらえて被告人の本件自白を全面的に否定するが如きはまさに本末を転倒する見解といわなければならない。果してしならば、被告人の本件自白の信憑力は、根本においてこれを肯認すべきものであり、右と見解を異にする弁護士等の主張は、当裁判所の採用しないところである。

次いで、被告人の自白と物証の発見経過との関係について若干考察することにする。

(1) 万年筆の発見経過について

この点に関する前掲各証拠によれば、被害者善枝の所持品であつたと認められる万年筆一本(同押号の四二)は、被告人が昭和三十八年六月二十四日司法警察員一夫に対し、「自宅風呂場の入口(檢察官に対する翌二十五日付供述調書一通一二、二〇五丁以下の分一)によれば、勝手場入口の意と解される)敷居の上に今でも隠してある」旨自供したところから、翌二十五日小川簡易裁判所裁判官発付の捜査差押許可状を得たうえ、司法警察員小島朝政において、同日二十六日被告人自宅に赴き、被告人の兄六造等を立会人として捜索を開始し、立会人六造をして同家勝手場南側出入口の上方の鴨居を捜させたところ、被告人の自供どおり発見されるに至つたものであることは明らかである。

ところで、前記両弁護士は、右捜索に先立ち、同年五月二十三日

けてきたのであるから、自らが捜すべきを故意に立会人六造に捜させていたのであつてこれは如何にも芝居がかつており、当局はそこに万年筆があることを確信したに違ひない旨主張してこれを論難する。しかし、前掲被告人の司法警察員及び被告人に対する各供述調書によれば、被告人はこれより先、同月二十三日頃から犯行を全面的に認め一切を話すようになってゐる外、すでに同月二十一日被告人の自供に基き鞆類が発見されているのであり、右万年筆についてもその隠匿場所を明確に供述しているのだから、捜査当局がある程度これに信を措いて行動していた(翌二十五日裁判官から捜索差押許可状を得ている)ことは、当然考えられることであり、そして発見された場合の客観的を担保させるべく、家人に該場所を捜させて発見させたからといって、これを如何にも捜査機関に作為があつたかの如く見るのは決して当を得たものではない。

(2) 腕時計の発見経過について

この点に関する前掲各証拠によれば、押収に係る腕時計一個(同押号の六一)は、昭和三十八年七月二日被告人がその旨自供した地点である狭山市入間川四百七十九番地先道路上近くの茶株の根元に捨てられていたのを通行中の小川松五郎が発見して警察に届け出たものであることは明らかである。

ところで、前記両弁護士は、右腕時計の側番号は、捜査当局によつて出された品触れの側番号と異つてゐるばかりでなく、被告人が六月二十四日に「狭山市の田中あたりに腕時計を捨てた」旨自供して図面まで提出しているのに、捜査当局は、直ちに捜索を行わず、五日後の同月二十九日頃漸く捜索に着手した等の事情があり、右腕時計の発見経過にも疑惑が存し、ひいてはそれが自白の真实性をお

びやかしている旨主張する。しかしながら、右腕時計は本件捜査に全く関係のなかった小川松五郎老人によつてしかも捜査当局の品触れと無関係に届け出られたものであり、前掲証人田中健治、同中田登美恵の第七回公判廷における各供述、押収に係る洋服帳及び洋服ノート各一冊（同押収の六三、六四）を総合すれば、右腕時計は、型、針、側の色、バンドの色、穴の状況等からみて、被害者善枝が生前所持していたそれと同一物であると認めることができるのであつて、弁護人主張の如くたとえ側番号が、品触れのものとして異つたとしても、それはむしろ品触れ自体が誤つていたと見るべきであるし、まして品触れの側番号と異なる点をとらえて直ちに右時計の発見経過を疑わしいものとするのは、些か的はずれの感がある。そして、また前記両弁護人は、捜査当局において、被告人の自供を得ても直ちに捜査に着手しなかつたのは不審であるとも主張するところ、成程被告人の司法警察員に対する昭和三十八年六月二十四日付供述調書（二、〇七〇丁以下の分）によれば、右時計は五月一日頃の夜七時頃狭山市の田中あたりに捨てた旨の供述記載がありその地点の図面も添付されているが、檢察官に対する翌二十五日付供述書（二、一八八丁以下の分）によれば、捨てた場所は田中の道路上しかもその真中辺に捨てたもので、通行人が捨てて持つていと思う旨の供述記載が見られるのであつて、これを要するに、被告人の自供内容たるや、すでに四十余日以前である五月一日頃、被告人自宅、前記各犯行現場、鞆類等の発見地点等と全くかけはなれた狭山市田中の道路上しかもその真中辺に、被害者から奪取した腕時計を捨てて来たというのであり（しかも拾得のとどこけ出はない）被告人自身も誰かが捨てて持つていと思うなどというにあつたと

すれば、むしろ捜査当局が被告人の供述を吟味し確かめた後（被告人の司法警察員に対する六月二十七日付供述調書一、一五〇丁以下の分―五項参照）に至つて現場附近の捜査に向いたとしても強ち不自然でなく、もとより何等かの都合で、自供の五日後に至つて現場附近の捜査に赴いたとしても、それ自体右腕時計の発見経過に疑いを投げかけるべきものではあるまい。しかのみならず、被告人は腕時計を捨てた場所につき、六月二十四日以降の取り調べにおいて一貫した供述をしており、該腕時計の発見前から、その形、色、バンドにつき具体的な供述をしている外「きつと誰かが捨てていると思うから新聞にも出して皆にそのことを知らせてみて下さい」とまで訴えているところもあり、前記(1)の万年筆に関する自供内容が真実であることと相まち、右腕時計を捨てたことに関する被告人の自供内容もまたこれを措信し得るところである。（もつとも、右腕時計は、被告人が捨てた日から五十余日を経過した後、被告人の捨てたと自供する地点から約七米五十種はなれた道路脇の茶株の根元から発見されたのであるが、この点につき、仮に一つの憶測が許されるなら、被告人は、道路上に腕時計を捨てたこと、該時計につき、型、番号等をテレビで報道していたこと、発見されたときの腕時計の汚れ具合等からみて、被告人の捨てた腕時計を捨てた何者かが、事件に関係する品物であることに気付いて、比較的早い時期に拾つた地点近くの前記茶株の根元―この場所の腕時計を発見するには、かなり注意深く捜さないと看過し易い―に戻しておいたと考えられる余地もある。しかし、だからといって、腕時計を捨てた地点に関する被告人の自供内容に真実性が無いということではもちろんないし、右腕時計発見の経過に捜査機関の作為が介在したということでは

もない。）

(3) 鞆類の発見経過について

弁護人田中直人は、被告人の鞆類、教科書類を埋めた点に関する自白は、あまりにも不合理、不自然な点が多く、それにも拘らず、捜査当局は、鞆類につき絶大な確信をもつて捜し出しているのは奇妙であるし、その他種々の状況を考えれば、ゴム紐、鞆類、教科書類は、あらかじめこれらを処分するつもりで、別々の場所に、別々の証拠にするつもりで埋められたと考えるのが一番合理的であり、そしてそのことは、被告人の本人自白に対する真実性についての疑問をますます深めるものである旨主張するが、証人清水利一、同関源三の当公判廷における各供述（後者は第五回公判廷のもの）及び清水利一作成の実況見分調書、被告人の司法警察員に対する六月二十一日付供述調書二通（一、九九五丁以下及び二、〇〇〇丁以下各編綴のもの）によれば、弁護人主張の鞆類は、昭和三十八年六月二十一日被告人の自供するところに基づき、狭山市入間川字中沢千二百七十九番地先の溝内から発見されたものであることが認められるし、また、教科書を埋没する機会に取り出した筆入れの中にあつた万年筆一本が被告人の自宅から発見されているのであるから、被告人が鞆類、教科書類を右溝内及び附近の溝内に埋没したとみて差支えなく、そしてその際の状況の細部において記憶が不正確、不明瞭な点が存することも事実であるが、右埋没行為は、「四本杉」での強盗強姦、強盗殺人の犯行の後中田榮作方へ脅迫状をとどけに行く過程におけるもので、自ら供述する如く精神的に興奮しており、しかも薄暗いなかで急いでなされたことであるから、その間の記憶自体が多少不正確となり、或は事実の一部を見落すことも考えられ、

これを理由に被告人自身が、右教科書類、鞆類を溝内に埋没したことをまでも否定することはできない。

以上検討したところで明らかなように、前記各物証の発見経過は被告人の本人自白の真実性を担保するものでこそあれ、決してこれを疑わしめるものでなく、前記各物証の発見経過を理由として、本人自白の真実性を争う前記弁護人等の主張は、当裁判所の採用しな

いところである。

なお自白の信憑力に関する弁護人等爾余の主張は、逐一検討するもほとんど独自の見解に基くものであつて、前記認定に影響し、ましてこれを根底からくつがえすに足るものではなく、その失当であること前掲各証拠に照らして明らかと認められるから、すべて採用のかぎりでない。

三、その他の主張について

(1) 弁護人橋本紀徳は、判示第四の四の事実は、被告人と被害者高橋良平が友人の間柄であること及び被告人が作業衣を持ち出した事情等から考えて、また判示第八の事実は、民事上の債務不履行として処理されるべき性質のものである。から、いづれも実質違法性を欠き、犯罪が成立しない旨主張するが、前者については、この点に関する高橋良平の檢察官に対する供述調書の記載によれば、被告人は夜間鍵をかけて右良平の管理していた自動車の運転台の三角窓から手を入れてドアを開け、該自動車の中に入り、同人に無断で同所においてあつた判示の作業衣を取つたものであることが認められるから、これをもつて違法性を欠くものとはなし難く、窃盗罪を構成することは明らかというべく、次に後者については、大野稔、斉藤貞

功の司法警察職員に対する各供述調書の記載、この点に関する被告人の司法警察員及び検察官に対する各供述調書の記載並びに被告人の当公判廷の供述を総合すれば、判示軽自動二輪車は月賦で買受け代金の完済を受けるまではその所有権が売主に留保されており、被告人においてもそのことを知悉して買受契約をしていながら右月賦金完済前にこれを判示石川寅夫に擅に売却したものであることが認められるから、これをもって弁護人主張の如く単なる民事上の債務不履行であるとして違法性を欠くものとはなし難く、横領罪を構成すること疑いないところである。叙上の次第により前記弁護人の主張も採用できない。

(二) 次に弁護人三名は、被告人の精神もしくは性格に異常があるかの如き主張をしているが、被告人の当公判廷における供述態度は正常であり、その供述内容も極めて明快であること、犯行時の行動が計画的に順序立てて行われていること、生い立ち、経歴において、特段異常な性行のあったことも、血統上遺伝的原因の存することも何等認められないこと等に徴すれば(幼少時被告人に数回夢遊病者の行動があったこと、無口であること、他人と同席して食事することを好まないこと等の事実が認められないこともないが、右夢遊病者の行動は極めて一時的のことであり、その後においては別に異常がないこと、他の点の如きは、多少その傾向があるという程度のものであつて、それが精神もしくは性格の異常によるものとは認められない)、被告人の刑事責任に影響を及ぼす程度の精神もしくは性格の異状があるものとは認められない。よつて弁護人等の右主張も採用できない。

木からはずし、再び後手に縛りなおして、同女を杉の根元に足払いをかけ仰向けに転倒させ、救いを求める同女の頸部を強圧しつつ淫淫を遂げかつ殺害した所為は、善枝が当日誕生日を迎えたばかりのけがれを知らぬ少女であつたことと考へ併せまことに残忍極まりないものというべく、次いで死体を芋穴に運び、細引紐と荒縄を用い足首を縛つて逆吊りにし、後記のとおり中田栄作方に脅迫状をとどけ、再び右芋穴に引返して農道に穴を掘り、前記の如く手足を縛り目隠しを施し、荒縄をかけたまま土中に埋没した所行に至つては、一片の人間心さえ見出すことができず、悪虐非道の極みといわなければならない。かくの如くして、被告人は善枝を殺害してしまつたにも拘らず、あくまで身代金喝取の目的を捨てず、判示脅迫状に善枝から奪つた身分証明書を同封して同女の父中田栄作方にとどけ、同女の乗用しでいた自転車をも右栄作方物置の軒下に置いて、善枝の生命が確実に被告人の掌中に握られており、危険が切迫しているかの如く右栄作をして諒知せしめ、同人及びその家族の驚愕と悲嘆につけこんでその目的を達成しようとした行為は、被告人の悪虐残忍性を余すところなく現わしているものといふべきである。

一方ひるがえつて被害者中田善枝は、未だ十六才の高校二年生で、幼にして母と死別したが、父栄作の手で男三人、女三人の中の末娘として愛育されて幸福な日々を送り、学業成績も優れ、性格は明るく、責任感が強く、学校では教師、級友の信頼も篤く、何ら非違のない清纯無垢の少女であつたのに、被告人の残酷な犯行により辱しめを受け、うら若い生命をも奪われて見るも無惨な姿で死体を棄て去られたことは、本人としても死に切れないものがあつたであらうし、妻亡き後男手一つで今日まで善枝を育て上げた父栄作、また母を失

(法令の適用)

被告人の判示第一の所為中、強盗強姦の点は刑法第二百四十一条前段に、強盗殺人の点は同法第二百四十条後段に各該当し、一個の行為で二個の罪名に触れる場合であるから、同法第五十四条第一項前段、第十条により重い強盗殺人の刑に従ひ、第二の所為は同法第九十条に、第三の所為は同法第二百五十条、第二百四十九条第一項に、第四の(一)乃至(四)の各所為は同法第二百三十五条(一)乃至(三)についてはなお同様第六十条)に、第五の所為は森林法第九十七条、刑法第六十条に、第六の所為は刑法第二百四条に、第七の(一)、(二)の所為は、同法二百八条(第五については罰金等臨時措置法第二条を第六、第七の(一)については同法第二条、第三条第一項第一号、刑法第六十条を、第七の(二)については罰金等臨時措置法第二条、第三条第一項第一号を各適用)に、第八の所為は刑法第二百五十二条第一項に各該当し、以上は同法第四十五条前段の併合罪の關係にある。

そこで情状について考察するに、まず本件第一乃至第三の強盗強姦、強盗殺人、死体遺棄、恐喝未遂の各犯行は、判示の事情により迷惑をかけた父へ十三万円を渡し、残りの金を持って東京へ出ようと考えた幼児の誘拐を手段とする身の代金喝取の計画に起因するものであるが、被告人が判示加佐志街道で中田善枝に出会い、同女により右計画を達成しようとした当初は、未だ同女を殺害し、その死体を埋めて犯跡を隠蔽することまで考えていたとは思われないうところ、善枝を「四本杉」の雑木林に連れこんだ後における一連の犯行は判示のとおりであつてまさに鬼畜の所行とも見られるべきものである。すなわち無抵抗の同女を松の木立を背負わせ後手に縛り目隠しを施し、所持品を強奪したうえ、猥褻をおこして一たん松の

つた後互いに相扶け、相いたわり合つて仲良くくらしてきたきょうだいの悲嘆、驚愕はとうてい筆舌に尽し難く、その悲しみは何物をもつてしても慰藉し得ないものといわなければならない。

次に判示その余の窃盗、傷害、暴行、横領等の各犯行は、横領を除きいずれも被告人が養豚業石田一義方に雇われていた数ヶ月の間に行われ、しかも雇主その他の不良仲間との共犯によるものが多いが、被告人がたやすく右不良仲間と共に右各犯行に及んだことは被告人の不良性、反社会性を現わすものと見るべきである。

なお本件は、あたかも東京都内に発生したいわゆる吉展ちゃん事件が世上に騒がれている最中に行われたことにより、全国の人心に極度の恐怖と不安を与えたことも無視できないところである。

被告人が判示の如く小学校すら卒業せずして少年時代を他家で奉公人として過ごし、父母のもとで家庭的な愛情に育まれたことができなかったことは、その教養と人格形成に強い影響を及ぼしたであろうこと、そしてそれが、家庭貧困等の理由によるものであつて必ずしも被告人だけの責任に帰することができないこと、本件第一乃至第三の各犯行については捜査の当初においては全面的に否認していたが、その後すべてを自供し深く反省悔悟し、被害者中田善枝の冥福を祈り、その遺族に対しても謝罪の意を表していること、未だ二十五才の若者で前科もないなどは、被告人にとつて有利な情状といふことができるのであるが、判示第一乃至第三の各犯行の手段、態様、結果の重大その他前記各犯情にかながみれば、右有利な諸事情もともに被告人に対する量刑を軽くすべき情状とはなし難い。

よつて被告人に対しては、判示第一の強盗殺人罪については所定刑中死刑を選択して処断し、これと併合罪の關係にある判示第二乃

至第八の罪の各刑は、刑法第四十六条第一項本文記載の身分証明書一通、万年筆一本、腕時計一個は、いずれも被告人が判示第一の犯行により得た贓物で、被害者に還付すべき理由が明らかであるから、刑事訴訟法第三百四十七条第一項により、これを被害者中田善枝の相続人に還付し、訴訟費用は、同法第八十一条第一項を適用してこれを被告人に負担させないこととする。

よって主文のとおり判決する。

昭和三十九年三月十一日

浦和地方裁判所第一刑事部

裁判長裁判官

内田武文

裁判官

秋葉雄治

裁判官

鈴木之夫

差別裁判 打ち砕こう

西から東へ 無実を叫び

狭山差別の裁判を

我が行動隊 無実を叫び

荊冠旗の下 我等は進む

断固 我等は闘わん

三百万の 兄弟と

差別裁判 打ち砕こう

石川青年 取り戻そう

差別裁判 打ち砕こう

差別裁判 打ち砕こう

石川青年 取り戻そう

差別裁判 打ち砕こう

第二 審弁護団控訴趣意書

控訴趣意書

第一 原判決の基本的誤り

第二 本件捜査の違法性と自白

第三 自白の信憑性（その一）

第四 自白の信憑性（その二）

第五 法令適用の誤り

第六 量刑不当

第一 原判決の基本的誤り

一 はじめに

(1) 原審主任弁護人は、原審弁論の最後で次のとおり述べた。

「以上申し述べたところは供述を裏づける唯一の物証自体に疑問があるということから始まって、更に数多くの疑問が検察官が主張する公訴事実の全般にわたって存在しており、その疑問はいずれもなお解明されていないということを明らかにしたからであります。私がこれまで長時間をかけて述べてまいりました疑問、この各事実が一つ一つ疑いを越えて明らかにされない限り、公訴事実をそのまま認め、被告人に対し有罪判決をなし得る事は許されないものと思います。

本日弁護人がそれぞれ指摘してまいりました公訴事実自体に対する疑問、捜査に対する疑問これらすべてが何人をも納得し得るだけの説明をもつて単なる推測や、あるいは都合のよい解釈などで自分の不備を補うのではなく、あるいは証拠の欠陥を推測なり、理屈で補うのではなく、すべての人に十分納得し得るような説明を証拠と事実によって与えられることを裁判所に特に希望いたします。

弁護人の疑問を弁護人は審理において明らかにされることを期待し、これまでも多くの証拠請求を行いました。

それらはことごとく却下されました。

もとより裁判所のご心証に対して私共は立ち入るべき問題ではございません。

しかし弁護人は弁護人自身が今もって解明し得ないというわけに思っていないこれらの疑問が遂に明らかにされるであろう判決を期待いたします。

それが明らかにされない以上、犯罪の証明は与えられないとの判決に至るものと考えざるを得ません。

もちろん私共は被告人がこの公判定において自ら犯行を認めていたことを否定しようとするものではありませんし、その事実自体を弁護人としても、当然尊重いたしております。

しかしそれにもかかわらず、被告人の自白にはあまりにも疑問が多すぎるのであります。

そして、それは公訴事実の証明にとって、ほとんど致命的と思われるほど重要ないくつかの疑問を含んでいると私共は考えます。

最後に弁護人は過ぐる公判において被告人のアリバイを示すと考えられている二、三の証人について証拠調べ請求をいたしました。

被告人の兄六造並びに増茂三郎、魚石斐子証人であります。これすらが裁判所によって却下されたことは弁護人としてきわめて遺憾であります。

弁護人が五月一日の被告人の行動が少なくとも被告人が述べる自白と食い違っているのではないか、あの時間被告人が自分のうちにいたのではないかということを提供した証人を法廷にだしたいと思いい、その事実自体は公訴事実に対する限りない疑いを与える事実であります。それすら取り調べが許されなかったことは返す返すも残

念であります。……………

最後に裁判所は証拠を厳格な法律のルールに従って評価し、他のいかなるものにも左右されず慎重かつ公正な判決において世人のすべてを納得させる判決を下されることを心から希望してやみません。

(2) 原判決は、この期待を完全に裏切るものである。それは単に弁護人の期待を裏切るだけではない。

法が期待し、裁判所に課した義務を裏切るものである。なぜなら原判決は犯罪事実自体に存する疑問を解明する努力をせず、つくすべき審理をつくさず、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正に適用実現すべき義務に反したからである。

原判決の基本的誤りはまさにここにある。

二 予断でつらぬかれた原判決

(1) 原判決はいう。

「捜査機関に全面的に自己の犯行である旨自白するに至るや、その後は捜査機関の取調べだけでなく起訴後の当公判廷においても一貫してその犯行を認めているところであり、しかもそれが死刑になるかも知れない重大犯罪であることを認識しながら自白しているこ

とが窺われ、特段の事情なき限り措信し得るもの」である。

「捜査段階で犯行を自白し、公判廷でも一貫して自白を維持している。だから被告人がその自白どおりに犯行をなしたことは間違いない。」一言にしていえば、これが原判決の基本的態度である。

(2) 弁護人が原審において指摘し、また本趣意書において明らかにするように本件自白は客観的事実にそわず、客観的証拠と矛盾する点や、不自然、不合理な部分を数多く含んでいる。それらの疑問は証拠上極めて合理的であり、その一つ一つは自白の真実性にとって致命的でさえある。

この疑問を証拠によって解明せず、自白が存在することを自白そのものの真実性に対する最大の保証とすることは自白に対するいわれなき偏愛と被告人に対する許し難い予断以外のものではありえない。

それはまた、刑事裁判における真実究明にとって、最も危険な道である。

(3) 原判決も、本件自白にくい違いや不明確な点があることを否定できない。だが、原判決は「これを捉えて被告人の本件自白を全面的に否定することが如きはまさに本末を転倒する見解といわなければならない」という。

本件公訴事実の存否を決定するほとんど唯一の証拠は、本件自白である。単なる記憶違いとか、細かい点の見落としとは到底認められないような、自白内容の不自然さ、不合理さを「被告人自身も犯行に伴う精神的興奮、緊張状態が存在したと考えられる」といった「りくつ」で黙殺してしまうことは許されない。それは「ことば」のうえだけのごまかしである。自白に間違いがないという抜くべからざる予断をもち、不合理な部分や事実とくいちがう部分は、「りくつ」や「ことば」でとりつくろうとすることこそ、「本末を転倒する見解」である。

(4) 具体的に考えよう。

原判決は(罪となるべき事実)第二で、「(殺害の後) 右死体を両腕で抱えて……芋貯蔵穴の側に運んだうえ、附近の家屋新築現場にあった荒縄、木綿細引紐(同押号の六乃至九)を使用し、死体の足首を右細引紐で縛り、この一端を右荒縄に連結して同死体を右芋穴に逆吊りにし……スコップ(同押号の四十一)で、右芋穴の北側にある農道に……穴を掘りその中に前記穴から引き上げて運んだ善枝の死体を、前記の如き両手を後手に縛り、目隠しを施し、足首を縛り、荒縄をつけたままの姿で俯伏せにして入れ、土をかけて埋没し、もってこれを遺棄した」との事実を認定した。

細部の点でくいちがいはあるにせよ、本件の自白は右認定にその内容をもっている。これによれば、被告人が附近の家屋新築現場か

らもつてきた荒縄、木綿細引紐は、死体の足首を縛り、逆吊りにするために使われた以外には、どこにも使われたことがないことになる。ところが、農道の穴から発見された死体の首には、まごうかたなく、縄がまきつけられていたのである。(大野喜平作成の実況・見分調査添付写真二二、原審証人大野喜平証言―大野証言によれば、首には木綿のなわが巻かれていたという)。この点に關し、五十嵐勝爾の鑑定書は、「前頸部に存在せる赤色斜走線索は、生活反応なく、束状物(荒縄或は麻縄の類)の死後の圧迫により生じたる死斑と判断される」と述べている。状況は明らかに、何人かが、死後の一定時間、この首にまきつけた縄で前頸部にかんりの圧迫を加えていたことを示している。

本件自白は、この点について一言もふれるところがない。恐らくはくりかえし尋ねたであろう取調官に対しても縄でしばつたのは足首だけであるということで一貫しているのである(たとえ七月四日付検察官調査)。

死体が自らの首に縄をまきつけることはありえない。被害者を殺害してから死体を埋めるまでの間に、誰かが、何らかの必要から首にまきつけたものに違いない。そしてこの点は、芋穴に吊すためにビニールの風呂敷を使おうとしたところそれが切れたといったような細かな供述をしている被告人が、記憶違いや、見落しをするような問題では決してない。

原判決は、この自白を客観的な事実との明白なくいちがいが、自

人は、被告人以外にも多数存在するからである。

(6)についていえば、検察官の主張によっても、スコップがそこにあることを知っており「容易にこれを盗み得た」者は二七名の多数に上る(検察官の冒頭陳述第一、四、(三)) (7)のタオルに關しては結局その出所は明らかにできないと立会検察官が公判廷で明言したところであり(昭和三八年一〇月三一〇日付検察官の証拠調請求に対する意見二(二)) 同種のタオルをもちうる者は何百人に上るかかわからない(検察官の冒頭陳述第一、四、(二)) (11)も、被告人が特別の怪力の持主であつたわけでもなく(原審証人鄭王苗証言参照)、だいたいの本件犯行に人並はずれた怪力が必要であつたかどうかそもそも疑問である。

問題は、本件の真実にとって、ほとんど意味がなくときには有害でさえあることがらも、被告人は「盗み得た」とか「入手可能の地位にあつた」とか、「一人で死体を運搬することも可能であつた」とかいった、独断的評価を加えることによって、あたかも被告人以外の者に右犯行の可能性が全くなかつたかのように結論づけようとしている、原判決の態度そのものにある。本件に対する原判決の強い予断を感じるのは、あながちわれわれだけではあるまい。

(6)原判決は、万年筆の発見経過について述べる箇所「右隠匿場所は、勝手場出入口上方の空間及び奥行いずれも僅かしかなく、もし手を伸ばして捜せば簡単に発見し得るところではあるけれども、そのため却つて捜査の盲点となり看過されたのではないかと考えられる節もあり、現に家人ですら気付いていなかった模様である」と(一)づきで説明している。二度にわたる捜査で、かような発見しや

白の信憑力に全く影響しないと断言できるのであるか。もしできるのであれば、原判決はその理由を合理的に説明すべきである。死体の首に巻きつけられた縄を、それによつて生じた赤色斜線索の死斑は、原判決が(罪となるべき事実) 第二で認定した事実と異なる事実が、客観的に存在していたことを示している。とすれば、自白全体の真実性は、この点で大きく揺ぐはずである。

原判決は、こうした具体的な事実、動かしえない証拠によつて指摘された疑問に対して、「本末を転倒する見解」であるという罵倒を浴びただけで、問題そのものには、完全な沈黙をまもつたのである。これはまた、極めて不公正な態度である。原判決は本件に対する予断のうえに立つて、証拠を厳正に判断しようとせず、自己の予断と相容れない事実はほしきままに捨て去り、一人の人間の生命を奪う判決を平然と下したのである。

なお、右に述べた死体の首にまきつけられていた縄の問題だけからみても、原判決(罪となるべき事実) 第二の事実は、判決に影響を及ぼすこと明らかな事実の誤認である。

(5)原判決は、「弁護人等の主張に対する判断二、自白の信憑力について」で、自白を補強する二二の状況をあげている。

しかし、たとえば、(6)の石田一義方の「豚小屋にスコップが置かれていたことを知っており容易にこれを盗み得たこと」(7)被害者善枝を目隠しするのに使われたタオルにつき、被告人は入手可能の地位にあつたこと」等諸状況は、自白を補強すべき価値を本来与えられてはならないことがらである。なぜなら、右のような条件をもつ

すい場所にかくされている万年筆が発見できなかったのは不自然であると主張する弁護人の批判に原判決はこのような「りくつ」で答えたのである。

その「りくつ」が、不合理な発見経過を無理に合理化しようとするものであることは、ここでふれないでおこう。しかし、許せないのは「現に家人ですら気付いていなかった模様である」という部分である。自白の真実性を吟味するために、鴨居のうしろに真実万年筆がかくされていたのかが論ぜられているのに「家人ですら気付いていなかった」とは、なにごとであらうか。自白にある以上、その他のいかなる状況も顧慮する必要はなく、万年筆はそこ以外にありえなかつたという予断だけが、このような不遜極まる判決を導いているのである。しかも、右判示の裏には「そんなに見やすいところにあるのに、一緒に住んでいる家人ですら気付いていない」という家人に対するいわれのない非難を逆手にとつて「だから捜査官が発見できなくても当たり前ではないか」という「こじつけ」に利用している。

これが公正なる裁判所のとるべき態度といえるであらうか。死刑の判決を宣言する厳肅な態度であらうか。

三、予断でつらぬかれた原審審理

(1)原判決が本件をいかに予断をもつて眺めたかの一端は右に述べた。そのことは、原判決がいかなる審理を経て得られたかをふりかえれば、いっそう明らかとなる。

(2) 原審は、昭和三十八年九月四日第一回公判を開き、昭和三十九年一月二三日第一回公判で証拠調を終結するまで、検察官請求の証人延べ四五名を取調べ、その他多数の検察官請求の書証および証拠物を証拠として採用した。検察官請求の証拠は、昭和三十八年十一月二十五日の第八回公判をもって終了した。弁護人は第八回公判で証人一二名ならびに被告人の精神鑑定を請求し、昭和三十八年二月二十六日証人一九名および検証ならびに再度の精神鑑定を請求し、昭和三十九年一月二三日第一回公判で証人一、証拠物一、書証一を請求した。原審は、右のうち、立証事項を状況に限って証人五名（一名は決定後撤回）を採用したのみで他のすべての証拠調請求を却下した。

数字的にみただけでも原審が取調べた証拠は、検察官の立証だけでなく、公訴事実そのものに関する反証はなにとして採用されなかった。弁護人が請求し決定によつて実際に取調べられた証人は状況に関するわずかに四名であり、全請求の八分の一に過ぎない。

(3) 原審のこのような態度は証拠決定に現われただけではない。尋問その他の訴訟指揮も同様であった。たとえば、本件捜査が違法であったことは、審理の当初から、弁護人が強く主張したところであつたが捜査官に対する弁護人の反対尋問は極度に制限された。原審証人小島朝政に対する尋問の経過は、その適例である。

同証人尋問において、被告人方の捜査を五月二十三日と六月二十六日に行なつたと述べその模様を詳細に供述した。弁護人の反対尋問に対して五月二三日から六月二十六日までの間、被告人方に捜査に行つたことはなく、他の警察官が行つたかどうかは不明である旨

素に関し、右のような認定を行なう証拠はなく、この証拠の不存在は、自らの訴訟指揮および証拠決定にねざしていること明らかである。原判決の態度は不公正といわねばなるまい。原判決をつらぬく予断の根深さをも知らなければならぬ。

右の点に関して原判決は、証拠にもとづかずして事実を認定した違法があり、その訴訟手続の法令違背は、判決に影響を及ぼすこと明らかである。

(4) その他原審証人野本定雄、福島英治、星野正彦、阿倍孟郎、五十嵐勝爾、長野勝弘、岸田政治、関根政一、吉田一雄等、実況見分調書、鑑定書の作成者に対する尋問は、ほとんど成立経過に関するものに制限され、その内容を吟味する機会は奪われた。やむなく弁護人は、五十嵐勝爾、長野勝弘、岸田政治の三証人を各自作成の鑑定書の内容について再尋問することを求めざるをえなかった（昭和三十八年二月二十六日付証拠調請求書）。原審は、そのことごとく却下した。

(5) 検察官の立証が終つた段階で、反証準備の関係もあり、弁護人はとりあえず「本件捜査の経過及び被告人の自白の経過」ならび「昭和三十八年五月一日同日二日の被告人の行動及び被告人の性格、生活態度」等を立証事項として、捜査官および被告人の家族等一二名の証人尋問を請求した（昭和三十八年一月二十五日付証人調請求書）。

答えたが、検察官の再主尋問になると六月十八日も捜査したと答えた。反対尋問では五月二三日の捜査の際、しらみつぶしに被告人方を捜査したというわけではなく、天井裏を探したという記憶はない等、いかにも捜査の方法が不徹底であり、なかでも万年筆は特に探さなかつたかのごとき証言をなしたが、検察官の再主尋問になると、便所や天井裏を捜査したと供述をひるがえした。六月一日の捜査は、靴、時計、ペン等の発見を目的に行なつたことをも明らかにした。そこで、弁護人は、六月二六日万年筆が発見される八日前の六月一日の捜査の方法を明らかにするため、特段の吟味が必要であると感じ、再反対尋問において、再主尋問ではじめて現れた六月一日の捜査に関し、どういう方法で行なつたかを尋問した。この発問に対して、検察官は自らが再主尋問で引き出した新しい問題であるにもかかわらず、不当にも異議を申立てた。裁判所は右異議を認め、弁護人の発問を差止めた。六月一日の第二回目の捜査のやり方を小島証人の口から明らかにする道は封ぜられた。弁護人はやむなく、昭和三十八年二月二十六日付の証拠調請求において、同証人等を尋問し、六月一日被告人方の捜査の状況および方法を明らかにすることを求めた。裁判所は右請求を却下した。こうした経過にもかかわらず、原判決は「小島朝政の当公判廷の供述及び同人作成の同年五月二三日付捜査差押調書によれば、第一回目及び第二回目のときには捜査に手抜きがあつたこと及びそのためこれ（万年筆）を発見し得ずに終つたことが窺われる」とし、「もし手を伸ばして捜せば簡単に発見し得るところではあるけれども、そのため却つて捜査の盲点となり看過されたのではないかと考えられる節もある」との事実認定を行なつてゐる。少くとも、六月一日の第二回捜

原審はそのうち被告人の両親を状況に限って取調べ、被告人の五月一日および二日の行動に関しては取調べないとの制限付きで採用したのみであつた。

そこで弁護人は、それまでの審理に現われた証拠関係を検討し、自白に反するくいちがいや不合理な問題、自白の信憑性に当然影響するような捜査の経過に関する問題を、一々具体的に挙げ、一五の立証事項を附して、捜査官五名の尋問を求め、また死体、足跡、筆跡に関する鑑定を行つた警察職員三名を、先に尋問しえなかつた鑑定内容について吟味することを求め、さらに、被告人の五月一日午後四時過頃のアリバイに関する魚石斐子、増茂三郎、石川六造の三証人、手拭、タオルの出所に関する石川六造、石川りい、石川仙吉等の各証人および石川六造ほか八名の状況に関する証人の尋問を申立てた（昭和三十八年二月二十六日付証拠調請求書）。

原審は右のうち、状況のみを立証事項とした三名の証人を採用し、その他はすべて却下した。

(6) 被告人の自白経過にもその自白内容にも疑問があり、かつ犯行じたいの性格、特徴からみても、本件では、被告人の精神鑑定を行なうことが必要であつた。とくに審理の経過のなかで、被告人には、過去に夢遊病的行動があつた事実が明らかにされた。弁護人は、二度にわたつて、被告人の精神鑑定を請求した。被告人を人格的にほり下げてみることは、不合理、不自然な内容を含む自白を吟味する

うえに必要であるし、もし、被告人がその犯行をなしたのであれば、犯行のよつて来たる所以を明らかにすることとまた真実発見のための重要な手段である。そのことは、素人のひとりよがりや独断を許す問題ではない。深い経験と知識を有する専門家の手をかりねば不可能なことである。とくに精神病質者は、通常人と全く異なることのない日常の行動を伴っており、素人目で常人と区別することはおよそ不可能である。原判決は、弁護人の二度に及ぶ精神鑑定請求を却下しながら、次のように判示した。

「被告人の当公判廷における態度は正常であり、その供述内容も極めて明快であること、犯行時の行動が計画的に順序を立てて行われていること、生い立ち、経歴において、特段異常な性行のあったことも、血統に遺伝的負因の存することも何等認められないこと等に徴すれば（幼少時被告人に数回夢遊病的行動があったこと、無口であること、他人と同居して食事をするを好まないこと等の事実が認められないこともないが、右夢遊病的行動は極めて一時的のことであり、その後においては別に異状がないこと、他の点の如きは、多少その傾向があるという程度のものであつて、それが精神もしくは性格の異状によるものとは認められない）、被告人の刑事責任に影響を及ぼす程度の精神もしくは性格の異状があるものとは認められない」。

原審裁判官が精神病理学者であつたとは聞かない。また、原判決は、いつ、どこで、いかなる方法によつて被告人に「血統上遺伝的負因の存することも何等認められない」とか「他の点の如きは、多少その傾向があるという程度のもの」であることを、科学的に知つ

て見経過と自白との関係について述べるところを除けば、弁護人が証拠にもつて詳細に指摘した疑問には、なにひとつ答えてはいないのである。「（その外本件において、自白の真实性を担保するに足る状況は数多く存在し、枚挙にいとまもないところである）」とか「自白の信憑力に関する弁護人等爾余の主張は、逐一検討するもほとんど独自の見解に基づくものであつて前記認定に影響し、ましてこれを根拠からくつがえすに足るものはなく、その失当であることを前掲各証拠に照らし明らかと認められるから、すべて採用のかぎりでない」とかといった、抽象的な、しかも一刀両断、回答無用の判示があるだけである。

それは公正な判決ではない。唯世人の目をあざむこうとするものに過ぎない。

(2) 弁護人が原審において、自白の信憑力に重大な関係があると考えて指摘した問題で、原判決が全くふれなかつた点をおおざっぱに拾うだけでも、次のような多数の項目にわたっている（原審各弁護人の弁論）。

- 1、判示（罪となるべき事実）第一、第二、第三の時間的前後関係はどうか。とくに脅迫状を書き直した時期は、いつか。
- 2、右判示認定の各事実は、専ら自白に従つたものであるが、かなり広汎な地理的關係にまたがる各犯行を一人で行うことは可能であるか。

たのであろうか。原判決は「極悪犯人ここにあり」という予断だけで、科学をも付けたのではなからうか。

被告人に、精神もしくは性格の異常があるものとは認められないとの右認定は、証拠にもつかずして事実を認定したものであり、その訴訟手続の法令違背は、判決に影響を及ぼすこと明白である。

(7) 事案じたいの内容を慎重に検討し、客観的な諸問題から自白内容をも批判することは、公訴事実の存否そのものにとつて重要であるばかりでなく、刑の量定に当つても不可欠なことがらである。以上に述べたところから明らかなように、原判決は、弁護人が法廷において明らかにすることが必要であると感じた多くの問題をことごとく黙殺し、被告人が自らを防御するためにどうすべき当然の道をも、自己の予断のまま完全にとざしてしまつたのである。被告人の利益のためには、ほとんど審理が行われなかつたという意味で、被告人は裁判を受ける権利じたいを奪われたといつても過言ではない。

原判決は、憲法三二条、三七条一項、二項に違反する。

四、原判決に存する各種の違法

(1) 原判決は、一見詳細な理由を示し、懇切な判示をしているかのようである。

しかし、自白の信憑力に関する判示は、万年筆、腕時計、鞆類の発

- 3、性交経験をもたない被告人が、自白内容のような方法で、性交をとげることは可能であるか。可能であるとしても、死体に存した傷害の部位程度はその状況に合致しているか。また死体の下腹部および左右の下肢に存する縛条擦過傷は何を意味するか。
- 4、死体の首にまきつけられていた縄は何を意味するか。
- 5、芋穴から発見された棍棒は、本件犯行になんらの関件をもたないものか。それに関する捜査は行われたのかどうか。
- 6、死体を発見した現場附近で捜査当局は、地下足袋を領置したと考えられる資料があるが、それは本件犯行になんらの関係をもたないものか。

7、捜査当局は、本件犯行が二人以上で行われたと考えていた時期があり、そのような資料をもつていたと思われるが、自白の変遷とも合わせて、自白の信憑力に影響を及ぼさないか。

8、死体と同時に発見されたタオル、手拭の出所はどこか。これに関する自白は信用できるか。

9、被害者もつていたこと明らかな身分証明書入り手帳、チャック財布はどこにあるのか。

10、脅迫状から指紋検出が行われたことは証拠上明白であるが、その結果はどうなつたか。また自転車、脅迫状の封筒、スコップ、ボールペン、万年筆等に附着した指紋の検出は行われたのかどうか。

11、中田方前で発見された封筒のきれ端にみられる紙片と封筒の関

係はどうか。脅迫状を差入れる前に身分証明書を確認するために封筒をあけたという自白は合理的であるか。かつ客観的事実から容認されうるか。

12、被告人方から多数押収したノートおよび封筒と脅迫状およびその封筒とは同一種類であるかどうか。ノート類の中に脅迫状のためにひきちぎった跡があるものがあつたのかどうか。

13、被告人の血液型がB型であるというだけで、加害者を被告人と断定できるか。被害者の腔内に存した精液の血液型および被告人の血液型についての調査、鑑定はどのように行われたか。

14、押収の地下足袋をはいて、五月二日の夜さのや附近まで往復できたか。

15、被告人は右足の親指のつけ根にある魚の目のため、なるべくそこを地につけないように歩くというのに、さのや附近の畑から発見された足跡は、右足のものが印象鮮明だというのは、いかに解すべきか。

16、鞆と教科書のいずれを先に埋めたのか。また、鞆の下から発見された牛乳ビンやハンカチについて、自白が全くふれないのは何故か。

17、死体の死斑の状況は、殺害後の死体の処置に関する自白と符合するか。

原判決は「本件犯行に至る経緯」のなかで、「昭和三十八年三月初頃自宅に戻つたのであるが、前記の如く父に迷惑をかけたことや、被告人の生活態度などが原因で、兄六造との間がうまく行かず、同人から家を出て行けといわれ、父富蔵も被告人をかばつて六造と仲たがひするなどとかく家庭内に風波を生ずるに至つたので、被告人はいつそのこと東京都へ出て働こうと思ひ立つた」との事実を認定した。そして、原判決に従えば、そのことが、脅迫状を書くに至つた動機であり、本件犯行につらなる直接の原因である。

しかし、右のような事実が仮りに、原判決認定のとおりであるにしても、本件犯行のいわば動機としてはあまりにも常識離れしているし、実際にもオートバイに関する債務とその処理の問題が家庭内において、本件犯行をひきおこすまでに深刻なものであつたことはなかつたのである。

したがつて弁護人は、その事実を明らかにするため「被告人を石田豚屋からやめさせ自宅に帰させた事情」「オートバイに関して生じた債務とその処理の状況」等を立証事項として、兄六造、父富蔵の証人尋問を請求したが、原審の採用するところとはならなかつた。原審はこの審理不尽の結果、本件犯行の動機に関し、重大な事実誤認を犯している。

(5)原判決は万年筆の発見経過に関しては「被告人はこれより先、同月二十三日頃から犯行を全面的に認めて一切を話すようになってい

(3)右に挙げた各事項は、いずれも証拠によつて認められる客観的状況が自白と矛盾し、または自白と相容れない、あるいは少くともそのことが十分に窺われるところから提起された問題ばかりである。原判決は、右のような多くの疑問、問題点について一言もふれようともしなかつた。いやふれることができなかったのである。なぜなら、審理のなかで、これらの疑問が、公訴事実に対する重大な影響をもつものとして提起されたにもかかわらず、その疑問を証拠によつて解明しようとするいかなる努力をも行わなかつたからである。原審は、当初からの予断にねざし、自白があることによつて本件の審理は終つたかのごとく考え、自白に投げ与えられる疑は、ことごとく意識的に黙殺し、反証の性格をもつ一切の証拠を却下し、はじめから予定していたかのような死刑判決を急ぎに急いで下したのである。そのことが、否定すべくもない事実であることは、すでに前項で明らかにしたとおりである。

原判決は刑事司法における最高の目的である真実発見のために、裁判所に課せられた審理をつくすべき義務を怠り、真実発見と被告人の権利を犠牲にしながら、迅速な裁判に名をかりて刑事訴訟法一条違反の違法を犯したものである。

(4)原判決のまことに著しい審理不尽は、さらにいくつかの違法を重ねる結果となつてゐる。その詳細は、後に述べるところであるが、以下その一、二例を例示する。

外、すでに同月二十一日被告人の自供に基づき鞆類が発見されているのであり、右万年筆についてもその隠匿場所を明確に供述しているのだから、捜査当局がある程度これに信を置いて行動していたことは、当然考えられる。と述べ、腕時計の発見経過に関しては、「被告人の自供内容たるや、すでに四十余日も以前である五月一日頃被告人自宅、前記各犯行現場、鞆類等の発見地点と全くかけ離れた狭山市田中の道路上しかもその真中辺に被害者から奪取した腕時計を捨て来たというのであり、被告人自身も誰かが拾つて持つてゐると思うなどというのであり、被告人自身が拾つて被告人の右供述を吟味し確かめた後に至つて現場附近の捜索に向いたとしても強ち不自然でなく、もとより何等かの都合で自供の五日後に至つて現場附近の捜索に赴いたとしても、それ自体右腕時計の発見経過に疑いを投げかけるべきものではない」と判示する。一方では、自白内容に信を置き、他方では吟味し確かめる必要を感じたという。しかも、腕時計の発見は、原判決によれば「自供に基づいて」鞆類、万年筆がそれぞれ「自供どおりに」発見された後である。すでに「自白どおりに」各物証が発見されているのに、側番号まで示した品ぶれで探していた腕時計については何故に自白内容に特段の吟味を必要としたのか。

しかも「もとより何等かの都合で」五日後に捜索を始めたという、その「何等かの都合」こそ明らかにされるべきであると弁護人は主張したのである。

原判決には、理由にいくちがあるか、理由を附しない違法があ

るといねばなるまい。

(6) 原判決は、自白の信憑力について述べる部分で「(殺害、芋穴への死体運搬、逆吊り、教科書、鞆類の処置、脅迫状差入れ、スコップの持出し、死体の埋没、帰宅等)を僅か六時間足らずの間に、しかも薄暗く、降雨もある状況の下でやり遂げ……関係地点も多岐に亘る外、被告人自身も犯行に伴う精神的興奮、緊張状態が存したと考えられ」といい、鞆類の発見経過に関しても、「(鞆類、教科書の埋没)の際の状況の細部において記憶が不正確、不明瞭な点が存することも事実であるが……自ら供述する如く精神的に興奮しており、しかも薄暗いなかで急いでなされたことであるから、その間の記憶自体が多少不正確となり、或いは事実の一部を見落すことも考えられ」といいながら、「その他の主張について」の部分では一転して「その(公判廷の)供述内容も極めて明快であること、犯行時の行動が計画的に順序立てて行われていること」を挙げている。その時々判示に必要であれば、その時々「のりくつ」で困難な問題を片付けてしまおうというのである。証拠もいらないし、審理じたいも必要である。しかも、「極めて明快である」はずの公判廷の供述では、教科書と鞆を埋めた場所が、そんなに離れているとは思えず、むしろ同じ場所に埋めたというのであり、捜査段階での自白も、その大部分は、これに近い供述となっているのであるから、「計画的に順序立てて行なわれている」犯行のなかで、「ゴム長靴で土をかついて鞆を入れ、その上に、附近の牛や馬をつないでおくよ

ばならない。なぜなら、五十嵐鑑定書の「外陰部所見」によれば、「処女膜は輪状にして、時計文字盤の2時、7時及び10時の処に遊離縁より附着基部に達する亀裂夫々一箇所存在せるも出血等の異常を認めず」と明記されているからである。

判決は「ことば」に酔って下されてはならない。どのような場合でも「事実」を直視し、「事実」によって行なわれねばならない。

五、むすび

当審は、原判決があえて明らかにしようとしなかった疑問のすべてを解明し、原判決の誤りを正し、真に公正な判決を下すために、十分な審理を遂げられるよう心から望む。

第二 本件捜査の違法性と自白

一、いわゆる別件逮捕、再逮捕による逮捕勾留のむし返し違法、不当について。

① 原判決のこの点の法律判断(判決書一 三丁裏面)

「ところで捜査機関において、専ら本来の目的とする事件の捜査の必要上該逮捕、勾留を利用するため名を別件に藉りてこれを請求したのであればそれはまさに別件逮捕及び勾留として違法であり、第二次の逮捕、勾留もまた違法、不当なものといわなけ

うな平らなところがあり、そこにあった一つかみの藁をかけておいた」(七月一日付検察官調書五項)とまで詳細な供述をしているのに、実際には百数十メートルも離れたところから、鞆類と教科書類が別々に発見されたことについては記憶の不正確や事実の一部の見落しで片付けてしまおうなどということは到底許さるべきではあるまい。原判決にはここでも理由にいくちがいがあ

(7) 原判決のかずかずの審理不盡、本件事案の全般にわたって、真相を究めるための審理がつくされていないという、その結果は、当然に被告人に死刑を命じた原判決が著しく正義に反する不当なものであることを示している。

元来、自白にまつわる多くの合理的な疑問が、一つ一つ解明されない限りは、結局犯罪の証明がないものとして、無罪の判決が下さるべきであった。原判決は、それに関する一切の審理を拒否して、被告人に極刑をもつて臨んだのである。原判決は、第一に、刑事司法における正義の実現をはかろうとしなかったという点で、その量刑を極めて不当なものとしており、第二に、量刑の基礎となるべき諸事実について、甚だしい審理不盡、それに基づく事実誤認を含んでいることでも、いっそう不当である。

たとえば、原判決は、情状についての考察で、被害者が「けがれを知らぬ少女」であり「清純無垢の少女」であったと述べている。このことばが、通常一般に用いられているように、処女を意味しているものであるとすれば、原判決は明瞭な事実誤認を犯しているとせねばならない。

② 私達弁護人は本件捜査は正しく、いわゆる別件逮捕、再逮捕による逮捕、勾留のむしかしであつて違法、不当なものであると主張してきた。

イ、被告人は五月二十三日、暴行窃盗恐喝未遂の被罪名によつて逮捕され(第一次逮捕)五月二十五日勾留六月十三日満了するところ当日勾留事実中の暴行窃盗及び勾留事実以外の窃盗傷害横領等九つの事実で起訴された。

新たに起訴された諸事実について同日勾留状が発せられ、引き続き勾留が続けられた。翌六月一日四日弁護人は被告人に対し保釈の請求勾留取消の請求勾留理由開示の要求を行ない六月一七日保釈が許可された。

ロ、しかるにここで捜査は誠に遺憾にも再逮捕による逮捕勾留のむしかえしの違法を行った。

すなわち釈放指揮の数秒後に被告人は同じ警察署の狭山署内で殺人強姦盗死体遺棄等の被疑事実で逮捕され身柄を川越警察署分室に移されたのである(第二次逮捕)。六月二十日、被告人に対する勾留が始まり再度勾留延長の上、七月九日日本件強盗強姦、強盗殺人死体遺棄、恐喝未遂によつて起訴された。なおこの間五月三十一日私どもは鈴木次席検事に対し違法捜査をやめる旨申し入れ、更に六月十一日満期を前にして検事正に対してかきねて要望を提出した。

六月十七日再逮捕の日になれわれ弁護人は被告人に対して接見を求めたところ、狭山警察署の諏訪部捜査係長によつて接見禁止処分

を受け、私どもはこれに対して準抗告を行い、準抗告は秋葉裁判官のいれるところとなつて、右接見禁止処分はとり消された。

さらに私どもは、六月十九日勾留請求がなされると思われる裁判所に対して上申書を提出した。

これらの事実ならびに、現に裁判所の記録にへんてつされている私どもの主張によつて明らかにするところは、何人がどのような言葉とどのような理屈をもつてこの事実を見て、いうところの別件逮捕であり別件勾留であつたことを否定しえないということである(1、法律時報昭和三十八年八月号 頁戒態教授の意見参照)。(2、毎日新聞昭和三十八年六月一日 余録欄 参照)。なるほど恐喝未遂が、それらが多少の関連をもつものとして捜査の手がひろがることはありうる。

二、しかし問題の核心は捜査当局がすでにそのとき、逮捕状を求め、それを手にしてしたので逮捕したことそれ自体の事実のなかにある。あらかじめ釈放されることがわかつている段階で、いよいよ本筋の強殺に関する逮捕状を何故捜査当局は請求したのかということこそ問題となるべきである。別件逮捕、再逮捕による逮捕勾留によるむしかえしはいかなる意味で違法であるのか。

第一、勾留制度の乱用である。勾留のもたらす有形無形の損失脅威をもつて捜査に利用することは、勾留制度の悪用であり、勾留の悪用は刑事司法の墮落である。

第二には、勾留制度の脱法行為であり、小野博士のいう「刑事司法における正義」の無視である。それは勾留期間を不当に長くし、

別件逮捕と再逮捕による逮捕、勾留のむし返しは、憲法の保障それ自体を破るものである。

(3) 右の点に関する原判決の事実判断(原判決書十四丁)の誤り。イ、「決して前記中田、石田両弁護人主張のごとく当初から、専らこれを当時未だ逮捕、勾留をなし得る程度の資料を具備していなかった前記強盗強姦殺人、死体遺棄事件を取り調べる目的で請求し、かつ右取り調べに利用したものとは認められない」ロ、前記①のごとき前提を採りつつも原判決はこの点において重大な誤認を犯した。

なぜならば、捜査当局は被告人を第一次逮捕(38・5・23)するに至つた目的は正に強盗強姦殺人死体遺棄事件捜査のためでありかつその取調のために第一次逮捕と勾留を利用したものであるからである。

ハ、第一次逮捕の目的

原判決の右認定が誤つていものであることは、捜査当局並びに報道関係者が知悉しているところでもある。例えば五月三日埼玉県警中刑事局長談

「石川の善枝さん事件の容疑については確信を持って追求する」

「容疑者の中心石川一夫が最も黒かった。……筆跡と血液から犯人とみてよからう」

憲法が禁止する不当に長に拘束を被疑者・被告人に課する結果となる。もつとも別件逮捕勾留がいろいろ騒がれたときに、新聞紙上その他で警察ならびに法務省当局者によつて別件逮捕を認めなければかえつて期間が長くなると、それはかえつて被疑者にとって不利であるという主旨の理屈づけがなされたことがある。

しかしそれは、本件の問題をすりかえた疑論である。捜査当局が現実容疑をもち、その容疑をもつだけの資料をもっているものならば、定められた期間内で捜査をすべきことが法の主旨であつて、そういう意味では刑事訴訟法の講学上とかれるところの二重逮捕、二重勾留は、法の認めるところである。

確かに講学上、いわゆる二重勾留が許されるかどうかについては学論の争われるところである。

しかし今日学論の大半はこれを認めている。判列も刑事補償の支払い等に関し結果的にはこれを認めるような考え方を打ち出していると考えられる。

二つの罪について容疑があるならば、二つの罪について逮捕し、勾留状を請求し、そして許された期間内にその二つの罪を取り調べるべきである。

初めから二つの罪に対する容疑をもちながら、まず最初に一つでひきつづき、その期間が終れば二つ、早く言えば戦前のたらい回しと変るところは少しもない。

二、第一次逮捕、勾留期間中の取調が殺人等に利用されていたことについて。

(一) 脅迫状の筆跡及び

(二) 煙草の吸殻と唾液については

原判決もやむなくこれの取調事実を認める。にもかかわらず、原判決はこれらの事実から、「直ちに前記窃盗等についてなされた第一次の逮捕、勾留が当初から前記強盗強姦殺人等事件の捜査に利用されたものとなすことはできず」として目をつむる。

(三) 殺人事件捜査のため六月三日頃、ポリグラフ(ウソ発見器)

(四) 六月四日午後二人を逮捕した。目的は被告人の殺人等容疑のアリバイなど殺人容疑事件の突破口を見つけるためであると狭山署捜査本部は言明した。

ホ、第一次起訴当時の捜査当局の状況からも、第一次逮捕、勾留が殺人等の事件に利用されたことが明白に認められる。

逮捕後第一次の捜査も石川を自由に追いこむため材料さがしに終始した。

○第一次逮捕に関し竹内武雄狭山署長談

「自供さえさせれば物的証拠は不十分でも、状況証拠から起訴にもちこめる」

○十三日夜竹内武雄狭山署長記者会見

「石川以外の容疑者は捜査線上に浮かんでおらずこんどのもので捜査を根本的にやり直す考えはない」

○埼玉県狭山署特捜本部は「起訴見送り」にかなり強いショックをうけている。

へ、原判決は全く捜査当局の「刑事司法における正義」を失墜させた違法、不当なたらいまわしの再逮捕に目をつむった認定をしたが、その事実認定がいかに誤っているかは右によって論証十分と考えられる。

原判決が「本件においては、記録を検討すれば当初の窃盗、暴行恐喝未遂事件についてなされた前記逮捕及び勾留は、捜査機関が主として該逮捕勾留の基礎となった窃盗、暴行、恐喝未遂の事実及びその頃発覚するに至った前記六月十三日起訴に係る事実中同日勾留状の発せられた各処の取調べに利用したものであることが認められる」としているのは明白に事実を誤認したもので、かつ原判決自体が筆跡の調べ、煙草の吸殻と唾液の調べをしていることと明瞭に矛盾している。原判決の右認定は氷山の一部を基幹部分と見誤ったものである。

ト、裁判所、裁判を指導する理念は、真実、適正と人格擁護である。具体的にいえば、司法的抑制・捜査官、公訴官に対するチェックにある。裁判所が捜査の違法、不当、不合理を抑制する、批判する役割から、それを弁解する役割へと機能を転換させたとき、真実も人権も失われる。あえてこのようにいうのは、原判決が、本件捜査の経過―新聞、ラジオ、テレビ、週刊紙等々で大々的に報

道された世間公知の事実―に対し全く目をつむり、捜査官、公訴官を弁解、弁護することに一貫しているからである。

二、第二次逮捕後の自白に

証拠能力はない。

原判決が本件強盗強姦殺人、死体遺棄、恐喝未遂の事実認定に供した被告人の捜査官に対する供述調書は

イ、別件逮捕、再逮捕による再逮捕後の違憲違法、不当な拘禁の間に作成されたものであり、

ロ、従って、また憲法及び刑事訴訟法上、職権でも調べるべき、

「その他任意にされたものでない疑いのある自白」(刑事訴訟法

第三一九条二項)でもあるから、

証拠能力ないしは証拠としての許容性がなく、原判決は破棄されるべきである。

(1) 原判決における自白の比重。

被告人の捜査官面前供述(自白)調書があれば、本被告事件は存在しない、といえる程、本件における自白は有処認定の王位を占める。

しかるにその自白に証拠能力がなくあるいは証拠価値がない、とすれば本件は根底から覆える。

しかも、弁護人は「司法における正義」を弁護するためには、第二次逮捕後の被告人の捜査官面前調書の証拠能力を否定すべきであり否定せざるを得ないと考える他はない。

(2) 本件捜査の違法性からのみ観察しても被告人の第二次逮捕後の捜査官面前調書(自白)には証拠能力はない。

本件第二次逮捕及びそれに続く拘留が違法、不当であることは前述した(一)。

強盗強姦殺人、死体遺棄、恐喝未遂に関する被告人の自白調書はその違法な拘禁の中で作成された。

しかも第二次逮捕後の絶食の続いた直後に。

そして違法な逮捕拘留中に供述がなされた。その供述はたとえかりに任意になされたものであったとしても本来その期間は強制手続としての尋問を行ない得なかった時期及び状態における供述に帰着せざるを得ない。そのような意味では証拠能力を否定すべきである。現に我が国の学説においても、この問題は、証拠能力または証拠の許容性の問題についてとして議論され、判例とは逆に多くの学者は違法収集による証拠の一つの場合として、証拠としての採用を否定する立場に立っている。どのような逮捕のような違法な勾留を行なおうとも証拠は証拠として通るのである。そしてそれを行ない得る捜査権力がそういう違法を行ない得るものであり、行ない続ける限り司法における法の權威は失墜せざるを得ない。

アメリカ連邦最高裁判所のブランドイス判事は電話盗聴に関する問題について、次のごとく述べている。

「政府は最良の教師である。良きにつけ悪しきにつけ政府は自ら手本を示して国民を教育する。犯罪伝染性を持つ、もし政府が法の破壊者となるならばそれは法に対する侮蔑の念を国民に植えつけ国民一人一人が勝手に自分のための法を作ることになる」裁判所が法を守るにして最も權威ある教師であることを広く世に示していただきたいと、弁護人は心から念願する。

(3) また、被告人の第二次逮捕後の自白は第二次逮捕のショックで、絶食がはじまった後になされたもので任意になされたものでない疑いがある。弁護人は原審、昭和三十八年一月二五日公判で被告人の精神鑑定を申請した際、証拠に基き申請理由を口頭で述べた。

もしも、被告人が正常の精神状態下になかったとするならば、しかもそれが再逮捕という強烈なショックの下に生じたとするならば、そのような中で自白調書は何人にとっても信用できない。しかるに原審裁判所は、これを却下した。

にもかかわらず原判決はいう。「しかも本件においては、強制、拷問、脅迫その他供述の任意性を疑わしむべき事実は毫も存しない」と。

裁判所は捜査当局の取調べに直接経験をしているのではない。だとしたならば何を根拠に、そのような断定ができるのか。平凡な弁護人には毛頭理解できない原判決の認定である。書証からは判断できない性質の事柄であるのに。

なお、被告人が原審公判廷で自認までしている本件において、弁護人が自白の任意性に対する疑いを主張するのは右に加えて本件捜査の対象とされた者が捜査当局の捜査によって如何にひどいショック

を受けたかを社会的に示す悲劇が厳存するからである。昭和三八年五月二日の深夜から五月三日にかけての犯人取り逃がし直後における捜査当局の捜査は二人の自殺者（奥富玄二氏と田中昇氏）を生んだ（公知の事実）。この二人の自殺者の真の動機は不明であるが、当時の新聞報道によれば、いずも捜査当局の捜査の対象とされていた人達であつた。

被告人もまた本件捜査が不適正なため甚大な被害を現実に受けているのではないか？

「無理が通れば、道理が引つ込む」の諺は、本件捜査と原審の審理判決に当てはまるであろう。

第三 自白の信憑性(その一)

一、物証と自白

(1) 公訴事実をくみため、その細部を説明する証拠が自白しかない場合、その自白はなによりも客観的な事実、とくに物証によつて十分な批判にさらされねばならない。その反面、物証が自白によつてはじめて得られたとか、自白よりも物の存在じたいが、強く事実を語っているばあいには、自白の信憑性は特段に高められる。

(2) 本件においては、原判決がことさらに強調するように、自白にもと

えられている。

発見状況に関する原審証人宮岡貞男、関源三、清水利一、三沢弘の各証言を総合すると、およそ次のことがいえる。

五月二日の朝、被告人は、関証人に対し、鞆を埋めた場所を述べその図面を書いた。関証人は、その図面を持って、捜しに行つた。ところが、なかつた。

そこで帰つてもう一度図面を書かせた。その結果午後四時頃、山学校のとこに捜査官が一度わざわざ集合し、それから、カバンの発見場所へ行つた。

(2) 特に興味をひくのは、宮岡貞男証人が、次の如く述べている点である。「自分が小麦刈りをしていたといわれた。そういわれて警察官が、捜がしているところへ行つた。しばらくいたけれども、カバンはすでに、発見されていた」というのである。この宮岡証言を清水、関証言と対比して、考えるならば、警察がまず宮岡証人に対して、鞆を掘出すのを見てくれということを書いて、立会を求めたということとは、警察当局が始めから、カバンがそこにあることについて、絶大な確信をもっていたということを裏付けているように思われる。

ところが、ひるがえって、考えて見るならば、その日の朝、関証人

づいて発見されたといわれる証拠がいくつかある。もちろん、それらの物証は、自白によつてはじめてその存在が知られたのではない。自白のずっと以前に、被害品として、その存在は明らかであつた。それにもかかわらず、真実自白に従い自白どおりに物証が発見されたのであれば、その事実は強力に自白の真実性を担保するであろう。しかし、本件の各物証の発見経過には、原判決がとくにそれだけをとりあげて検討しているにもかかわらず、不可解なくつかの問題がつきまとつてゐる。

(3) 物証の問題は、公訴事実のなかで何らかの形で位置づけられているものの吟味だけで足るのではない。当然存在したはずの物がなぜ法廷に顕出されないかが特に重要な意味をもつばあひもあろうし、捜査の段階で無視され、捨て去られたものが、真実発見の有用な、手がかりとなることも少なくない。そのような意味で、捜査の経過が明らかにされ、とくに犯行現場やその附近で採取された物的証拠の二つについて、その採取の方法、証拠の内容が、予断をいれることなく、批判の対象とされることは、極めて重要なことである。

二、鞆、教科書、荷掛紐—特に鞆の発見をめぐる

(1) 鞆は教科書類が発見された、五月二日からかなり後、被告人が自白をはじめた直後の段階の、六月二日の夕刻、発見されたと伝

は、被告人が書いた書面を持って、いつて、いろいろ捜したが、結局捜せなくて、帰つてきているのである。

なかつたぞといつて、彼はもう一度被告人に図面を書かせた。今度はその図面に間違いなく、鞆がその場所にあるということ、確信させるものが、あつたのであろうか。

ある不可解さを、これ等の事実の中に感じないわけにはいかない。カバンにはさらにいくつかの問題がある。

(3) 六月二十日付関源三作成、被告人調書によると、「鞆がうつちやつたが、その場所は、あとで教える」とあり、六月二日付関調書でその図面を書いている。

ここで考えて見る必要があるのは、それらの経過を見ると、被告人は自分が逮捕された後に発見された。つまり五月二日に発見された教科書が、どこで発見されたか知らないで、供述しているようであるということである。

それにもかかわらず、六月二日付青木司法警察員作成調書によると、鞆だけをまず先に埋めて、そして本もそのそばに埋めたという趣旨の供述になっている。

被告人が教科書類がどこで発見されたか知らない段階で、鞆などの発見場所について述べたその日に、鞆だけ先に埋め、本もそのそばに埋めたという供述をしたことは、これから述べるいくつかの疑問

を、合せて考えると、かなり興味を引く問題である。

(4) 靴と本を埋めた場所に関する供述は、その後、ある一定の変化をたどる。靴と本を埋めた場所は、客観的に明らかに百数十メートル以上離れた場所である。(原審検証調書作成参照) 六月二日警察調書六月二四日、警察調書、六月二五日警察調書では、いずれも二つの場所が違っていることについては明らかな供述を行っており、六月二五日調書でも、カバンの発見場所については、詳しく供述しているが、本の発見場所については、きわめて漠然とした供述にとどまっている。

六月二五日調書添付の図面では、本とカバンとは一ヶ所として、指示されている。これらを見ると、被告人は、原審公判廷でも述べたように靴と本とは、同じような場所に埋めたということを最初は述べ、後の供述では、三〇メートルとか或いは五〇メートルに離れていたかも知らんというふうにだんだんと離れているような供述を行っていることに注目すべきである。

このことは、被告人が本に、本と靴を埋めた場所を正確には知らなかったのではないかと、当然の疑問を起させる。

(5) また、なぜ本と靴を脅迫状を運んでいく途中に埋めたかという理由について、六月二日警察調書、六月二日警察調書では、黒っぽい人にあつたとか、あるいは、人に見られるといけないとか、それ

おそらく本と一緒に埋められていたはずである。清水利一証言による、靴の中には発見当時、編み物棒であるとか、ちり紙、くしなどが残っていたし、靴の真下には、牛乳ビンと三角布、ハンカチが置かれていたのである。

それならば、被告人は靴をぶちあけて、おそらく一緒に出たであろう牛乳ビンや三角布やハンカチだけを拾い出し、自転車を押しながら靴を持って百数十メートル離れたところへ行つてカバンを埋めたのであろうか。これはかなり急いだ行動を取つていたものと思われる当夜の犯行者にしてみれば、きわめて不自然な事実である。原審検察官は宮岡証人に対する主尋問においてしきりに、靴発見場所では水が流れるのだという供述を求めている。しかしかりに水が流れたとしても、カバンの発見場所と本の発見場所の間には、なにしろ中二メートル近い道があつて、しかもその道が高くなつているのであるから、靴と本を埋めたすぐそばに、多少離れたところに埋めたとしても、その水の流れによつて、カバンが動いていくはずのものでもなければ、いわんや、そういう水が流れていたのなら、靴と牛乳ビン、ハンカチ、三角布はむしろ多少離れたところで発見されてもよいはずである。それなのに靴の下には、明らかに牛乳ビン、三角布というものがあつた。

しかも、このハンカチ、牛乳ビン、三角布については、被告人の自白調書には一言もあらわれてこないものである。被告人の自白調書によれば、取調官から再三にわたつて、靴を埋めた場所、その他のものを埋めたことはないかと、牛乳ビンなどについて、問われてい

れから中学校のそばの飯場があるところを通るからであるという趣旨の説明を行つてゐる。埋めた理由じたいについて、六月二日警察調書と六月二九日警察調書とは、明らかな食い違いがある。そればかりではなく、一体靴と本のどちらを先に埋めたのかという問題を考へてみると、各被告人調書の中には、幾多の矛盾やあいまいさがある。

被告人調書の中には自分は、動転していたからよくわからなかつたのではないかということを説明させられている。供述記載もある。しかし、そのようなことで、この問題は、解決しうる問題ではない。本と靴をなぜ別々に埋めたかという点について、靴を埋めようとしたけれども、本が入つていて厚いので、それをぶちまけたというのが、自白では理由になつてゐるようである。とするならば、これはまず本を先に埋めたと考えるのが妥当であろう。教科書が発見された場所に、まず被告人は教科書類をぶちまけてだして埋めた。そして、たとえば六月二九日付検察官調書二十二項にカバンを持つて自転車を押しながら行つたとあるように、自転車をカバンと共にひいていきながら、かなり広い道へ一旦上つて、その道を越えて、そこから七、八十メートル入つて靴を埋めるということにならざるを得ない。

原審検証の結果から明らかなように、かの地形を本を埋めてから靴を持ち自転車を押して行くというのは大変不自然である。

⑥ また、本が厚いので、本をぶちまけてまず本を埋めたというのであれば、靴の下から発見された牛乳ビン、ハンカチ、三角布等は、

ることが窺われる。にもかかわらず、被告人は、それを終始知らないと述べてゐるのである。もし本を先に埋めたのではなくて、六月二日供述調書にあるように、靴を先に埋めたとするならば、犯行現場からいふならば、本を埋めた場所のほうが靴を埋めた場所よりも近いのであるから、靴を先に埋めて一旦戻つて本を埋めるといふ結果にならざるをえず、この六月二日警察調書は、本を先に埋めたという自白よりは一層不自然なものとならう。自白調書をすなおに読むかぎり、そして本と靴の発見された場所を地理的に客観的に考慮する限り、本と靴を埋めたことに関する被告人の自白調書はあまりにも、不合理な問題、不自然な点が多すぎるのである。それにもかかわらず、警察当局が、靴発見について、宮岡証人を、靴を出すんだから見にきてくれといつて、わざわざ、いわば確信を持つてそのカバンを発見しているのは、何とも奇妙な事実である。

(7) なお牛乳ビンの問題に關していうならば、関証言によれば、牛乳ビンには半分ぐらい牛乳が入つていたという。そして、裁判所に傾置されている牛乳ビンを見れば、なるほどまだ牛乳が入つてゐる。本を埋めたところで、本と一緒に靴の中に入つていたであろう、この牛乳ビンがぶちまけられたとするなら、出ないはずはない。いづれにしても牛乳ビンとハンカチ、三角布が、靴と同時に靴の下から発見されたという事実を被告人の自白によりて、その理由を説明することは不可能である。

この様な場所的關係を考えると、被告人以外の誰かが、靴を埋めた

後本を別な所に埋めたと見るのが、牛乳ビンと鞆が一緒に発見されている状況からして、むしろ自然ではなからうか。特にゴムひも発見場所から見ると、本を埋めた場所では、まず荷台にくくりつけていたゴムひもはずし、鞆をとりはずし、鞆から本をぶちまけたとするならば、その後荷台のゴムひもは、わざわざまた荷台にまきつけそれから鞆をもって移動し、カバンを埋め、こんどはわざわざまきつけた荷掛ひもをもう一ぺんはずして別の場所へ捨てるということになる。これではどう考えても、ごく自然な行動であるとはいえないくなる。

このような点を考えると、ゴムひも、カバン、教科書はあらかじめこれらを捨ててつもりでそれぞれをとりはずし、それぞれを別の場所に、埋めてみるのが一番合理的ではないかと推測される。そしてそのことは、被告人の自白調書に対する真実性の疑問をますます深める結果になる。

三、万年筆の発見経過をめぐって

(1)被害品とされる万年筆は六月二六日被告人方の捜索で、勝手口の上にあるかもいから発見された。万年筆に関する自供は、被告人が全面的な単独行自供を行った六月二三日の鞆、本に関する自供に続いて六月二十四日になされたのが初めてである。

そして被告人がその場所を示した図面で、原審証人小島朝政が、その図面を持って被告人方を捜索した結果出てきたとされている。ところが小島証言によると被告人が書いたというその図面を被告人の

兄六造に示して、六造にそのかもいに入れたところ、六造が万年筆を取り出したというのである。

(2)七月二六日以前に五月二三日第一回、六月一八日第二回とそれぞれ被告人方の捜索が行われた。

特に五月二三日の第一回捜索の時には、ごく一般的な方をするならば、家捜しといっていいほどの捜索を行っている。小島証人はこの点について、家捜しといったほどくまなく捜したわけではないとしきりに否定した。

しかし、弁護人の反対尋問をへた検察官の再三尋問では、弁護人が反対尋問で、便所や天井裏や屋根などを捜索したのではないかという点に対して、否定的な答えをしていたにもかかわらず、検察官の再主尋問になると天井裏もやったということを認めるようになる。そういう経過を考え合せて、小島証言を評価すると五月二五日の第一回捜索はかなり徹底してなされたものとみて差し支えない。

しかも第二回に行われた六月一八日の捜索では、カバン、時計、ペンなどを捜索の目的物として捜しているのである。この二次に亘る捜索の結果、万年筆が捜索できなかったということがそもそも不思議である。

(3)仮に問題のかもいのところを二次にわたる捜索でだれも気がつか

のところにもそのまま置いていたのであらう。

七月二日検察官調書は、被告人自身が語ったこととして、この理由を次の如く説明する。

「時計は新品で拾ったといつてもうそになる、万年筆は拾ったといつても良い」というのである。

もしこの説明が真実被告人の心境を語っているとすれば、これは不可思議といふべきである。なぜならば万年筆は拾ったといえればよいというようなことを被告人が考えていたとするならばなにもわざわざかもいの上になにかもばらきでおいしくしておいておく必要はなかったはずである。

この七月二日付検察官調書での説明は、取調官の発問にあたつて、いわば後で考え出した理屈の感が深い。同時にそのことは、取調官自身がなぜ万年筆だけをかもいの上においたのかということと当然の疑問としていたことも意味するであろう。万年筆発見経緯の不自然さを合せ考えるならば鞆に関する問題点と同様な不合理さ、ならびに捜査に対する疑問を感じるのである。

四、腕時計の発見経過をめぐって

被告人の自供によるならば万年筆が入っていた筆入は、五月五日か六日に自分の家の風呂場で、燃やしたというのであり、五月一日ごろ被害者から奪った時計は捨てたというのである。

(1)五月八日付で警察の出した品触れと証拠品の時計の側番号は、明らかに食い違っている。このことじたいは検察官もまた争わない。検察官はこれについて品触れの側番号が違っていたのであると説明

した。しかしそれは、いかなる証拠にもとづかないものであることは前述したとおりである。

(2)被告人の六月二七日付自白調書の中にも形や番号までテレビでいつていたから、その時計については、みな知っているだろうという趣旨の供述記載がある。これは証拠品と明らかに違つた側番号を示した品触れに関する疑惑と合わせて注意するに足る供述記載である。

時計に関する被告人の自白としては六月二日警察官調書では（いわゆる三人説を述べていた時期のもの）時計を盗んだことを否定しており、六月二四日に至つて、初めて時計を盗んだんだという自供が行われる。

そして同時にその時計は、田中に捨てた旨をその図面を書いて供述した。

当時の状況を考へてみるならば、新聞その他でも未発見被害品の最たるものとして時計がいつどういうことで発見されるということがその関心の中心であつた時期である。

ところが奇妙なことに六月二四日田中方面に捨てたという自供を得ながら捜査当局は直ちにその時計を発見する努力を行っていないのである。

雨が降つていたかどうかは別問題として、この六月二七日検察官調書がなぜ雨が降つていたかどうかということを特別の問題として、被告人に発問したのであるか。雨に関する問題が意味を持つたのであろうと推測する以外にこの問答の意味を理解することは出来ないが、小島証人が、発見された時計バンドは湿つていたということをしきりに強張していること何らかの関連があるのではないかというふうにも考えられる。

(4)なによりも五月一日田中の三叉路のまん中にだれかが捨てるように置いてきたというのに、それが七月二日までの五〇日間、一体どこにどうしてあつたのであろうか。しかも被告人が捨てたという五月一日には、すでに五月八日付の品触れが、町にも張られていたのである。被告人の六月二七日付警察官調書によれば、テレビでもいつていたというのであるから、わざわざだれかが拾えるような状況で道の真中に置かれた時計が五十日間、まったく何人によつても発見されなかったというのは、不可思議である。

ところが七月二日実際に発見された場所は、被告人が捨てたというその場所から検証によれば七メートル五十五センチ、わずかに数メートル離れた茶の木の株の下から発見されている。

しかもこれを発見したのはかなりの年寄が散歩の途中である。

(5)捜査当局自身この発見経緯にはたいへんな疑問を持っていたようである。

検察官自身が冒頭陳述において、六月二九日から捜査を開始したといい、小島証人もまた六月二九日から腕時計を捜し始めたと言っている。

捜査当局がもっとも深い関心を持っていたはずの自供が得られながら五日間もなぜ時計を捜そうとしなかったのであろうか。

品触れにかかれた側番号の不思議さと合わせて考えるならば、時計の発見経緯に関しても当然疑惑が生じてくる。

(3)小島証人は、時計盗難を知つておつたし五十子米屋へ行くために二、三度その辺を通つたこともあるけれども捜索したこともないし、とくに求めて捜そうとはしなかったという趣旨の供述を行っている。時計が実際に発見されたのは、自供後一週間の余を経た七月二日である。

ところが捜査当局が腕時計を捜そうとはしなかったその時期、六月二七日の被告人の警察官調書を見ると被告人に対して特別に問答形式で時計を捨てに行つた時に雨が降つていなかったかという質問をやっている。それに対して被告人は、雨は降つていなかったという答ををしている。

この供述内容は七月二日検察官にも同様である。しかし被告人は法廷において六月二七日に雨は降つていたという趣旨の供述を行なっている。

七月八日付検察官の調書では被告人の供述として、「どうして、時計が出てこなかったのか、どうも変だと思つています」という供述が記載されている。推測すれば、だれかが置いていつたとか、だれかが拾つていつたとか、いろいろなことが考えられるであろう。しかしそれにしても被告人の供述があればまことに都合よくその自供した場所のごく近くから出てくるという、その都合のよきこそ不思議があるというべきである。

(6)原審中田健治、中田登美恵両証人は、証拠品の時計が被害者のものであるということを法廷においても捜査段階においても確認している。

しかし、警察当局が知つた品触れ側番号と違つた時計があつたというなどが解明されていないという現在の段階では、そのなどは、この両証人の確認に対するきわめて大きな疑いとなつてこのまま残るといわねばならない。

それは同時に自白の信憑力をも揺がすものである。

五、財布の行方

(1)五月二日付中田栄作の警察官調書及び昭和三八年一月二二日の中田登美恵証人の原審公判廷における証言によれば、明らかに被害者が持っていたと思われるチャックづきの財布は今日に至るまでつ

いに発見されていない。

(2)被告人の自白調書を通じて見ても、そして度重なる取調官のチャックつき財布を知らないかという、発問に対しても、被告人はついに知らないと言え通している。

おそらくは、被告人は、ついに知らなかったたのであろう。とするならば、それは犯行自体に対する疑問として、同様なウエートをもつものとなるといわねばならない。

端的にいうならば、あれだけの捜査が行われあれだけの期間かけた努力が続けられた結果、なおかつ発見されなかった財布は、被告人以外の何人かが持つているという可能性こそ強い。

同時にそれは自白に対するたいへんな大きな疑問となる靴や、万年筆、時計の発見経過に関する不合理とこの財布が今日に至るまで発見されていないということを考え合わせると自白と客観的な事実との間にはかなりの食い違いあるという、注目すべき問題点を残すものである。

六、根棒について

(1)ビニールの風呂敷と同時にいも穴から発見された根棒にも注意を向ける必要がある。原審証人新井千吉証言によれば三月二〇日に同人はそのいも穴へ入って穴をすっきりきれいにし出ていった。

そして死体が発見された五月四日、おそらくはビニールのふろしき及びこん棒の発見後であろうと思われるいも穴においてみたがそこには何もなかったというのである。

否定する証拠関係は少しもない。

七、封筒のきれはしについて

(1)原審証人中田健治の第一回証言によれば、封筒の切れ端と思われる紙片が入口の前に落ちていたので、それを警察に後に届けたという。

この事実が明らかにされると、検察官はその小紙片だという証拠を提出した。

中田健治証人はこれは自分が警察に届けたものでなかった。警察に届けたものは、もっと小さいものであったと述べた。

証拠とされている紙片が中田健治が提出したものかどうかは、まだ明らかにされていない問題である。証拠の紙片の領置関係も明らかにされていない。

(2)被告人の七月二日付の警察官調書では、この中田栄作方の前の庭で発見された封筒の切れ端と思われる紙片との関連で注意されてよいと思われる供述が記載されている。

中田栄作方前まで行ったが身分証明証を入れてあるかどうか不安になってもう一度開けてみて確かめた というのである。

この七月二日付調書では杉の下で脅迫状を書き替えた時に一旦封をしたとも記載されている。

とすれば、封をして中田栄作方前まで行き、その前でわざわざ封をしたものを破って出してみて、それからおもむろに差し入れるということになる。人にみつかったは大変困るという立場にある人間の

この証言からみるならば、こん棒はビニールのふろしきと同じ機会にいも穴の中に捨てられたものとみるのが一番合理的である。

そうでなくて他の機会に持ちこまれたものであるとするならば新井千吉証言をくつがえして、その事実自体を明らかにすべきであろうさらに大野喜平、高橋乙彦両証言によるとこの発見された根棒とい

のは三分の一ぐらいい泥がかなりはつきりついていて泥はかわいていたという状況で発見されたという。ところがこのこん棒については被告人の自白調書は一言もふれない。被告人はこん棒について取調官から聞かれたこともないという。

(2)同じ機会に捨てられたとみるのが一番合理的なビニールのふろしきとこん棒があり、ビニールのふろしきについては自白はふれるがこん棒については一言もふれないということは自白内容以外の事態があったのではないかということを一応窺わせる。

これ以上はかなり進んだ推測にならざるをえないが、先に、大野喜平証言及び五十嵐鑑定書をひいて首に木綿のなわがついていたことにされたが、足首と首に巻かれた木綿のなわそしてこん棒の三つを考え合せると、被告人が手に抱えて運んだという以外の方法で死体が死後運ばれたのではないかと泥がついていたということは、そのこん棒自体が最初は死体を埋めあるいは死体を処理するための穴を掘るなりその他の方法に使用されたものではないかという推測をも可能にする。

とするならば被告人が述べている自白内容は著しく違っていることにならざるをえない。そして、この推測を決定的にかつ断固として

行動としては、極めて不自然な行動である。

(3)中田健治証言によれば、封筒の中から出てきた脅迫状は四つに折って、その四つに折られた中に身分証明書がはいっていたというのである。この証言通りであるとすれば被告人は雨の降っている中で中田栄作方前で封をしてある脅迫状を破って中からまた出して、また、おもむろに四つにたたんで身分証明書の中に入れ、そして出入口へ差し込むという行動をとったことになる。

それが事実だとするならば、きわめて大胆不敵なことというべきであろうが、それだけのことを平然とやってのける人間であるならば、この事実はずっと早い段階から被告人の自白の内容として現われていてもよいはずである。

七月二日付検察官調書にわずかにそういう趣旨のしかも自分の記憶がはつきりしないという趣旨で語られたこの供述記載内容はそれだけにいつそう不自然なものを感じさせる。

しかももし、そのようなことが中田栄作方前の庭先で行われたとするならば、その時雨がかなり降っていたことは各証拠に照らして動かせない事実であるから、脅迫文はもっととねれているはずで、インクももっとにじんでよいはずである。だが、これらを示す証拠もなく、脅迫状そのものにも、そうした痕跡はない。

七月二日付検察官調書は不合理であるし、同時に確かに中田栄作方前の庭先で発見されたあの紙の切れ端が、とにかく引きちぎられた形で封筒が差し込まれていたのは事実であるから、被告人が関知し得ないところで、何人かの手によって封筒が引き裂かれたのではないかという疑問が、当然に残されるのである。

八、その他

すでに第一でも述べたところであるが、脅迫状について指紋の検出が行われたことは本件記録中の関係証拠から明らかであり、その他、かなりの時間（犯行前にも犯行後にも）被告人の手がかかっていた自転車、把手に油を含んでいるスコップ等、通常容易に指紋が検出されうような物証について、その調査が行われたかどうかは不明であり、またその結果も明らかにされていない。あるいは記録によれば、死体が埋められていた付近から、捜査当局が地下足袋を押収していたことが窺われる。

これ等の問題は、被告人の自白の真实性を著しく滅殺するものであり、あるいは少くとも、原判決がそのような形跡は少しもないと断定した共犯の存在を本件自白の経緯、内容の仔細な検討と対比して合理的に疑わせるものである。

第四、自白の信憑性（その2）

一、原判決の自白に対する観方

(1) 原判決は、公判定での自認を自白として、その具体的内容を検討することなく、第一段階として、「被告人は捜査の当初全面的に右各犯行（注・強盗強姦、強盗殺人、死体遺棄、恐喝未遂事件を指す・弁護人）を否認していたが、昭和三十八年六月二〇日頃から一部自己の犯行（三人共犯説）を認めるようになり、次いで同月二三日

頃捜査機関に対し全面的に自己の犯行である旨自白するに至るや、その後は捜査機関の取り調べだけではなく起訴後の当公判定においても一貫してその犯行を認めているところであり、しかもそれが死刑になるかも知れない重大犯罪であることを認識しながら自白していることが窺われ、特段の事情なき限り措信しうるものというべき」と判示する。

要するに具体的内容は問う必要がなく、一般的に死刑等の重罪事件であればある程、自白は信用してかまわないのだとここに述べているのである。この論理は佈しい論理、いな論理に非ざる判断である。かかる原判決内容は私たちに中世の魔女裁判を想起させるに足るものである。かかる判決が存するが故に「刑事司法における正義」は守られ難いのである。原判決のこのような自白、偏重の態度こそ、捜査官憲による違法、不当な捜査を援助するものである。かかる判決こそ実体真実に対する真摯な裁判への弁護人の努力を封じるものである。それは又、「誤判」を生むものでもある。弁護人は、ここにも原判決の司法的抑制と意に介しない態度を発見し悲しむものである。

原判決のかかる態度は明白に自白に対し厳しい態度を採っている憲法と刑事訴訟法の精神と相容れない。刑事訴訟法上すでに証拠の王座から追い落されている自白ではあるが、現実の本件判決は、その具体的検討を待たずして、重罪事件であるから自白（自認）は信用できると一般的に究明しているのである。これは一つの行政判断ではありうるかもしれないが、司法判断ではない。また本件においては、特に、被告人を第一次逮捕当時から「犯人」ときめつけるような言動が捜査当局によって大々的になされていた。原審裁判所に

も予断と偏見を抱く基盤があった。

余りにも捜査当局の言動は許されないものとなつていき、昭和三十八年六月一四日午前の衆議院内閣委員会では田口誠治氏（社）、伊能繁次郎氏（自）らの議員が捜査当局の責任を追求し、中垣法務大臣は「石川を犯人ときめつけるような印象を当局が与えたことは遺憾である」旨答弁をした。

それ程本件については、予断と偏見の基盤がつくられていた。

(2) 予断と偏見による右の如き原判決の態度は、極めて安易に右自白の補強証拠、動機を認定することに結びつく。原判決書一五丁裏面以下その挙示する(1)ないし(ロ)の理由は、いずれも予断と偏見に基づく一つの解釈、強いて有罪認定を導き出すための理屈付けに止まることを以下論証する。

イ、原判決(1)は「明らかに」被告人の筆跡であると判示している。

しかるにその証拠として挙示する筆跡鑑定書一通も「明らかに」被告人の筆跡であると判示していない。

かかるオーバーな表現はともかく本件筆跡鑑定書経過の記載により自明の如く類似点の検討に主眼がおかれて作成されたものである。例えば、38・6・10は長野勝弘作成の鑑定資料の「わ」の字についてみれば鑑定資料相互間の筆跡は明らかに異なる。にもかかわらず類似点のみが指摘されている。

検察官も、これらの筆跡鑑定についてはかねて疑問を有していたのである。ただし、第一次起訴（38・6・13）時はすでにこれらの筆跡鑑定結果は、検察官は知っていたにもかかわらず、恐喝未遂を起訴できなかったからである。

人間の容姿と同様、筆跡にも他人の空似がある。特に被告人の筆跡に相似する他の者の筆跡も存する。誤判事件として有名なフランスのドレフェス事件における筆跡の役割を想起することは、裁判にたずさわるものにとつて必要であらう。

しかも、筆跡鑑定の用に供された封筒と異なる切れはしが該封筒の切れはしであるとして法廷に提出された（中田健治の原審証言）。指紋は二重封筒の表側からは採取し易いものである（捜査の常識）。ところが、その指紋が採取されたか否か、採取されたとすればいかなる指紋であったか全然不明である。

ロ、原判決(2)にいう内田幸吉の法廷供述は極めて演技に富んだものであった。

しかるに弁護人が、何故警察に届けなかったのかと聞くと同人は再三問うてもいつまでたっても黙して答えないのであった。

これも演技力の他面といえよう。何故届けなかったのか？ 目撃供述は嘘なのか？

不正確な補強証拠は不正確な自白を補給し、事実を誤認させるに役立つであらう。

（内田幸吉証人の目撃供述は全く信用できない。）

1、犬のほえること、鳴くことについての供述には「ほえない」という一方、「うちの者にもほえる、鳴く」旨述べ全く自己矛盾している。

2、最も重要な点は、この証人は警察への目撃届出を事件から一ヶ月以上たった六月五日にはじめてしているということである。隣人が被害にかかっているならばどうして直ちに恐喝関係の訪問者の人相、風体、年令その他を警察に届け出なかったのか。

この証人はその理由があるともないとも語らない。人相その他に判然とした記憶がなかったからであろう。(詳細は第一審中田弁護人弁論要旨速記録二五七四丁以下)

ハ、原判決(3)の証拠品の地下足袋(九・七文)被告人の足(一〇・半文)よりかなり小さいものである。

はいて歩くことはできない。少くとも著しく困難のはずである。

一〇・半文の足袋が合う被告人が九・七文の地下足袋をはいてかなり遠距離の自宅から佐野屋わきまで走って往復することは絶対にできない。

しかも、その道は、長いのみならず石ころ道であった。

かくして証拠品の地下足袋は、被告人の本人実行行為と結びつきえない。

検証(距離、道の状況)がなされていたならば更に明瞭に地下足袋と被告人との関係はなかつたことが知れよう。

二、足跡採取の関係

1、死体発見現場附近から地下足袋又は足跡を押収又は採取しているのではないかとという疑問がある。(被告人の六月二十五日附、同月二十八日附、同月二十九日附各司法書員に対する供述調書。

2、また本件に関し捜査当局はかなりの数に上る足跡を採取したが、かぐのごとくである(昭和三十八年二月二十六日附証拠調請求書九・四参照)。前記イと関連して、いつどのようにして採取されたものであるか、それが本件足跡捜査の上でどのような意味をもっていたのか、特に検察官が主張する足跡一致、特定の問題として疑問がもたれる。

3、本件足跡採取現場附近の状況についても疑問がある。つまり足

断定できない(渡辺学証人の供述)

3、被告人以外の者につき筆跡、血液型の結果か、昭和三十八年六月二日附清水利一作成の捜査報告書に記載されているが、その結果を得るために筆跡、血液型の鑑定を誰がどのような方法で行ったかは全く不明である。(脅迫状及び封筒に書かれた書体と似ている筆跡は被告人以外にも存したものと考えざるを得ないので特にこの点についても疑問がある)

ト、原判決が被告人の自白を補強する事実としてあげている各点のうち、(6)、(7)、(9)、(11)はいずれも可能性——被告人が実行行為をなさないこともないという——論議に帰着し、被告人が他の人間から特に区別され犯人であるということの、積極的根拠にはなりえない。けだし、かかる可能性を有する人間は数多く存するからである。

(6)の点について石田一義方豚小屋のスコップを持ち出しうる人間は数多く存在し、

(7)の点について、タオルの入手可能者は数多く存在し、

(9)の点について、石田一義方豚小屋の所在、その付近の地理等を

知る者も数多く存在し、
(11)の点について、腕力の強い人間はこれまた被告人に限られず、原判決までの時点における「無罪推定の法理」を忘却しない限り到底原判決の示すこれらの緒点は何等被告人に犯人説を正当に補強するものではない。予断と偏見を抱懐することによつてのみこれら全然抽象的な可能性論議が倒錯された心理により——それは裁判の場において許されてはならない(予断排除の原則、無罪推定の法理)——有罪を補強する事情とされうるのである。自由心

跡を採取したのは犯人逃亡の直後ではなくその翌朝五月三日午前六時半頃に連絡をうけてから足跡採取に至る。犯人以外の足跡である可能性充分にあった。(飯野源二証人の供述)

ホ、原判決(4)の佐野屋協での真犯人の声は被告人の声とは断定できない。

増田証人、中田証人によつてもこの点断定できないことが明らかである。

警察での声聞きは誤りが伴い易い。それは、被害者の家族として逮捕された者を真犯人と考える或る程度無理からぬ心理的状況の下での判断からである。

増田証人も立場は同様である。五月二日に逃げられたという一種の自分自身の被害感情、被害者家族に対する同情、容疑者が逮捕されているということ、すべては誤りが伴い易い条件がととのっているのである。

へ、原判決(5)の血液型判定について

1、鑑定資料採取関係について。

被告人の血液型検査のため煙草を被告人に吸わせ(五月二三日時間不明)そのすいがらを領置したことまでは明らかであるがその後、そのすいがらを鑑定するに至るまでの間どのように保管したか、また鑑定人の手に入るまでにどの程度時間が費されているかは不明である。

2、鑑定内容

被告人の血液型を吸いながら鑑定した結果はB型と出ているけれども、ヒトのものであるかどうか、非分泌型か否かの鑑定はしていない旨であり、更にB型と出たといつても必ずしもB型とは

証は予断偏見を許すものではない。

例えば土地感を有した者は何百人いることであろうか。この点から被告人を選択することは全く不可能である。従つて土地感を被告人有罪論にすることは、全くタメにする抽象論議である。

かつて被告人第一次逮捕後昭和三十八年五月二十四日埼玉県刑事部長は次のごとく言明した。「また、被害者の中田家は知らないといっているが、石田さん方で働いたとき付近をよく歩いたので知らないことはない」。

原判決は次の如くカッコ付で説明する。「もつとも、中田栄作方は、以前から知つておらなかったの……内田幸吉方で尋ねた」(判決書一六丁裏)。

どちらにしても土地感はある。どちらにしても被告人が行爲者に違いないという結論になる。

しかし、この問題での核心は、被告人がいかにして脅迫状を届けたか否かであり、如何なる方法によつて届けたかということが合理的な疑いを超えて証明されているか否かであり、従つて、被告人が、中田栄作方を知っていたか否か、にある。そこでは、右の刑事部長と原判決は根本的に喰ひ違つている。原判決の如く簡単にカッコ付で説明されてよいものではない。

チ、原判決(8)の、万年筆、鞆類、腕時計の発見経路にはいずれも強い疑問が存在するものである(第三すでに指摘)。これらの物証の発見経路の重大な疑問について、弁護人は強く真相究明のため証拠申請をなし、或いはそれに先立つ公判定で再反対尋問を試みようとしたにもかかわらず、原裁判書は疑問を説明すべき審理を全く行わせない態度に終止したため、結局、原判決は不思議な

いない。

謎が多く存する諸点については無理なこじつけをせざるを得なかった。それはまた、原判決が謎を秘める自白内容を真摯に検討せずして、その謎の自白にすがりついたためもあった。

(1)、原判決の10点では

被告人が幼児を誘拐して身の代金として現金二〇万円を喝取したうえ、内一二万円を父親からの借財補填に使い、残りの七万円を持って東京に逃げることを考えていたとその動機を判示している。僅か七万円の金品は現在どれ程の長持ちがする金でもない。「おあし」という別名の如く現在の七万円が、如何に価値の低いものであるかは、被告人も充分知っていた筈である。

だとしたならば、被告人は東京へ何の目的で出ていこうとしたのか？ 原判決は黙して答えない。また被告人が東京のどこへ行こうとしたのか、は当然判示されねばならない。原判決は沈黙している。

被告人は苦勞して育っている。東京の社会でも下積み経験がある。まづんと東京にあこがれて上京するティーン・エイジャーの年代でもないし、東京に対する幻想もない。

原判決の動機判示は、被告人に対する動機の判示としては納得できない。それはティーン・エイジャーの者に対する動機ではありうるかもしれないが。

又、原判決12点の自白内容の判示は、一種のドラマである。

二、本件原判決での（罪となるべき事実）第一ないし第三は証明されて

公訴事実合理的疑いを超えて証明されなければならない。しかるに、原判決は幾多の重大な、誰れもが感じうる疑問を残したままに有罪認定をなした。それは、無条件的な自白信頼、自白こそ証拠の王であると考えた思考と離れ難く結びついたものであることは度々指摘した。

ここでは原判決（罪となるべき事実）第一、ないし第三に関する原判決が犯している重大な事実誤認を、二、三まとめて論証する。

(1) 原判決第一の事実に対し

(一)、被告人が被害者を同道して通称四本杉までくることは可能であったか。

被告人の自白によれば被告人は被害者に簡単に四本杉まで同道させることができたのである。

疑問点

イ、被告人と被害者とは全く面識がなかったことは全自白調書から明らかである。

ロ、また客観的にその社会的地位は異なる。被害者は高校生、被告人は当時職人の手伝い（それ以前は養豚業手伝い）であって全く異なる。

ハ、だとすれば被害者は被告人との出合い地点から四本杉までの間、だまつて同道したことは常識上考え難い。（かりに、だまつて同道したとして四本杉まで至ったとすれば、被害者は大

胆不摘であるか、或る種の関係を想定同意したとしか考えられない）四本杉まではかなりの距離がある。しかも雨気味だった

とはいえ昼間である。その途中の畑道ではかなり遠方からも視界がきく。出合い地点附近では荒神様へ行く人もありうるし、

また畑作業の途次の人と出合う可能性もある。呼び声なり、同道を振り切るなりできた筈である。被告人はこの点に関する自白は理解に苦しむ。

二、この点に関し、最も常識的なことは、被害者は幼児ではないのだから、被害者と顔見知りであることが一つの要件と考えられることである。

被告人の自白上、この意味で頭初の自白の三人説の方が常識に合致する。また、三人説で述べられている被害者の誕生日が五月一日であるとの話は、事実合致する（検察官原審報告要旨第二、一、(四)）。

ホ、被告人の自白、原判決認定は無理な内容である。たとえ自転車の荷台を押えられて下車させられたとしても「ちよつと来い用があるんだ」などと云われる程、簡単に素直に従っていける事柄ではない。

(二) 被告人は被害者を強姦したか

イ、解剖の結果によれば被害者が抵抗した事実はない。

ロ、被告人は被害者を強姦したと合理的に証明できる証拠は一つとして存しない。

捜査段階で姦淫に関する被告人の自白後、検察官も疑問をもつたらしく、特に姦淫の点に関し、質問を繰り返しているが、被告人の自白内容に従う限り、凡そ姦淫行為はできなかったとし

か考えられない。

(三) 出 会 時 間

被告人が被害者と出合った時間を午後三時五〇分頃とどうして証明できるのか？

(問 題)

イ、検察官は原審冒頭陳述書第一、八、(一)において被害者との出合いは午後四時頃であるとした。原判決はこれを「一〇分早くして午後三時五〇分頃と判示した。

ロ、一方、弁護人は、同日午後四時頃被告人を自宅で見掛けたという話を聞いていた。その証人申請は不当にも却下された。

(四) 動 機

幼児誘拐から、女子学生誘拐への変化は余りにも納得し難い要素を含む。

しかも女子学生をどうして人質にしておけるのか？

被告人は自分だけ住んでいる所はない。森のなかの人質では大声をばりあげられれば、それまでである。あめ玉で欺罔しておくこともできない。余りにも形式的技巧的な動機である。

(2) 原判決第二の事実に対し。

(2) 原判決第二の事実に対し。

(二)(一) 同日夕刻とは何時頃なのか？

これは、検察官が証人申請をしていた一弁護人もこれに関する証人調べには何等異議を有しなかった一にもかかわらず、原裁判所は検察官にその撤回を促し、荒縄や木綿細引紐など、極めて重要な証拠の出所をウヤムヤにさせてしまった。証拠上、謎を有したままになっている。まさに、どこから、どのようにし

てもらってきたか、が重要であるのに（原審裁判官は直接経験者ではないのである。従って、果たして、被告人が縄紐をもっていたか否かは、この物証の出所、持ち出した状況を証拠によつて明らかにしないかぎり、認識できないのである）。

弁護人が知りえたこの点に関する証拠と被告人の自白内容からすれば、被告人は、正に縄をとる間、誰かに見つかる蓋然性があったのである。

(三) 第二の時間経過は、一切があいまいである。原判決のこの点に関する論理（原判決書一八丁）は、被告人を犯人と予め決めたうで成り立つ論理であつて被告人が真犯人であるか否かを見極めるための論理ではない。

なるほど、被告人が本当に自白どおりの犯人であるとするならば、それは一つの有力な観方である。しかし、正に被告人が偽者であるか否かを判断することに問題が存するのである。原判決こそ、自白内容を見当せずして証拠を見ずして、被告人を有罪なりと決めてかかった「本末転倒」の論理を用いているのである。

(四) 要するに判示第二、の事実を雲を抱むに似た内容である。予断と偏見の産物である。

(3) 原判決第三、の事実に対し。

(一) 被告人は脅迫文を書いたか？

イ、原判決二丁目裏によれば、四月二八日頃、「四月二八日夜一二時に……現金二〇万円を持って来い」という幼児誘拐の身の代金要求の脅迫状を書いた、という。四月二八日頃には四月二八日夜一二時に現金二〇万円持つて来い、と書いたというのは、

日にちを考えただけでもずいぶん不可解なことである。

口、被告人は脅迫文中の「刑」等の文字を如何なる資料によつて書いたものか。

被告人の自白調書によれば雑誌「りぼん」から漢字を拾つたとの事である。ところが雑誌「りぼん」によつても、更に被告人宅より押収した少女雑誌「なかよし」にも「刑」という文字は存在しない（司法警察員諏訪正司、同清水輝雄作成の昭和三八年七月一日付脅迫文書の裏付捜査についてと題する書面及び司法警察員井上熊造、同梅沢茂作成の脅迫文の文字についてと題する書面）結局、この被告人の自白は信用できず、事実と合わない供述であること明白である。

ハ、被告人は犯行現場で脅迫文を書きなおすほどの事務的担能さを有しなかった。この点でも頭初の自白「三人説」の方がまだ事実に近いのではないか。

(二) 被告人は証拠品の地下足袋では本件自白にある佐野屋脇までの道程を歩き得ないし、勿論走り得ない。

被告人の足に合う足袋の文数は十文半である。そして被告人は自己の地下足袋をもたない。兄の九文七文の地下足袋をはくと足が痛むのである（被告の六二四附司法警察員調書）。しかるに自白によれば狭山精密の前から横へ出て薬研坂をとりそこから廻り道をして佐野屋の脇に出たという。更に今度は佐野屋脇から立去ると駆足で一生懸命来た道を逆にして走つて逃げたという。

疑問点

三、本件では指紋鑑定がなされたにもかかわらず、その結果は一切不明である。

指紋鑑定は最も重要な捜査手段である。

特に自転車ハンドルの脅迫状、封筒については指紋顯出は容易になされた筈であるし、為されなければならなかった筈である。また塚本昌造証人の供述にも脅迫状に関し指紋鑑定を行った旨が現われている。

にもかかわらず指紋鑑定の結果は一切法廷に顯出されていない。何故指紋鑑定の結果が法廷に出されないのか？謎である。

原判決は、全然この点を調べずに終っている。

四、三匹の犬

原判決判示第二、第三の事実の過程では三匹の犬が登場する。時間的に順を追えば、

(1) 判示第二の事実中「附近の新築家屋」とある縄の出所において犬がいた。

(2) 判示第三の事実には書かれていないが、中田榮作方の近所の内田幸吉方（判決書一六丁裏）は家の入口近くに犬がいた。

(3) 判示第二の事実の石田豚屋の豚小屋にも犬がいた。良く吠える犬

もすべて吠えなかったのであろうか。

右(1)の犬については、吠えないことはありえない状況であった。

右(2)の犬については、原審が八内田幸吉はすでに述べたような自己矛盾の供述をしている。

右(3)の犬もよく吠える犬であった。

どのようにして被告人は、うまく吠えられないように行動したのであろうか。

五、死体発見現場の客観的状況は、原判決とは反対に被告人の自白が真実から著しく反するのではないという疑問をもたせるものである。また自白内容による犯行態様それ自体(死体つり、穴堀り等)も必ずしも真実であるとは思われない。原判決がやつきとなつて封殺しようとする三人説の方がまだ客観的状況に近いのではないだろうか。

六、五月一日の全犯行の時間的關係は全く明らかにされていない。

七、以上被告人の自白内容が原判決にいうが如くには信用できないことは検察官も熟知されている。現に検察官も異例なことに、原審において他の何名かの人物につきアリバイを立証させようと証人申請した。これは検察官さえも本件被告人の自白内容にかなりの疑問を感じたがためであると推察せざるを得ない。被告人の自白は原判決の如く軽率に信用できない。しかもその自白態度は嘘をついているように思えなかったと 取調官は述べている。

(関証人の供述三九・二・二三日)

原判決も認めているように、被告人は、当初から被害者を殺害しようとの意図は、持っていなかった。被告人は姦淫に夢中の余り、被害者ののど首を強くしめすぎ、あやまって殺害したのである。

被告人の一部自供調書には、死んでもかまわぬつもりでしめつけた旨の供述があり、未必の故意を認めているようであるが、被告人の他の全自供調書と比較すれば、明らかなように、右故意を認める一部調書は捜査官の誘導によって作成されたと容易に認めることができるもので、措信できるものではない。

六月二五日付検察官に対する調書第四項中「前略おまんこをやめましたが、気がついてみますと女学生はぐったりして動かず、これは死んでしまったなと思いました」

とあり、七月一日付の検察官調書は、この間の事情をもつと詳細に述べている。たとえば、「おまんこに夢中になつてしまつていたので、首をしめた右手はそのままにおさえつけており、おまんこをおえて手をとつても女学生はぐったりして足をひろげたままでした。私は……中略……その女学生が死んでしまったのではないかと、びっくりし」とある。

殺そうと思つて首を絞めたものが、相手が死んでおどろくはずがない。被告人の、一部をのぞいて全調書が「勿論この殺害行為にふれた」このようにあやまって殺害してしまつた被告人の当惑とおどろきを或いははつきりと、或いはぼんやりと反映しているのである。要するに、被告人の自供調書からは一貫して殺害の意図の否定が読みとれるのである。

それにもかかわらず、原判決はこの点の審理を充分におこなわず、安易に被告人に殺人の故意を認め、強盗殺人、強盗強姦を適条した

わざと嘘をつかないのに経験則に反し、事実には反するとしか考えられない供述をした被告人の心理状態は鑑定を不可欠としている。私達弁護人は実体真実追及の点からも情状の点からも原審において二度にわたり、被告人の精神鑑定を申請した。それが却下されたことは本件審理を適正に行う上で誠に遺憾なことであつた。原判決に接するに及んでこの感は実に深い。

八、原判決は確信過剰の自白依拠(自白自体の内容の詳細な検討なく)である。

しかるに、この自白はそれ自体矛盾に満ちたものであり、理解に苦しむものである。確たる補強証拠もない不合理極まる自白。経験則に違背し事実を誤認した原判決は審理不尽に基くものであり、破棄されなければならない。

第五 法令適用の誤り又は 事実誤認

一、判示第一の事実は、強盗強姦致死 罪とすべきである。

原判決は、判示第一の事実は、刑法第二四一条前段同二四〇条後段の罪を適用した。しかし、この適条は明かに判決に影響する誤りである。

のであつて、正しくは、本件適条は、刑法二四一条後段の強盗強姦致死罪を適用すべき場合なのである。

二、高橋の作業衣窃取は無罪とすべき である。

(1) 原判決判示第四の(四)の事実は、被告人がその友人である、高橋良平所有の、作業着(時価一、五〇〇相当)を窃取したと云うのである。

しかし、被告人と高橋は親友の間柄であつて、高橋の管理するトラック内に被告人が寝泊りすることは高橋自身が認めていたことである。

昭和三十八年六月九日付被告人の検察官に対する自供調書第二項には「本年三月七日頃の晩、高橋方の前に泊つていたトラックの運転台に入つて寝ました。然し寒かつたので運転台にあつた上下続きの作業衣を無断で着て寝ました。」

翌朝、その自動車を出る時に、作業衣はそのまま着てあそびに行きました。

無断で持ち出したので、盗んだと云われても仕方がありませんが、友人の高橋ですから借りるという気持ちでした。

三、四日後に私の近くでトラックを運転して通りがかった高橋に会つたので

作業着をかりているから

という、高橋は、

いいよ、洗濯しておけ

第六 量刑不当

一、はじめに

と云っておりました。」と記載されている。このように、この作業衣の件は、親友同志の物の貸し借りの関係であつて、親しい間柄にはよくおこなふことである。被告人の意図においても、一時寒さしのぎに借りようとするのであり、のちに返還するつもりであつた。

これは、いわゆる一時使用であつて、被告人に不法領得の意志を欠くことはもとより、行為全体をみても実質的違法性を欠くものである。原判決が、これに窃盗罪を適用して処断するのは余りにも形式的態度に出て、刑法二三五条の解釈を誤り、法の精神を忘れ去つたものである。

(3) 実質的違法性の欠如

もつとも、この作業衣一着の窃盗は勿論、判示第四の事は、いづれも動機單純被害輕微、犯情において実質性を欠くものが多く、本来起訴価値にもとぼしい微罪なのである。

これらの犯罪は、いづれも判示第一ないし、第三の罪を取調べるために無理矢理堀り出した犯罪であつて、前述した別件逮捕勾留の予断として利用されたものである。

当裁判所は、よろしくこのかんの事情をみぬき、各罪の実質的違法性の有無を検討されるよう望むものである。

く抗議の世論をわきあがらせた世間注目の事件であつた。

そのためかどうかはつきりしないが、原審裁判所が、世間の一時的興奮に感染し、一部世間の歡心を買うために、審理を急ぎ必要な証拠も調べなかつたのである、と云うのは弁護人の單なる思ひすごしであらうか。迅速な裁判は、被告人の望むところである。しかし、また、慎重な審理の行われることも右以上に被告人の熱望するところである。当裁判所においては、以下に述べる控訴趣意を充分に御理解のうえ、公平にして慎重な審理が行なわれることを望むものである。

二、審理不尽と量刑不当

(1) ところで、弁護人は、原審第八回公判期日及び第一回公判期日の二度にわたつて、被告人の精神鑑定の請求をした。しかし、原審裁判所は、いづれもこれを不必要として却下した。このように、原審では、被告人の精神鑑定を行わなかつたにもかかわらず、原判決は、被告人の精神状況が健全であり正常であると断言しているのである。

原判決はその判決文の（弁護人等の主張に対する判断）中、第三項（二）の後段の部分で「被告人の当公判廷における供述態度は正常であり、その供述内容も極めて明快であること、犯行時の行動が計画的に順序立てて行われていること、生い立ち、経歴において特段異常な性行のあつたことも、血統上遺伝的負因の存することも何等認められないこと等に徴すれば（幼少時被告人に数回夢遊病者の行動があつたこと、無口であること、他人と同席して食事をする）ことを好

仮に、原判決のとおり、被告人の罪となるべき事実が認められたとしても、被告人に対して死刑の判決は情状の認定を誤り不当に重刑を科するものである。

云うまでもなく、死刑の判決は、現実に一個の生命をうばうところの極刑である。いかなる極悪犯人であつても、その生命は尊重されるべきであつて、みだりうばつてよいものではない。死刑の判決が言渡される以上、その審理は公平、慎重になされ、一点の疑いもなく被告人の罪となるべき事実が明にされるばかりでなく、被告人の性格、年令、経歴、犯罪の動機、犯行後の状況等諸般の事情が明にされること、つまり、被告人の全人格が明にされることが必要である。しかしながら原判決は、余すところなく被告人の罪となるべき事実を明にしたものであらうか。被告人の全人格を明にする証拠は充分に調べつくされたものであらうか。果して、公平慎重な審理を行つたものであらうか。残念ながら、弁護人は、前記各点でもふれられたとおり右のいくつかの疑問に肯定的な答えを出すことはできない。

本件は、事件自体の特異性といひまづて原判決も述べているように、「あたかも東京都内に発生したいわゆる吉展ちゃん事件が世上に騒がれていた最中に行われたことにより」報導機關をはじめ、世人に強い関心を呼びおこし、また、捜査官の捜査段階における不手際、（張込の失敗等）や違法不当な別件逮捕、勾留、再逮捕等により、広

まないこと等の事実が認められないこともないが、右夢遊病的行動は極めて一時的のことであり、その後においては別に異常がないこと、他の点の如きは多少その傾向があると云う程度のものであつて、それが精神もしくは性格の異常によるものとは認められない）、被告人の刑事責任に影響を及ぼす程度の精神もしくは性格の異常があるものとは認められない。」と述べている。

(2) だが、原判決のあげる程度の事由で果して、被告人の精神状態が健全であると断言できるのだろうか。精神異常は医学的知識のない人の表面的觀察では、なかなか発見しにくいことは経験則上明なことである。原判決は何等、被告人の精神状況を明にすることのできるような証拠調べをしなかつた。精神鑑定の請求を却下したのみならず、兄六造の取調さえ認めようとはしなかつたのである。兄六造の言動は、被告人の本件犯行の動機である家出し金欲しさの一半の原因になつているので（原判決もそう認めている）その証言が極めて重要になつてゐるばかりが被告人の行動を日常觀察して得た貴重な証言を提供できる最善の一人であつたのである。弁護人は被告人に精神異常の相当な疑いがあると信じている。

第一に、本件犯行それ自体が、異常なまでに大胆であり特異である。原判決も、本件犯行は、被告人のつまり犯人の「悪虐残忍性を余すところなく」示めしていると云つてゐる。つまり、本件犯行それ自体からして、すでに被告人の精神的偏見を感じざるを得ないのである。

第二に、被告人の日常生活にあらわれた性格と本件犯行は大きな矛盾を感じさせる。被告人は、西川証言や父親の証言からも明たとお

り、また原判決も認めるように、極めて無口で顔をあげて人とともに話ができないほどおとなしい男であったのである。

第三に、本件犯行と被告人の本件犯行に至る動機は必ずしもびつたりと一致しない。原判決は、被告人の本件動機は金欲しさであると認めている。しかし、この点に関する被告人の自白は動揺しているもので、必ずしも原判決のように断定できるかどうか疑わしいのであるが、一応それを認めるとしても問題は、何故被告人が、犯罪を犯してまで、金が欲しかったのかその理由が重大なものとなるのである。

原判決によれば父親に対する一三万円の借財を返還するために、金が欲しかったと云うのである。しかし、一般に父に対する借財で罪を犯そうとするほど親子の間に、義務感が生じるものであろうか。父は、被告人に対し金を返せなどと云ったことはないと言っている。また、金欲しさのもう一つの理由は、兄六造といさかいがあり、そのため被告は家出の決意をし、金が必要になったと云うのである。しかし、兄六造とのいさかいの内容は、被告人の調書に簡単に述べられているのみで、残念ながら兄六造の供述はない。前記のとおり、兄六造の証人調べの請求は却下されたからである。

いづれにしろ、被告人には、本件犯行のような大罪を犯さねばならないほどのつびきならぬ動機はない。被告人が、父に対する借財や、兄との単なるいさかい程度のこと、本件犯行のような大罪を犯そうと決意したのだとすればそこにはやはり、精神的なかたまりを感じざるを得ないのである。

第四に被告人には次のような異常性行がみられる。
極めて無口であること。

量刑をするにあたっての原審裁判所のこのような態度は憲法第三二条の法の適正手続保障の規定をやぶるものであり、刑事訴訟法第一条の「事案の真相を明に」する一般的義務に違反するものであり、同法第三二七条の証拠裁判主義の趣旨に反するものである。

三、犯行の偶然性と量刑不当

(1) 被告人が当初から被害者を殺害する意志のなかったことは原判決も認めるとおりである。前述第五点第一項で述べたように被告人には、殺害の故意はない。せいぜいあつて認識のある過失である。被告人は誘いかいの意図を持っていたとしても、強姦と殺害は全くの副産物である。とりかえしのつかない副産物であるとしても、被告人としては決して、殺害まで望んでいたのではない。姦淫に夢中であり、死に至らしたものであつて殺してまでも強淫の目的を達しようとしたのではない。右の主張にそわないような作為的供述調書が二、三あるとしても、被告人の全供述調書の中に一貫してみられるのは殺害の意図の否定なのである。

(2) 被告人が被害者中田善枝と小学校近くの淋しい路上で出会ったということは二人にとって全くの不幸であつた。「被告人が判示加佐志街道で中田善枝に出会い、同女により右計画を達成しよう」と決意した当初は未だ同女を殺害し、その死体を埋めて犯跡を隠匿することまで考えていたとは思われなかつた」と原判決も述べているようにこの出会いには不幸な偶然であつた。被告人の本件犯行のはじめはゆるい魔がさしたと云われるものである。それは被告人

学校を極端に嫌悪したこと。

他人と一緒に食事することを非常に嫌つたこと。

夢遊病者の行動のあつたこと。

これらは、一応被告人に精神的欠陥のあることを疑わせるものである。また、被告人が小さい時から父母の手もとをはなれて、他家に奉公に出て働いていたこと、家庭愛の不足や苦しい労働が、被告人の精神になんらかの影響を与えているにちがいない。

以上、第一ないし第四の事実を総合すれば、被告人に何等かの精神的欠陥が存在しているのではないかと疑わせる相当な根拠が見出せるのである。

(3) それにもかかわらず、原審裁判所は弁護人の精神鑑定の請求を二度とも却下した。そればかりでなく、すでにふれた、兄六造のよう重要な情状の取調すら認めなかつたのである。第八回公判期日第一回公判期日に弁護人は兄六造も含めて幾人かの情状証人の取調を請求しているが、ことごとく不必要として却下されているのである。しかし、これでは被告人の本件犯行における本當の動機、心理、精神状況は明にされない。これでは被告人の責任力の程度を、判断するうえにもいちぢるしい冒険を犯さざるを得ない。量刑にあつても、被告人の人格を全面的に把握できない。原審裁判所のこのような態度が後述のとおり、被告人に対し死刑と云う不当にして重大な量刑をみちびき出す原因になっているのである。我々弁護人は、原審裁判所のこのような拙速主義を全く理解できない。冒頭の項で述べたように、これでは原審裁判所は世間の一般の興奮のうずの中にまきこまれてしまつたのであろうかと疑いたくなるのである。

被害者を不幸のどん底につきおとさざるを得なかつたものである。血をみて逆上するように当初行つた一つの犯行が次の犯行を呼び次の犯行が第三の犯行を呼ぶと云うように不幸が積み重なつていたのが本件犯行の実体である。弁護人は本件犯行のこの偶然的発生とひろがりには被告人の刑の量定にあつて考慮さるべきだと考える。原判決は被告人の行為を単純に「鬼畜の所行」と述べているだけで、この間の被告人の心情と不幸を無視している。被告人の不幸にも一くきの涙せざるを得ないのである。

四、被告人の経歴、日常生活と

量刑不当

被告人が小さい時から父母のもとをはなれて、いわゆる他人のめしを喰いながら成長したことは原判決も認めている。そのことが被告人の人格形成にとつて大きい影響を与えたであろうことも原判決は認めている。おそらく家庭愛の不足と苦しい労働生活が被告人の心情と性格を知らず知らずのうちにむしばんでいたであろう。昭和三年の秋、被告人十九才の時、東鳩製菓につとめ、ここに三年ばかり働き昭和三六年秋から西川土建、昭和三十七年一〇月から三八年二月まで石田養豚屋に働いた。石田養豚屋での約五ヶ月間に被告人は判示第四の罪（うち第八の横領を除き）を連続犯している。原判決はこれをとらえて「被告人の不良性、反社会性を表すもの」と云うのであるが、しかし石田豚屋に入るまでの被告人には何等問題にすところのないごく普通の青年だつたのである。

先に述べたように無口で大人しい性格であつたから友人はそう多くはなかつたが、交際していた少数の友人からは好かれていたのでは

る。西川証言からもわかるように、被告人は黙々として仕事にはびきり同僚には親切、指示にはよく従う申し分のない若者であったのである。不良でもチンピラでもない。家にあつても被告人は他の兄弟に対して乱暴な態度や言葉を使つたこともなく家にいるのかいないのか、わからない程のおとなしい存在だったのである。時折はみやげを買つて帰る心やさしい青年であつた。被告人は競輪やパチンコが好きですが度を越すという程のことはなかった。また煙草は多少すが酒はのまず酔つて問題を起こしたことなどは一度もないのである。

しかし、石田養豚屋の五ヶ月間は、それまでうちにひそんでいた被告人の性格の歪みや精神的偏奇を顕在化したのであろう。使用者自ら窃盗を指示命令するような悪い環境の中で被告人はたちまち毒されてしまったのである。石田養豚屋をやめてから本件犯行に至るまで約二ヶ月間、被告人は家にいてぶらぶらと遊んでいた。労働の生活になれている被告人がこのようにぶらぶら遊ぶようになったのも、この石田養豚屋以降であり、石田養豚屋の五ヶ月は被告人の本件犯行の出発点である誘いの企みを育んだ時期なのである。石田養豚屋での生活を明らかにするために弁護人は石田一義を証人として取調べるよう請求したが、原審裁判所は却下した。そのため、被告人が、何故、石田養豚屋をやめたのか、その理由もよくわからない。要するに被告人の不良性、反社会性というのは、根づいた一貫したものとして、幼少の頃から、あらわれてきているのではない。被告人は悪しき環境の中ではたちまち悪い影響を受けると云う弱さはあつても、決して根つからの不良でもなく悪党でもない。被告人はやくざ組織や暴力団組織に関係したこともなく逮捕歴や前科もな

ら、私は善枝ちゃんを殺して悪いことをしたと本当に心から詫言

した。川越に来てから房の壁に、つめの先で

とかきしましたが、その事を若し出られたら善枝ちゃんの墓参をして

お詫びし、少しでも私の罪を許してもらいたいと思つたからです」と述べているのである。

被告人は、また家族思いである。さきほど、被告人は自分の家族をうらまないよう頼んでいたが、はじめの頃の供述では何故自分が自供できなかったか説明して家族の人がどんなにつらい目に合うかと思つたと自供できなかった旨述べているのである。

六、むすび

被告人が逮捕された当時から一部の強力なマスコミは、被告人を真犯人ときめつけて被告人の残忍な性格とか陰險な態度とかあること、ないこと書いていた。

現在に至るまでこのようなマスコミの態度によつて知らず、知らずのうちに人々は被告人に対する偏見をつちかっている。偏見にとられず、事実の真相をみきわめ被告人の情状をみきわめることが、極めて大切になつてきている。時あたかも捜査官の重大な手ぬかりのため吉展ちゃん事件の犯人は逮捕されず、世論は無能だった捜査当局に対する批判と共に非道な吉展ちゃん誘拐犯人に対する憎しみをやしていた。

このような時に本件が発生した。被告人は今や誘拐犯人に対する総憎しみの対象となつた感がある。全ての誘拐犯人を代表して被

い。本件犯行をみても被告人にそのような犯行におち入つてゆくであろう必然的な墮落の道を進んできたものとは見受けられない。一時的なぶらぶら状態を脱すれば、また立直つて容易に前のように真面目な勤労生活に入る見とおしがあつたのである。本件犯行のばつ発は被告人にとつても不幸な偶然であつたのである。

五、被告人の改悛の情

現在、被告人は本件犯行について深いお詫びと後悔の気持ちをもっている。被告人の心境については関証人が切々と訴えたとおりであるが、同様のことは我々弁護人もまた証言できるであらう。被告人は何回となくその供述調書の中で、中田さん一家に対しお詫びのこ

とばを述べて自分の誤りをのべている。

例えば六月二五日検察官に対するこの日の第一回目の供述では「私はその前まではこの事件には関係がないとうそを言つておりました、床の中で善枝ちゃんの夢を見たり、また殺した時のことを考えるとねむれなくなつたりして、このままかくしておくことがどうしてもできなくなりました。また色々証拠も出ているのでかくしてもわかることだと思ひ、この際全部本当のことを云つて善枝ちゃんや善枝ちゃんのお父さん等にお詫びをしたいという気持ちになりました。それをお願いですが善枝ちゃんのお父さんに一度会せて下さい。善枝ちゃんを殺したことをお詫びし、私の家の父ちゃんや母ちゃん等は何も関係がないので、家の者をうらまないよう頼みたいと思ひます」と述べている。

また七月五日の検察官に対する供述調書中でも「そのようなことか

告人が罰せられようとしている。原判決は「なお本件はあたかも東京都内に発生したいわゆる吉展ちゃん事件が世上に騒がれていた最中に行われたことにより、全国の人心に極度の恐怖と不安を与えたことも無視できないところである」と述べているが、その背後には被告人をみせしめにして、これからの誘拐犯人の絶滅を期そうとする態度はうかがわれないであらうか。原審裁判所の判決に至る異例の早さは被告人をみせしめにして、これからの誘拐犯人の絶滅を期そうとする態度は見えないだろうか。刑の一般予防を強調するのはいい。しかし、刑はまた、具体的に刑の宣告を受ける被告人のその人の立場を充分に考慮してなされなければならない。

所詮、犯罪は社会の産物であり、犯罪者もまた、社会の産物である。現在の我国の性道徳をはじめ、一般道徳の頹廢、犯罪の増加とを背景にしてみれば、本件の場合も、一人被告人のみを責めるのは酷である。

被告人も人の子である。

被告人の父母兄弟は、被告人が罪を犯したことに泣き、また死刑の判決を受けたことに泣いている。被告人の父母兄弟もまた中田一家と共に本件の被害者である。

死刑はとりかえしのつかない刑罰である。一旦刑が執行されれば被告人が二度と社会にもどれない。いまだ二十五才の青年で今後の教育と善導如何では容易に立ちなおれる能力とすなおさをもっている。被告人は決してすれつからしではない。原審裁判所は、充分に調べをつくさず極刑の判決を云い渡した。弁護人としては、とうてい承服できる判決ではない。当裁判所においては、被告人の生い立ち、性格、境遇、あやまつて死に至らしめた事情、被告人の改悛の情、

被告人の家族の心痛などにつき充分な審理を上げられて、本件被告人に死刑の判決は重すぎるとの断固たる判断を下さることを望んで控訴趣意を終ることにする。

解放歌

あゝ解放の旗たかく
水平線にひるがえる
光と使命をにないたつ
三百万の兄弟よ
今やドレイの鉄鎖断ち
自由のために闘わん

われらはかつて炎天下
地に足やきしはだしの子
ざんぎやくのむちふるう時
鮮血かざすけいぎよくの
断頭台下露しげく
鬼こくしゅうしゅう地は暗し

鬼神もおののく迫害や
天地もふるう圧制に
たましい砕け胸やぶれ
恨みをこめてとしえに
墳墓にさらす死かばねの
上に築きしドレイ国

疾風林雨千余年
九天めぐる太陽も
そうきうさゆる月さえも
われらがために照らざりき
狂宴乱無と散る花も
われらがために咲かざりき

あゝしいたげに苦しめる
三百万の兄弟よ
ふみにじられしわが正義
うばいかえすは今なるぞ
涙はうれいのためならず
決然立ちて武装せよ

一致団結死をちかい
堂々正義の道ゆかん
行手をさえぎるものあらば
断々乎として破碎せよ
われらははばむ者あらば
一刀両断あらんのみ

あゝ友愛の熱き血よ
結ぶわれらの団結の
力はやがてうれいなき
全人類の祝福と
かざる未来の建設に
殉義の星と輝やかん

五・三〇関係資料

六・五狭山差別裁判糾弾 浦和地裁占拠闘争 支持共闘会議確認

①五・三〇闘争において、全国部落研において革命的労働者協会の諸君が差別襲撃と差別発言を行ったことに対し、われわれ支持共闘会議は自らの内部から部落民と部落解放運動への決定的敵対行為を行ったものとしてとらえ、自己の存立にかかわる問題として徹底的に自己批判する。

②われわれは、かかる事態に対し責任をもって解決に当れなかったばかりか、全国部落研の糾弾権の行使を徹底支持せず、これを妨害したり、沖繩闘争と糾弾権行使を対立させたりして、糾弾を妨げる傾向をわれわれの中に含んでいたことに対し、自己批判する。

③われわれは、六月四日の支持共闘会議における、部落研の革労協に対する糾弾を自らになされているものとして受けとめるとともに、かかる差別を絶対に許さないために、われわれ自身、革労協に對する追及を行ったが、その席上で革労協の諸君は

(イ)「党派闘争の場合にも、部落研及び部落青年の隊列がどこにあるかということを確認しそれを配慮して行わなかったこと、差別発言、差別行為を防げなかったことは、これまでのわれわれ解放派の活動が不十分であることによるものであり、反省し、自己批判し、今後はこの点について配慮していく」と自己批判し、
「六月八日までに、調査の上、差別発言、差別行為をなした当事

者を明らかにし、自己批判させることを貫徹する」と約束した。
(ロ)しかし、この追及の過程で革労協の諸君は、「誤認である」とか、「襲撃ではない」とか、「可能性として認める」などと責任回避のために言を左右し、さらに、「調査・検討してから答える」といいのがれをするなど部落研からの糾弾を自ら真剣に受けとめる態度を欠いたものといわざるを得ず、われわれの到底認められないものであった。

④また、四日の会議の後半に対し、部落研、支持共闘会議にむかつて出席を約束しておきながら出席せず、逃亡した事実、部落民に對する冒瀆であり、許すべからざるものであるとともに、われわれ支持共闘会議の信義をも踏みにじるものである。

⑤われわれ支持共闘会議は、自らの責任において、革労協の差別襲撃、差別発言、及び会議からの逃亡について追及し、自己批判をかちとり、そのことによって支持共闘会議総体としての自己批判を貫徹する。そのために、六月八日支持共闘会議全国会議をもち、革労協を出席させ、その自己批判をかちとるために全力をあげる。さらにわれわれは、われわれ自身の戦列において、この問題を徹底した討論に付すとともに、五・三〇闘争参加者をはじめとする全ての労働者人民に對し、問題の所在を明らかにすることによって、自己批判を全体のものとし、二度とかかる事態を引き起こさぬ決意を固め、差別徹底糾弾の闘いへの取り組みを強化することを決意するものである。

⑥支持共闘会議に結集する各党派は、関西規模のみならず、それ以外の中央組織に働きかけ、以上の確認を全体として貫徹するため、最大限の努力をする。

⑦ なお、四日の部落研の糾弾は全面的に正当であり、支持共闘会議は、これを断固支持防衛する。

※文中、全国部落研あるいは部落研とは、全国部落解放研究会連合の略称である。

一九七一年六月五日

革命的共産主義者同盟関西地方委員会

日本革命的共産主義者同盟（第四インターナショナル日本支部）

関西地方委員会

日本共産主義革命党関西地方委員会

共産主義労働者党大阪府委員会

共産主義者同盟関西地方委員会

関西救援連絡センター

出入国管理体制粉碎関西実行委員会

六・六狭山差別裁判糾弾 浦和地裁占拠闘争

支持共闘会議確認

（これは六・四支持共闘会議の内容を六・五支持共闘会議において復元したものである）

全体像を支持共闘として明らかにする必要がある。

② 糾弾と沖縄闘争と対立させて二者択一を強要した。政治闘争に決起する部落研への襲撃。

③ 集会参加者全体の中に問題の核心がつかまれている。党派闘争に流れていく雰囲気と闘っていく必要あり。差別が拡大されている。

④ 四・二五糾弾の討論過程の問題。

五・一九、五・三〇を討論し自己批判し深化する。

七月公判闘争を全力で取り組む。

〈現認〉

東京からの電話では、解放派の差別発言（言動）があったという報告。

共産主義者同盟関西地方委員会

〈発言〉

当日の集会に参加していないが、支持共闘会議の過程で部落研に解放派が襲撃を加えたと判断し、解放派に自己批判を要求すべきだ。支持共闘内部の深化。

〈現認〉

支持共闘での部落研及び各派の報告を受けとめる。

共産主義労働者党大阪府委員会

〈発言〉

日本革命的共産主義者同盟（第四インターナショナル日本支部）関西地方委員会

〈発言〉

五・三〇への立場と決意。

① 部落解放闘争への一般民からの差別。

② 部落解放闘争と日本階級闘争の重大な局面。

○ 狭山差別裁判の重大な局面。

○ 支持共闘……五月公判闘争は五・三〇が出発点。

根拠・支持共闘の再建過程の問題。

① 今日の局面でのわれわれの闘い。

② 実践の弱さ、支持共闘としての大衆運動。

支持共闘内部での相互批判の不在。

五・三〇の部落研の糾弾への支持と防衛。我々の責任で支持共闘の強化と狭山差別裁判糾弾闘争への取り組み。

〈現認〉

関西の部隊の集会参加者の報告

① 部落研と中核派とは混同されるものではなかった。

② 解放派の部隊が部落研に襲いかかった。

共産主義革命党関西地方委員会

〈発言〉

① 現実に差別発言、差別襲撃があったと判断せざるを得ない。

① 五・三〇での解放派への評価——部落青年を矢面に立たせる利用主義。立場性の差異の理解の意義を理解していない。

部落解放闘争への無理解。総体としての反革命的対応。

② 支持共闘の弱さを自己批判。

③ その根拠——党派の弱さ——一般的確認で終わっている。

④ 調査、意志統一に対する全国的展開。

〈現認〉

部落研の報告を真実と受けとめることから出発。

革命的共産主義者同盟関西地方委員会

〈発言〉

① 支持共闘、革命的左翼内部から部落民、部落解放闘争に対する差別襲撃を生んだ。支持共闘の闘いの問題性を具現。

② われわれの内部から、部落研の糾弾権の行使に対し妨害する部分を生みだした——自己批判。

③ 沖縄闘争と糾弾権行使の対立的把握と二者択一の屈辱を強要。

④ 部落解放運動、部落研が沖縄闘争に結合すること——このことを通じた沖縄闘争の深化がcaちとられていることについての把握が不十分。

⑤ 部落解放運動を政治的利用主義的に捉える傾向とわれわれが闘い切れていないことから部落民、部落解放運動の中に分断をもちこむ襲撃を生みだしてしまっていることについての自己批判。戦列を強化と七月公判闘争に。

〈現認〉

- ①部落研が現場に到着したのは（白ヘル）関西の部隊と同時であったが直に中核派は階段前に集結し、部落研は旗（荊冠旗）を二本立てて独自行動をしていた。解放派の襲撃のあった時点で、部落研の隊列は中核派から完全にはなれて後方にいた。
- ②解放派の襲撃に対し防衛し、一隊は階段上にあがり、他の部隊が後退していく過程で解放派の隊列が部落研の隊列に襲いかかっているのを現認した。その時、部落研はスクラムをくんで指導部「〇名位が解放派に対して「部落研だ」と主張しており誤認して攻撃したとは思えない。
- ③対峙関係になる中で部落研の諸君が抗議デモを組織したのに対し、解放派の一部の指導者は制止していたが、隊列は部落研のデモにつかかっていったことを現認している。
- ④差別発言については交渉の過程で、部落研の糾弾に対し、解放派が「それがどうした」「関係ない」「部落民、部落民といばるな」等の発言を多くの者が聞いている。

全国部落解放研究会連合

〈発言〉

- ①まず最初にわれわれは中核派と解放派の党派闘争に一切関心はない。又この問題を党派闘争にすりかえてはならぬ。
- ②ここに来て、いる革労協指揮下の部隊によって、襲撃をうけ、差別暴言をうけた。二回目の襲撃の時、次の七項の差別暴言が解放派によってなされた。

にあるか確認し、それを配慮して行わなかったこと、差別発言、差別行為を防げなかったことは、これまでのわれわれの解放派の運動が不十分であることにあり、反省し、自己批判し、今後この点を配慮していく。

②われわれ解放派の隊列が、①差別暴行、⑤差別発言を行った。

③解放派の指揮者が、解放派の隊列に差別発言、暴行を制止しようとしたが防げなかった。

襲撃

- 革労協（Kと略称）のF「中核派の隊列と誤認して部落研の隊列に負傷者を出した。」
- 部落研（Bと略称）「誤認して、何をして、負傷者が出たのか!」
- 「誤認して、風が吹いて倒れて負傷したのか? 党派闘争を見てびっくりして負傷したのか?」
- K・H「そうじゃない。」
- K・H「中核派に対しては、タケザオ、石、コーラビン、鉄拳でやった。」
- B「部落研に対しても同じことをやったのか?」
- K・H「認認して行われた行為については自己批判する。」
- B「誤認して行った行為は、正しいのか、あやまっているのか?」

- ①部落、部落とエラソーにするな!
- ②命の安売りするな!
- ③糾弾するなら暴力で襲撃する。
- ④部落研の部落解放運動は救済運動だ。
- ⑤興奮したときは何をしてもかまわれない。
- ⑥今日は沖縄闘争で部落は関係ない。
- ⑦おまえら政治的にウマイなあ。
- ⑧部落研が「命がけでやっているんだ」といったのに対し——ここで誰かが死んだのか。
- ⑨われわれにも部落民がいるんだ。
- ⑩われわれは数十名の解放派の部隊に襲撃された。その時、ハタザオ、コーラビン、鉄拳、アキカン、ヘルメットを武器として使用した襲撃をうけた。
- ⑪荊冠旗を、抗議したにもかかわらず奪われた。
- ⑫多数の負傷者を出した。
- ⑬これは組織的、計画的襲撃である。
- ⑭われわれは終始防衛的行動をとった。不穏な動きがあるので、まきこまれないように、部落研の部隊を後方に移動させた。
- ⑮にもかかわらず革労協は「襲撃の事実はない」とか「差別発言はなかった」といなおっている。
- ⑯これを容認した五・三〇実行委、支持共闘会を糾弾する。

確認 革命的労働者協会

- ①党派闘争の場合でも、部落研及び部落青年の隊列をどこ

- K・F「不十分である。」
- K・M「わるい。」
- K・H「まちがっている。」
- B「何もしていないものに対し、タケザオ、コーラビン、石、鉄拳で襲うのは襲撃ではないのか?」
- K・H「襲撃ではない。」
- B「襲撃とは何か。」
- K・H「襲撃とは歴史的に権力と差別者による意識的に無差別に部落民にかけられる暴行、破壊、殺人、テロである。」
- B「革労協のやったことは君のいった襲撃の概念に一致するんじゃないか。」
- K・H「意識的にやったんじゃない。」
- B「おもしろ半分にやろうが意識的にやろうが、やられたものにとつてそんなことは関係ない。歴史上おこっている差別襲撃は例えば関東大震災の事件、瀬良田村事件のように、民衆が意識的計画的に襲撃するとは限らないのだ。」
- K・H「暴行である。襲撃は私の感じでは暴行より重いものである。」
- B「われわれにとっては襲撃でも暴行でも同じだ。しかし、襲撃でなくて暴行だと自らの罪を軽くしようとする態度は許せない。これは部落民に対する殺人未遂、集団虐殺未遂なのだ。千万言を費しても尽したい犯罪行為だ。そうでないという証拠はあるか!? こちらにはあるぞ!」
- K「……………」

誤認

K・H「中核派の隊列と部落研の隊列を誤認し、部落研の隊列に負傷者を出した。」

B「誤認し、何をして負傷者を出したのか？」

K・H、F「(何回も同じ発言をくりかえす)」

B「部落研は中核派とはなれて隊列を組み後方にいた。まいていない、ひるがえっている荊冠旗を二本たてていた。その中の一本を奪った。部落研とかいたメットを全員がかぶっていた。部落研のメンバーが、襲撃をうけたとき、『部落研だ。』

『部落研だ。』と何回も言った。誤認のおそれは全くない。』

K・M「二回目の時指揮者は旗をあげさせた。』

K・H「ヤメロといった。』

B「明らかに誤認ではなくて意識的組織的襲撃である。』

革労協内の部落民について

B「部落研を襲撃した隊列の中に部落民を入れていたのか？」

K・H「わからない。』

B「タテのうしろから出て来た。』

K・H「反戦の隊列の中に入れていた。』

B「『部落、部落とエラソーにいうな。』『われわれにも部落民はいるんだぞ』というヤジがかけられた時、彼がタテのか

げから出て来た。部落民をタテにして部落民に当らせるとは全く許せない。』

K・H「本人が自発的に出て来た。』

B「本人は何をしていたのか？」

K「……………」

B「『信じられない』等と革労協を防衛するような発言をしていた。』

B「われわれと彼ができるだけ早く話し合う機会を作ってほしい。』

K・H「伝えます。』

B「われわれに解放派がとった行為は彼にもむけられていると、いうことを明らかにせよ。』

K「やります。』

糾弾をうける姿勢

※(六月四日、支持共闘会議冒頭、解放派の一六名が会場の外に
いる状態で)

K・K「教育的意味をこめて一六名の傍聴を許してほしい。』

司会「今日は各団体の責任ある代表者二、三名でいい。大衆的会議については本日の会議をふまえてやる必要がある。今日は傍聴を認めない。』

K・K「わかりました。』

※(三〇分〜四〇分経つ)入場してきた部落研から

(地図を示す) (待場所を決める)

「全員の参加を確認します。いいですか？」

(全員肯く)

B「ちよっと待て。革労協の全員参加を確認せよ。』

司会「必ず参加しますね。』

(革労協一人一人声を出して肯く)

襲撃した部隊

K・F「われわれは部落研に敵対し襲撃する思想性は持たない。』

「調査中であるが正規部隊が襲撃した事実はない。周囲にシンパの部隊がいた。シンパはヘルメット、タケザオなしに周囲にいた。』

B「正規部隊とは何か？」

K・H「ヘルメットをかぶった七〇〇の部隊中、タケザオを持っているのが一五〇、関西の部隊は九名。』

B「われわれを襲撃したのはヘルメット、タケザオの部隊だ。』

「これなら正規部隊がやったことになる。』

K・H「われわれの部隊がやった。』

阪大に行く約束する

司会「今から阪大に移ります。結集一〇時。』

負傷者と治療

K・F「負傷者に対しては治療費を出し、全体に対しては文章でも

って自己批判する。』

意志統一

K・H「昨日（六月三日）の段階まで、襲撃はないと意志統一していた。」

喫茶店 S

K・F「革労協は六月四日PM一時関西救援連絡センターで部落研の諸君と会うことを約束しておきながら、その場に行かず、さんざん待たせたあげく、他の場所（喫茶店S）から三回も電話して、『来い。』といい、部落研が約束の場所に来いというのに対し行かなかったことを自己批判する。」

九・一問題、佐賀大問題、滝口論文

B「九・一集会では、解放派はわれわれが登壇するやいなや『カジセシス』とヤジリ、糾弾した部落研の隊列にタケザオで殴打し、暴力団、ヤクザという差別ヤジをあびせかけた。」「佐賀大問題では『橋のない川上映運動』を行った。」「又、『解放』誌上に『部落民の過剰なコンプレックス』『逆差別』な

どと主張する論文をのせたことに対し、部落研が糾弾したところ、組織的に解決するといながら、今日まで何も解決していないじゃないか！」

K・H「何度も許されることではないと思うが、私の非力も含め、今後組織的に解決していきたい。」

B「九・一の差別発言、暴行した者は未だでないじゃないか！」

K・H「自己批判させ、謝罪させる。」

日本共産主義革命党関西地方委員会

日本共産主義革命党同盟（第四インターナショナル日本支部）

関西地方委員会

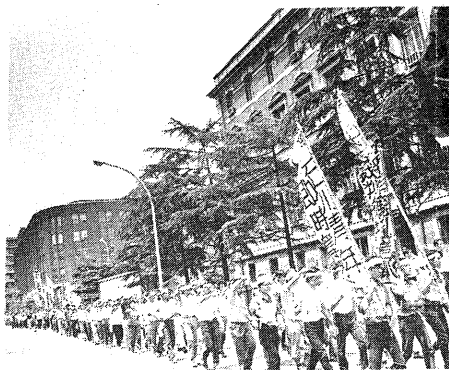
革命的共産主義者同盟関西地方委員会

共産主義者同盟関西地方委員会

共産主義労働者党大阪府委員会

関西救援連絡センター

出入国管理体制粉砕関西実行委員会



7. 15東京高裁糾弾闘争



7. 11 200名の現地調査団
（「犯行」現場にて）



荊冠

No. 3

定価 二五〇円

一九七一年八月四日

発行

発行者

荊冠編集委員会

寝屋川市寝屋川郵便局私書箱二七号



荊冠

1・2合併号

定価 300円

日本帝国主義と部落解放
日本帝国主義と

七〇年代部落解放闘争の革命的展望
封建制下の部落と抵抗

大阪府立豊中高校差別事件糾弾

特集・狭山差別裁判糾弾闘争

獄中からAさんへの便り／狭山差別裁判糾弾闘争経過／東京拘置所長への
糾弾状／起訴状／狭山差別裁判実力糾弾への道／獄中から訴える・他

〔資料〕水平宣言 第二回水平社大会アピール 全国水平社青年同盟「趣旨」
部落解放同盟綱領 編集・荊冠編集委員会 発行・荊冠社

荊冠社・

大阪府寝屋川市寝屋川郵便局私書箱27号

一九七一年八月四日

荊冠

定価 二五〇円（二五〇円）